第3次上尾市上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画（取組評価）

基本目標１：誰もが福祉サービスを利用しやすい地域づくり　－　取組（大項目）１：福祉サービスの充実と利用促進

【基本目標１－取組１】（計画冊子：P53-56）

取組（中）	取組（小項目）	取組内容（冊子記載）	担当	令和６年度の実施状況（具体的な取組等）※参考	令和７年度の方針・実施予定	令和７年度の実施状況（具体的な取組等）	取組評価	令和８年度の方針・実施予定
(1)福祉サービスの充実	1-1 児童福祉サービスの充実	妊婦・出産・育児の切れ目ない支援、多様な子育て支援サービスや保育・療育サービスの充実と環境の整備など、地域の子育て力の向上を図ります。【子ども・子育て支援事業計画】	こども支援課	現状と課題を分析・整理するにあたって、こどもや子育て、若者に関わる関係団体等を対象に令和６年７月～８月にヒアリング調査を実施した。これまで取り組んできた「第２期上尾市子ども・子育て支援事業計画」及び「上尾市子ども貧困対策計画」を包含し、こども基本法及びこども大綱に基づいた各種施策を一体的に取りまとめた「上尾市こども計画」を令和７年３月に策定した。	上尾市子ども・子育て会議において、「第２期上尾市子ども・子育て支援事業計画」の最終評価を行う。また、新たに策定した「上尾市こども計画」の評価方針を定める。	上尾市子ども・子育て会議において、「第２期上尾市子ども・子育て支援事業計画」の最終評価を実施した。保育・子育て支援サービスを安定的に供給できるよう、将来的な需要を見据えながら、その対応に必要な体制の整備に努めた。	A	上尾市子ども・子育て会議において、令和７年４月に策定した「上尾市こども計画」の進捗評価を実施する。引き続き、保育・子育て支援サービスを安定的に供給できるよう、将来的な需要を見据えながら、その対応に必要な体制の整備に努めていく。
	1-2 障害者福祉サービスの充実	障害の特性やニーズに応じた給付・助成などの実施、福祉サービスの充実を進めるとともに、社会的自立の要望に応じた就労支援を図ります。【障害者支援計画・障害福祉計画・障害児福祉計画】	障害福祉課	地域における障害者の社会的自立を目指し、個々の障害程度や家庭環境に応じて、身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を継続して実施した。	地域における障害者の社会的自立を目指し、個々の障害程度や家庭環境に応じて、身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を継続して実施する。	地域における障害者の社会的自立を目指し、個々の障害程度や家庭環境に応じて、身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を継続して実施した。	B	地域における障害者の社会的自立を目指し、個々の障害程度や家庭環境に応じて、身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を継続して実施する。
	1-3 高齢者福祉サービスの充実	高齢者、要介護高齢者のニーズに対応し、介護保険サービス及び安心・安全、生きがい、健康に向けたさまざまな福祉サービスの充実を図ります。【高齢者福祉計画・介護保険事業計画】	高齢介護課	第９期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「介護予防の推進」「移動支援の充実」「介護人材の確保」を重点プロジェクトとして、福祉サービスの充実を図っている。「移動支援の充実」は引き続き2団体で実施しており、介護に関する入門的研修で18人、喀痰吸引等研修では7人の修了者を創出した。また外国人介護人材確保推進事業によって、5事業所に対して生活必要品の購入に係る費用の補助を行った。	第９期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進」「高齢者がいつまでも生きがいをもてる支援体制の確保」「一人ひとりに寄り添った介護サービス基盤の整備」を基本方針として福祉サービスの充実を図っていく。	第９期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進」「高齢者がいつまでも生きがいをもてる支援体制の確保」「一人ひとりに寄り添った介護サービス基盤の整備」を基本方針として福祉サービスの充実を図った。	B	第９期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進」「高齢者がいつまでも生きがいをもてる支援体制の確保」「一人ひとりに寄り添った介護サービス基盤の整備」を基本方針として福祉サービスの充実を図っていく。
	1-4 健康増進・保健施策の推進	生活習慣の改善、特定健診などの受診率向上、こころの健康づくり、介護予防の取組など、市民の健康増進・保健施策を推進します。【健康増進計画・食育推進計画】	健康増進課	各種がん検診等の実施、健康増進に関する相談・教育事業の実施、精神保健事業を実施した。	引き続き、各種がん検診等（新たに成人歯科健診対象年齢に30歳を加える）の実施、健康増進に関する相談・教育事業の実施、精神保健事業（新たにオンラインカウンセリング事業を委託）を実施していく。	例年通り、各種がん検診等を実施した。また、若年層の歯科口腔に関する意識向上に向け、成人歯科健診については、対象年齢に新たに30歳を追加し実施した。	A	各種検診等においては、胃がん（胃内視鏡）検診の受診者枠の拡大と成人歯科健診の対象年齢に新たに20歳を加えて実施する予定。また、生活習慣の改善に向け、新たに「健康チェック相談会」を月1回ペースで開催していく。こころの健康づくりについては、疾病別家族教室（統合失調症、うつ病、依存症）を既存の家族サロン事業に教育機能を加えた形でリニューアルし、実施していく。
	1-5 福祉サービスの質の向上	多様な福祉サービスへのニーズや相談に対応するため、職員や各種専門職に対する研修を実施するなど、資質向上と人材の確保に努めます。また、第三者評価機関による評価を受けるなど、福祉サービスの質の向上を図ります。	保育課	研修計画に基づき、主任保育士研修、障害児研修等の公立保育所職員を対象とした各研修や市内認可保育所でを対象とした全体研修を実施した。また、２ヶ所の保育所で、第三者機関による第三者評価を実施した。	研修計画に基づき、各研修を実施し、資質の向上を図る。 また、２ヶ所の保育所で、第三者機関による第三者評価を実施し、福祉サービスの向上を図る。	研修計画に基づき、主任保育士研修、障害児研修等の公立保育所職員を対象とした各研修や市内認可保育所でを対象とした全体研修を実施した。また、２ヶ所の保育所で、第三者機関による第三者評価を実施した。	A	研修計画に基づき、各研修を実施し、資質の向上を図る。 また、３ヶ所の保育所で、第三者機関による第三者評価を実施し、福祉サービスの向上を図る。
			障害福祉課	基幹相談支援センターや自立支援協議会と連携し、研修や情報交換等を通じて、サービス提供事業者の質の確保や人材確保を継続して実施した。	基幹相談支援センターや自立支援協議会と連携し、研修や情報交換等を通じて、サービス提供事業者の質の確保や人材確保を継続して実施する。	基幹相談支援センターや自立支援協議会と連携し、研修や情報交換等を通じて、サービス提供事業者の質の確保や人材確保を継続して実施した。	B	基幹相談支援センターや自立支援協議会と連携し、研修や情報交換等を通じて、サービス提供事業者の質の確保や人材確保を継続して実施する。
			高齢介護課	職員や各種専門職に対し、県主催の「介護保険市町村等職員新規研修」など様々な研修に積極的に参加してもらい、人材の資質向上を図った。	職員や各種専門職に、県主催の「介護保険市町村等職員新規研修」に様々な研修に積極的に参加してもらい、人材の資質向上を図っていく。	職員や各種専門職に対し、県主催の「介護保険市町村等職員新規研修」など様々な研修に積極的に参加してもらい、人材の資質向上を図った。	B	職員や各種専門職に、県主催の「介護保険市町村等職員新規研修」に様々な研修に積極的に参加してもらい、人材の資質向上を図っていく。
	1-6 福祉関連施設の充実	各福祉分野の計画や施設マネジメントに基づいて、ニーズに対応するための施設整備や適切な管理運営を実施します。	保育課	保育需要の高い地域を中心に私立保育所3園を整備した。	保育需要を見込み、需要に供給が追い付いていない地域に保育施設を整備していく	保育需要の高い地域を中心に私立保育園1園、小規模保育施設1園を整備した。	A	保育需要を見込み、需要に供給が追い付いていない地域に保育施設を整備していく。
			福祉総務課	・上尾市総合福祉センターについては、大規模改修工事・擁壁改修工事に向け契約を令和6年9月30日に締結し、工事に着手した。 ・向山サポートセンターについては、方向性の検討を進めているが、結論には至っていない。	・上尾市総合福祉センターについては、オープンに向けて工事を進めてく。 ・向山サポートセンターについては、引き続き施設マネジメントに基づき、方向性を検討していく。	・上尾市総合福祉センターについては、令和７年１１月に工事が完了し、令和８年２月にリニューアルオープンした。 ・向山サポートセンターについては耐用年数の整理により令和11年度から方向性の検討を再開する。	A	引き続き地域福祉拠点の整備・運営支援を実施していく。
			障害福祉課	就労継続支援Ｂ型事業所「多夢向」、生活介護事業所「ピュア・スマイル」の施設管理を実施した。	就労継続支援Ｂ型事業所「多夢向」、生活介護事業所「ピュア・スマイル」の施設管理を継続して実施する。	就労継続支援Ｂ型事業所「多夢向」、生活介護事業所「ピュア・スマイル」の施設管理を実施した。	B	就労継続支援Ｂ型事業所「多夢向」、生活介護事業所「ピュア・スマイル」の施設管理を継続して実施する。
			高齢介護課	第９期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施設整備計画に基づき認知症対応型共同生活介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護の整備支援をしていたが、計画に即した申請がなく整備に至らなかった。	第９期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施設整備計画に基づき、必要に応じ、各介護施設等の建設に関わる事前協議開催等を実施していく。	第９期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施設整備計画に基づき認知症対応型共同生活介護事業所、（看護）小規模多機能型居宅介護の整備支援をしていたが、計画に即した申請がなく整備に至らなかった。	C	第９期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施設整備計画に基づき、必要に応じ、各介護施設等の建設に関わる事前協議開催等を実施していく。また、第１０期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施設整備計画を策定する。
	1-7 社会福祉法人の運営支援	社会福祉法人に対する監査・指導や助言を行い、法人運営の適正化と円滑な事業運営の確保を図るとともに、人材の育成・確保など、福祉サービス向上に向けて運営を支援します。	保育課	特定教育・保育施設を運営する社会福祉法人が、安全かつ適切に保育運営ができるよう、保育指導のみならず、事故防止、衛生管理、健康管理、非常災害対応等に関し、必要な助言、指導を実施した。	今年度も特定特定教育・保育施設を運営する社会福祉法人が、安全かつ適切に保育運営ができるよう、保育指導のみならず、事故防止、衛生管理、健康管理、非常惨害対応等に関し、必要な助言、指導を行う。	特定教育・保育施設を運営する社会福祉法人が、安全かつ適切に保育運営ができるよう、保育指導のみならず、事故防止、衛生管理、健康管理、非常災害対応等に関し、必要な助言、指導を実施した。	A	今年度も特定特定教育・保育施設を運営する社会福祉法人が、安全かつ適切に保育運営ができるよう、保育指導のみならず、事故防止、衛生管理、健康管理、非常惨害対応等に関し、必要な助言、指導を行う。
			福祉総務課	社会福祉法人の運営・財務管理に対する指導監査（9法人）を実施した。運営支援として、定款変更や会議運営方法などに関する相談対応や助言を行っている。	引き続き、継続して実施する。	社会福祉法人の運営・財務管理に対する指導監査（6法人）を実施した。運営支援として、定款変更や会議運営方法などに関する相談対応や助言を行っている。	B	引き続き、継続して実施する。
			障害福祉課	社会福祉法人の運営・財務管理に対する指導監査を必要に応じて実施し、社会福祉法人の運営する事業所からの相談を受け、サービス提供に対する適正な請求を行えるよう支援を行った。	社会福祉法人の運営・財務管理に対する指導監査を継続して実施する。	社会福祉法人の運営・財務管理に対する指導監査を必要に応じて実施し、社会福祉法人の運営する事業所からの相談を受け、サービス提供に対する適正な請求を行えるよう支援を行った。	B	社会福祉法人の運営・財務管理に対する指導監査を継続して実施する。
			高齢介護課	社会福祉法人が運営する施設からの相談を受け、適正なサービス提供につながるよう支援した。	社会福祉法人が運営する施設からの相談を受け、適正なサービス提供につながるよう支援していく。	社会福祉法人が運営する施設からの相談を受け、適正なサービス提供につながるよう支援した。	B	社会福祉法人が運営する施設からの相談を受け、適正なサービス提供につながるよう支援していく。
	1-8 ふるさと納税制度の活用	ふるさと納税や企業版ふるさと納税を、福祉の充実などに活用します。	行政経営課	令和6年度に福祉に関する事業では「民間保育所施設整備事業」に対し、企業から寄附が１件（寄附金額10万円）あった。令和６年度は、14事業を対象に市外の企業からの寄附を募り、企業版ふるさと納税制度を活用した本市への寄附の受付実績は全体で９件（民間委託の成果報酬０件）、３２０万円の寄附金額であった。	福祉の充実も踏まえ、令和7年度も引き続き寄附募集の民間委託（成果報酬）を活用して寄附の促進を図る。	令和7年度は福祉に関する事業では「スポーツ健康都市宣言推進事業（健康ポイントサービス事業の拡充）」に対し、企業から寄附が１件（寄附金額10万円）あった。令和７年度は、11事業を対象に市外の企業からの寄附を募り、企業版ふるさと納税制度を活用した本市への寄附の受付実績は全体で８件（民間委託の成果報酬３件）、３１０万円の寄附金額であった。	B	福祉の充実も踏まえ、令和８年度も引き続き寄附募集の民間委託（成果報酬）を活用して寄附の促進を図る。
			財政課	ふるさと納税を子ども・子育て支援事業計画の策定事業、子どもの医療費の助成事業、民間保育施設の開設に対する助成事業、ひきこもり・不登校など困難を有する子ども・若者のための居場所の設置事業、学童保育所運営事業、生活困窮世帯に対する学校給食費の補助事業、喀痰吸引等研修の実施事業、福祉タクシー券等助成事業、障害福祉サービス事業、妊産婦健康診査事業等に充当した。	ふるさと納税を民間保育施設の運営に対する助成事業、子どもの医療費の助成事業、ひきこもり・不登校など困難を有する子ども・若者のための居場所の設置事業、学童保育所運営事業、健康ポイントの推進に関する事業、外国人介護人材確保の推進に関する事業、福祉タクシー券等助成事業、障害福祉サービス事業、障害時の通所給付に関する事業、妊産婦健康診査事業等に充当予定。	ふるさと納税を民間保育施設の運営に対する助成事業、子どもの医療費の助成事業、ひきこもり・不登校など困難を有する子ども・若者のための居場所の設置事業、学童保育所運営事業、健康ポイントの推進に関する事業、外国人介護人材確保の推進に関する事業、福祉タクシー券等助成事業、障害福祉サービス事業、障害時の通所給付に関する事業、妊産婦健康診査事業等に充当した。	B	ふるさと納税を民間保育施設の運営に対する助成事業、こどもの医療費の助成事業、ひきこもり・不登校など困難を有するこども・若者のための居場所の設置事業、学童保育所運営事業、健康ポイントの推進に関する事業、福祉タクシー券等助成事業、障害福祉サービス事業、障害時の通所給付に関する事業、妊産婦健康診査事業等に充当予定。
(2)情報発信体制の充実	1-9 効果的な情報発信	目的や年代、ニーズを考慮し、広報媒体と速報性の高いソーシャルメディア を活用します。また、ユニバーサルデザインに配慮するなど、わかりやすく効果的な情報発信に努めるとともに、「声の広報」や外国人市民向け多言語対応など、ニーズに対応した情報発信に努めます。	広報広聴課	各ソーシャルメディアの特長に応じた内容、表現、発信タイミングを慎重に考慮し、効果的な情報発信に努めた。また、デジタルサイネージを活用し、市民向けサービスの案内や地域イベントの情報を含む多岐にわたる情報を庁舎内外に広く発信した。	引き続き、各ソーシャルメディアの特長を活かした内容、表現、発信タイミングを検討し、効果的な情報発信に努める。また、市HPのイベントカレンダーやデジタルサイネージの活用に加え、市役所前交差点に設置されたLEDコミュニティビジョンの運用を開始し、多様な情報をより幅広く発信する。	各ソーシャルメディアの特長に応じた内容、表現、発信タイミングを慎重に考慮し、効果的な情報発信に努めた。また、デジタルサイネージを活用し、市民向けサービスの案内や地域イベントの情報を含む多岐にわたる情報を庁舎内外に広く発信した。	B	引き続き、各ソーシャルメディアの特長を活かした内容、表現、発信タイミングを検討し、効果的な情報発信に努める。また、市HPのイベントカレンダーやデジタルサイネージを活用し、多様な情報をより幅広く発信する。
			市民協働推進課	外国人市民を対象とする多言語「ハローコーナーニーズ」の英語版は、郵送から公式LINEによる配信に切り替えた。郵送費の削減を図れるとともに、迅速的に情報発信ができた。8月9日に、南海トラフ地震臨時情報をLINEを通じて、発信できた。	多言語情報をLINE、FacebookやXなどのSNSを通じて、必要な情報が必要な人に届くよう努める。	多言語情報誌「ハローコーナーニーズ」を発行するとともに、外国人市民の利用率の高いSNS（LINE、XとFacebook）による配信を行った。必要な生活情報をより多くの方に届くことができた。	B	SNSによる多言語情報発信を図るとともに、多様な手法による外国人市民向け生活オリエンテーションの実施に努める。
	1-10 福祉サービスや事業者情報の提供の充実	利用目的に応じて、福祉サービスやサービス提供事業者に関する情報のガイドブックや冊子を作成して、提供します。	こども支援課	子育て世帯に最新情報を早く提供するため、令和４年７月および令和５年６月に発行していた「あげお子育てガイドブック」を、令和６年度は５月に発行することができた。また、二次元バーコードも活用しユーザビリティの向上も図った。	㈱サイネックスと協働で発行している「あげお子育てガイドブック」について、令和７年度版を令和７年５月に発行する。 また、相談窓口紹介ページなどの情報が多く煩雑化している箇所について、読み取りやすくなるように掲載情報の精査やレイアウトの改善を行う。	令和７年度版「あげお子育てガイドブック」について、㈱サイネックスと協働で令和７年５月に発行した。また、掲載情報の精査やレイアウトの改善を行った。	A	令和８年度版「あげお子育てガイドブック」について、㈱サイネックスと協働で令和８年５月に発行する。関係機関と連携の上、分かりやすい子育て支援情報の提供に努める。
			保育課	新設の保育園の情報を入れ、各保育園から記載事項の更新を反映しガイドブックの情報を最新にし、情報提供を行った。また、駐車場の有無など、保育施設の補足情報をまとめた「上尾市認可保育施設補足情報一覧」も前年度に引き続き作成し、保育施設選びのきめ細かい情報提供に努めた。	引き続き、最新の情報の提供を保育園にできるように各保育園と連携して対応する。 新設園の情報も詳細に記載できるようにする。	新設の保育園の情報を入れ、各保育園から記載事項の更新を反映しガイドブックの情報を最新にし、情報提供を行った。また、駐車場の有無など、保育施設の補足情報をまとめた「上尾市認可保育施設補足情報一覧」も前年度に引き続き作成し、保育施設選びのきめ細かい情報提供に努めた。	A	引き続き、最新の情報の提供を保育園にできるように各保育園と連携して対応する。 新設園の情報も詳細に記載できるようにする。
			障害福祉課	障害のある人もない人も、地域で生き生きと暮らせるまちを目指し、実施されている障害者の福祉制度や事業について幅広く分かりやすくまとめて「しおり」を作成し、主に手帳交付者を対象に配布した。また、しおりのデータは市ホームページにも公開し、より多くの人に制度や事業について周知している。	制度改正に合わせ、「しおり」の掲載内容を適宜見直し、今後も障害者の福祉制度や事業について周知を徹底していく。	障害のある人もない人も、地域で生き生きと暮らせるまちを目指し、実施されている障害者の福祉制度や事業について幅広く分かりやすくまとめて「しおり」を作成し、主に手帳交付者を対象に配布した。また、しおりのデータは市ホームページにも公開し、より多くの人に制度や事業について周知している。	B	制度改正に合わせ、「しおり」の掲載内容を適宜見直し、今後も障害者の福祉制度や事業について周知を徹底していく。
			高齢介護課	介護保険制度周知パンフレットを6,250部作製したほか、介護保険事業者を掲載した冊子の作製協力を行い、市民や関係機関に配布した。また、外国人市民向けに多言語版介護保険制度周知パンフレットも引き続きホームページに掲載している。	介護保険制度周知パンフレットの作製と介護保険事業者を掲載した冊子の作製支援を引き続き行うことによって、介護保険制度等について広く周知する。	介護保険制度周知パンフレットを6,250部作製したほか、介護保険事業者を掲載した冊子の作製協力を行い、市民や関係機関に配布した。また、外国人市民向けに多言語版介護保険制度周知パンフレットも引き続きホームページに掲載している。	B	介護保険制度周知パンフレットの作製と介護保険事業者を掲載した冊子の作製支援を引き続き行うことによって、介護保険制度等について広く周知する。
			健康増進課	健康カレンダーを全戸配布、広報あげお、市ホームページ等以外に、健康ポイントアプリ（あげお健康ぶらす）を開始し、プッシュ通知機能を生かした健康づくりの情報発信、健康増進課の市民向け事業の利用勧奨を積極的に行った。	引き続き、健康カレンダーの全戸配布、広報あげお、市ホームページ、健康ポイントアプリ（あげお健康ぶらす）等を生かした情報発信を積極的に行っていく。	健康カレンダーの全戸配布、広報あげお、市ホームページ、健康ポイントアプリ（あげお健康ぶらす）のプッシュ機能（通知）を生かした情報発信を積極的に行った。	B	引き続き、健康カレンダーの全戸配布、広報あげお、市ホームページ、健康ポイントアプリ（あげお健康ぶらす）のプッシュ通知を生かした情報発信を積極的に行っていく。

※取組評価（A：予定以上、B：概ね予定通り、C：予定遅れ、D：大幅遅れ・未実施）

第3次上尾市上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画（取組評価）

基本目標１：誰もが福祉サービスを利用しやすい地域づくり　－　取組（大項目）１：福祉サービスの充実と利用促進

【基本目標１－取組１】（計画冊子：P53-56）

取組（中）	取組（小項目）	取組内容（冊子記載）	担当	令和６年度の実施状況（具体的な取組等）※参考	令和７年度の方針・実施予定	令和７年度の実施状況（具体的な取組等）	取組評価	令和８年度の方針・実施予定
(2)情報発信体制の充実	1-11 福祉サービスや制度周知の推進	市ホームページや「あげお市政出前講座」などにおいて、子ども・子育て支援、高齢者や障害福祉サービス、介護保険制度など、福祉サービスや制度に関する情報周知に努めます。	こども支援課	令和６年４月、７月、１０月、令和７年１月に掲載情報の変更等の照会をし、また随時変更を受付け、子ども・子育て応援ページの更新作業を実施した。定期的な庁内照会による更新作業によって新しい情報を利用者に提供できた。	「子ども・子育て応援ページ」の掲載内容について定期的に全庁照会を行い、常に新しい情報を利用者に提供できるよう努める。	令和７年４月、７月、１０月、令和８年１月に掲載情報の変更等の照会をし、また随時変更を受付け、こども・子育て応援ページの更新作業を実施した。定期的な庁内照会による更新作業によって新しい情報を利用者に提供できた。	A	「こども・子育て応援ページ」の掲載内容について定期的（年４回を目安）に全庁照会を行い、常に新しい情報を利用者に提供できるよう努める。
			障害福祉課	市ホームページによる福祉サービス制度等の情報周知を行うとともに、依頼に基づき出前講座を実施した。	市ホームページによる福祉サービス制度等の情報周知を行いつつ、依頼に基づき出前講座を実施していく。	市ホームページによる福祉サービス制度等の情報周知を行うとともに、依頼に基づき出前講座を実施した。	B	市ホームページによる福祉サービス制度等の情報周知を行いつつ、依頼に基づき出前講座を実施していく。
			高齢介護課	市ホームページでは、最新情報等について随時にて情報周知を図ったほか、「あげお市政出前講座」は年間8件開催することで、介護保険制度や福祉サービスに関する情報周知に努めた。	市ホームページや「あげお市政出前講座」などにおいて、介護保険制度や福祉サービスに関する情報周知に努める。	市ホームページでは、最新情報等について随時にて情報周知を図ったほか、「あげお市政出前講座」は年間7件開催し、介護保険制度や福祉サービスに関する情報周知に努めた。	B	市ホームページや「あげお市政出前講座」において、介護保険制度や福祉サービスに関する情報周知に努める。
			保険年金課	年金保険料や給付に関すること、特定健康診査や後期高齢者健康診査等について、情報提供や周知に努めた。高齢者のフレイル予防について、市内2圏域においてフレイル予防講座を実施した。	年金保険料や給付に関すること、特定健康診査や後期高齢者健康診査等について、情報提供や周知を図っていく。高齢者のフレイル予防について、昨年度と異なる市内２圏域においてフレイル予防講座を実施し、周知していく。	年金保険料や給付に関すること、特定健康診査や後期高齢者健康診査等について、情報提供や周知に努めた。高齢者のフレイル予防について、市内２圏域においてフレイル予防講座を実施し、周知した。	B	年金保険料や給付に関すること、特定健康診査や後期高齢者健康診査等について、情報提供や周知を図っていく。高齢者のフレイル予防について、市内２圏域においてフレイル予防講座を実施し、周知していく。
	1-12 地域での情報提供	自治会・町内会・区会や民生委員・児童委員などを通じた、地域での情報共有や提供（お知らせやチラシ）の充実を図ります。	福祉総務課	事務局となっている上尾市民生委員・児童委員協議会連合会（理事会）に対して、全庁的に情報提供を依頼し、ICTを利用できない方などが情報を得ることができるよう、民生委員・児童委員との情報共有・提供に努めた。	引き続き福祉サービスの情報提供について、全庁的に依頼などを行い、市が事務局となっている上尾市民生委員・児童委員協議会連合会（理事会）を通じて、民生委員・児童委員と情報を共有することで、ICTを利用できない方などが民生委員・児童委員から情報を得ることができるように努める。	事務局となっている上尾市民生委員・児童委員協議会連合会（理事会）に対して、全庁的に情報提供を依頼し、福祉に関するチラシ等を民生委員に配布し、ICTを利用できない方などが民生委員・児童委員から情報を得ることができるよう、情報の共有・提供に努めた。	B	引き続き福祉サービスの情報提供について、全庁的に依頼などを行い、市が事務局となっている上尾市民生委員・児童委員協議会連合会（理事会）を通じて、民生委員・児童委員と情報を共有することで、ICTを利用できない方などが民生委員・児童委員から情報を得ることができるように努める。
			市民協働推進課	毎月開催される上尾市自治会連合会理事会や各地区定例会の場において、各所属から地域・自治会への情報共有・提供について集約し、回覧板の活用やポスター掲示による地域での情報共有・提供に努めた。	毎月開催される上尾市自治会連合会理事会や各地区定例会の場において、回覧板の活用やポスター掲示による地域での情報共有・提供に引き続き努めるとともに、回覧やポスターの必要性について自治会での検討を行う。	回覧板の活用やポスター掲示による地域での情報共有・提供を継続。回覧・ポスター等について、連合会内で検討し、全庁的な調整を行った。今年度から新たに市ホームページでの自治会活動の実施報告の掲載を開始。令和７年度は２２件掲載。	B	電子回覧板など、若い世代を含めた情報発信ができる体制を整える。
(3)権利擁護の推進	1-13 ★成年後見制度の利用促進	認知症や精神疾患などの理由により、判断能力が不十分な人が不利益を被ることなく安心して地域で暮らしていけるように、権利擁護に関する支援の必要な人を発見し、関係機関の相談窓口につなぐなど、早期に対応できるよう、地域の権利擁護支援体制の構築に努めます。また、権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの中核となる機関（上尾市成年後見センター）を設置し、成年後見制度の広報・啓発、相談をはじめ、協議会の設置や、成年後見制度の利用促進（地域における権利擁護の担い手の養成や受任者調整など）、後見人支援などの機能を段階的に整備します。	福祉総務課	成年後見制度の窓口について民生委員・児童委員への周知・啓発を行う。また、ふくしの窓口についても、必要に応じ成年後見制度やセンターについて案内を行うなど、密に連携できるよう務める。	引続き、成年後見制度の窓口について民生委員・児童委員への周知・啓発を行う。また、ふくしの窓口についても、必要に応じ成年後見制度やセンターについて案内を行うなど、密に連携できるよう務める。	成年後見制度について民生委員・児童委員への周知・啓発を行う。また、社会福祉協議会が開催している成年後見制度の講演会にも積極的に参加するように促し、情報の共有に努めた。	B	引続き、成年後見制度の窓口について民生委員・児童委員への周知・啓発を行う。また、ふくしの窓口についても、必要に応じ成年後見制度やセンターについて案内を行うなど、密に連携できるよう務める。
			障害福祉課	地域の権利擁護支援体制の構築をはかるため、上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターとともに、成年後見センター運営会議や地域連携ネットワーク会議に参加するとともに、出前講座の機会を通じ、障害当事者や家族に向けた成年後見制度の周知を行った。	上尾市成年後見センターと連携を図りながら成年後見制度の利用促進に向け取り組んでいく。	地域の権利擁護支援体制の構築をはかるため、上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターとともに、成年後見センター運営会議や地域連携ネットワーク会議に参加した。障害当事者や家族からの相談に応じ、成年後見制度の周知を行った。	B	上尾市成年後見センターと連携を図りながら成年後見制度の利用促進に向け取り組んでいく。
			高齢介護課	市民や関係機関に向けた成年後見制度の広報・啓発及び制度に関する相談対応や親族後見人からの相談対応を実施。さらに、成年後見センター運営委員会（年2回）、受任調整の仕組みである支援調整会議（月1回）、地域連携ネットワーク協議会（年1回）を開催した。また、市民後見人の育成に関して、養成研修（応用編）を実施し、その修了者のうち希望者が市民後見人受任候補者名簿に登録された。	引き続き、上尾市成年後見センターを通じて、市民や関係機関へ成年後見制度の広報・啓発を行い、成年制度の相談や親族後見人への相談に対応する。成年後見センター運営委員会を開催するとともに、受任調整の仕組みである支援調整会議の開催や地域連携ネットワーク協議会の開催等、成年後見制度の利用促進を行う。市民後見人の養成に関してはまた基礎編を開催する予定である。	市民や関係機関に向けた成年後見制度の広報・啓発及び制度に関する相談対応や親族後見人からの相談対応を実施。さらに、成年後見センター運営委員会（年2回）、受任調整の仕組みである支援調整会議（月1回）、地域連携ネットワーク協議会（年2回）を開催した。また、市民後見人の育成に関して、養成研修（基礎編）を実施した。	B	引き続き、上尾市成年後見センターを通じて、市民や関係機関へ成年後見制度の広報・啓発を行い、成年制度の相談や親族後見人への相談に対応する。成年後見センター運営委員会を開催するとともに、受任調整の仕組みである支援調整会議の開催や地域連携ネットワーク協議会の開催等、成年後見制度の利用促進を行う。市民後見人の養成に関しては基礎編修了者を対象にした実践編を開催する予定である。
	1-14 成年後見制度の利用支援	判断能力が不十分となった人で、本人や親族による成年後見制度開始の申立てができない場合に、市長申立により成年後見制度開始の審判請求を行うなど、成年後見制度の利用を支援します。	障害福祉課	判断能力が不十分となった人で、本人や親族による成年後見制度開始の申立てができない場合に、市長申立により成年後見制度開始の審判請求を行うなど、成年後見制度の利用を支援した。（成年後見人等報酬助成件数　５件）	判断能力が不十分となった人で、本人や親族による成年後見制度申し立てができない障害者に対して支援を行っていく。	判断能力が不十分となった人で、本人や親族による成年後見制度開始の申立てができない場合に、市長申立により成年後見制度開始の審判請求を行うなど、成年後見制度の利用を支援した。（市長申立件数２件　成年後見人等報酬助成件数　２件）	B	判断能力が不十分となった人で、本人や親族による成年後見制度申し立てができない障害者に対して支援を行っていく。
			高齢介護課	判断能力が不十分となった人で、本人や親族による成年後見制度開始の申立てができない場合に、市長申立により成年後見制度開始の審判請求を行うなど、成年後見制度の利用を支援した。（市長申立件数4件・成年後見人等報酬助成件数7件）	判断能力が不十分となった人で、本人や親族による成年後見制度開始の申立てができない場合に、市長申立により成年後見制度開始の審判請求を行うなど、成年後見制度の利用を支援する。	判断能力が不十分となった人で、本人や親族による成年後見制度開始の申立てができない場合に、市長申立により成年後見制度開始の審判請求を行うなど、成年後見制度の利用を支援した。（市長申立件数10件・成年後見人等報酬助成件数10件）	B	判断能力が不十分となった人で、本人や親族による成年後見制度開始の申立てができない場合に、市長申立により成年後見制度開始の審判請求を行うなど、成年後見制度の利用を支援する。
社協	S-1-1 福祉支援の人材育成及び環境整備	社協13支部に配置されているコーディネーターの人材の育成に努めていきます。また、各社協支部に設置されている支部拠点の整備を適時行い、地域住民が利用しやすい環境を整えます。	社会福祉協議会	基本、拠点を週４日以上（平方支部は週３日）開所し、自治会や各種団体等、支部及び市社協との連絡調整及び地域の困りごとの受付や対応、関係機関への連携等の事務やあったか見守りサービスの訪問調整等の業務を実施した。各支部ともに広報誌を発行し、地域活動情報の発信をするとともに、見守りを希望する利用者や協力員の募集、支部拠点のPR等を積極的に行った。	社協１３支部では、年間を通じた事業を継続・実施する上で、人材不足が課題となっており、コーディネーター及び支部役員の負担増が課題となっている。支部事業にかかる負担減の配慮が必要であり、事業内容の整理に向けて検討していく。	基本、拠点を週４日以上（大石東支部は週３日）開所し、自治会や各種団体等、支部及び市社協との連絡調整及び地域の困りごとの受付や対応、関係機関への連携等の事務やあったか見守りサービスの訪問調整等の業務を実施した。各支部ともに広報紙を発行し、地域活動情報の発信をするとともに、見守りを希望する利用者や協力員の募集、支部拠点のPR等を積極的に行った。	B	社協１３支部では、年間を通じた事業を継続・実施する上で、人材不足が課題となっており、コーディネーター及び支部役員の負担増が課題となっている。支部事業にかかる負担減の配慮が必要であり、事業内容の整理に向けて検討していく。
	S-1-2 子育て支援サービスの充実	あげおファミリー・サポート・センターを運営し、保育所・習い事などの送迎や、子どもの預かりなどの育児援助を行う人（提供会員）と育児援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、地域の中での子育て援助活動を支援します。		年度の初めになると、学童保育や習い事の援助など依頼会員希望者が増加するため、入会説明会は順番待ちになる。次年度の学童保育や保育所の入所申込みの時期になると依頼会員希望が増加傾向に転じることから、一部業務の見直しをしながらスムーズに対応した。	依頼会員のニーズが多くあるものの、提供会員の不足により援助に繋げることが難しいこともある。そのため、ショッピングモールなどにポスター掲示、チラシ配布など募集をしていく。会員相互の交流会を年１回実施しているが、ミニ交流会など小地域での活動を増やしていく。	地区によって提供会員の不足はあったものの、他地区の提供会員の協力もあり、援助に繋げることができた。 提供会員募集のチラシとポスターを掲示したところ問い合わせがあった。提供会員に繋がることはできたが、講習会の修了してからではないと活動はできないので、次年度以降は増加する見込みである。	B	提供会員講習会の内容を一部変更しながら、事故防止研修として上尾警察署に依頼して、より具体的な内容としていく。全体交流会を年１回の開催としているが、提供会員の交流の場として、ミニ交流会の開催もしていく。依頼会員を増やしていくことから、広報活動をしていく。
	S-1-3 きめ細やかな広報・啓発の推進	広報紙「あげお社協だより」（ボランティア情報ふれふれ合併）を、年３回発行し、ポスティングにより全世帯へ配布します。自治会未加入者にも福祉情報などをきめ細やかに伝えていくとともに、募金などの募集啓発も行っていきます。		年3回発行（6月、10月、2月）し、本会の活動や福祉情報等に関する情報を届け、広く福祉への関心や活動への意欲を高めることを目的に、ポスティングにより全戸配布した。 紙面内容として、「社協事業の利用者と地域との関わり」「社協職員の仕事紹介と地域との関わり」を中心に市民が読みたくなるような情報などを意識的に発信し、地域住民への福祉意識向上になるように務めた	本会の活動や会員会費や各種募金募集、社協事業の紹介、ボランティア活動等に関する様々な情報を届け、福祉への関心や活動への意欲を高めることを目的として発行していく。また、住民が必要な福祉情報を写真やイラストを使って、わかりやすい表現で伝えていくことに努める。	本会の活動や福祉情報等に関する情報を、年3回発行（6月、10月、2月）し、自治会未加入者にも広く福祉への関心や活動への意欲を高めることを目的に、ポスティングにより全戸配布した。 紙面内容として、「受け止める・つながる・つなげる」と「教えて！！社協のおしごと」をテーマに市民が読みたくなるような情報などを意識的に発信し、地域住民への福祉意識向上になるように務めた。また、本会事務所「総合福祉センター」がリニューアルオープンした情報もわかりやすく掲載を行った。	B	本会の活動や会員会費や各種募金募集、社協事業の紹介、ボランティア活動等に関する様々な情報を自治会未加入者等にもわかりやく届け、福祉への関心や理解を深め、活動への意欲を高めることを目的として発行していく。また、住民が必要な福祉情報を写真やイラストを使って、わかりやすい表現で伝えていくことに努める。
	S-1-4 情報公開手法の充実	積極的な情報の公開、住民への福祉サービスの一層の向上及び市民へのタイムリーな情報発信を目的として、市ホームページやＳＮＳなどを活用し迅速な情報の提供とコンテンツの拡充を行うとともに、若い世代が関心を持つような講座内容の工夫や、申し込みし易い入力フォームの活用に取り組みます。		ホームページやX（旧ツイッター）では、タイムリーに社協の事業や支部社協の活動、ボランティアに関する情報など、写真や動画を掲載しながら、随時更新を行い情報の発信を行った。X（旧ツイッター）においては、継続的に発信した結果、多くの市民の方にフォローしていただいた。フォロー数：1,047　また、Youtubeチャンネルの開設を行った。	ホームページやX（旧ツイッター）を積極的に活用し必要な情報を分かりやすく必要な市民につながるよう、幅広い世代に対して発信を行う。 Youtubeチャンネルで、動画での情報の発信・提供を積極的に進める。	ホームページやX（旧ツイッター）では、タイムリーに社協の事業、ボランティアに関する情報など、写真や動画を掲載しながら、随時更新を行い情報の発信を行ったが、社協支部の活動状況の更新ができていない状況がある。X（旧ツイッター）においては、継続的に発信した結果、多くの市民の方にフォローしていただいた。フォロー数：1,469　また、Youtubeチャンネルの開設を行ったが、動画での情報の発信は、出来ていない。	B	ホームページやX（旧ツイッター）を積極的に活用し必要な情報を分かりやすく必要な市民につながるよう、幅広い世代に対して発信を行う。 Youtubeチャンネルで、動画での情報の発信は、休止中のため、今後活用方法等を検討する。
	S-1-5 日常生活自立支援事業の実施	判断能力が不十分な方の福祉サービスなどの利用について、情報の提供、生活費や日用品などの代金支払いなどに伴う預金の払い戻し、書類預かりも含めた支援を行います。		生活支援員（臨時職員、委嘱）による支援はコロナ禍前の活動内容に戻し支援した。相談件数（485件）は昨年度とあまり変化はないが、支援回数（387件）は増加した。新規件数は増加しているが、対象外であったり本人が希望していない等、契約に結び付かないことが多い。今年度は、契約者数より解約者数の方が上回ったため、年度末の契約者数は減少している。関係機関と連携をしながら生活の安定を図っている。	相談に対しては、他機関と連携しながら対応していく。事業の対象外となっても相談者の困りごとの道筋ができるよう、チーム支援も視野に入れ対応していく。 契約締結後は、専門員から生活支援員にスムースに移行できるようにして利用者支援に努めていく。生活支援員との情報共有を図るとともに、研修等による支援員の育成に努めていく。	他機関との連携に関しては、相談だけではなく訪問も連携して対応したケースがあった。契約まで至らないケースであっても困りごとに対して支援を行った。 専門員から生活支援員への契約者の移行については、7件を移行することができた。生活支援員会議を年間で3回開催し、支援内容の確認や情報の共有を図って育成に務めた。	B	地域包括支援センターや福祉事務所をはじめとする関係機関との連携と、各機関の役割分担を重視し、横断的なネットワークの中で事業の推進を図っていく。 専門員から生活支援員への契約者の移行については、随時検討していく。 四半期に1回のペースで生活支援員会議を開催し、情報共有と育成に努めていく。 また、市民後見人養成研修修了者から生活支援員を募り、新たな支援員を獲得していく。
	S-1-6 成年後見制度の相談・支援体制の充実	成年後見制度の利用の促進に関する法律により、市と連携しながら、成年後見制度利用促進のための中核機関を設置し、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた窓口を開設します。また、地域において、権利擁護のサポートが必要な対象者を把握して必要な対応を行う仕組みづくりを進めます。		成年後見制度に関する相談（電話対応916件・来所対応100件・訪問対応129件、新規相談者145名）に対応した。研修・勉強会については9団体から依頼があり9団体実施した。市民向けに実施した「任意後見制度と遺言」には234名の参加があった。運営委員会を年2回、支援調整会議を毎月オンラインにて開催した。申立て支援・家族支援等、複数回の継続相談が増加している。各関係機関等と連携を取りながら、各種相談に対応している。	制度に関する理解・制度利用の促進が図れるよう、講座の開催を行う。市民だけでなく、福祉関係者にも成年後見制度の理解を深めてもらえるような研修・講座を企画実施していく。 相談者から直接相談を受けるほか、地域包括支援センター、ケアマネージャー等などからの連絡が増加傾向であるため、情報提供を受けつつ連携をとりながら、対象者への電話相談又は訪問相談に応じていく。 親族後見人の増加に伴い、情報共有ができる集う場の検討・計画をする。	地域連携ネットワーク会議を年2回開催し、福祉関係者に成年後見制度の理解を深めてもらった。相談者本人から直接相談を受けた際は、来所が困難な方が増えていることもあり、相談員が訪問する件数が前年度と比べて5割も増加となっている。そのため、「親族後見人の集い」等の新規行事の企画に時間を割くことが困難であった。	B	高齢者や障がいのある者、及びその家族からの権利擁護に関する相談を受け、内容は多岐にわたることから成年後見制度に特化せずに臨機応変に対応していく。 相談者本人または親族が申し立てをする際は、必要に応じて申し立て支援を行う。 親族等成年後見人からの相談に対し、助言を行うと共に包括的に支援する。 成年後見制度の理解及び利用促進のため、広報誌やパンフレットを配布していく。

※取組評価（A：予定以上、B：概ね予定通り、C：予定遅れ、D：大幅遅れ・未実施）

第3次上尾市上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画（取組評価）

基本目標１：誰もが福祉サービスを利用しやすい地域づくり　－　取組（大項目）２：すべての人を受け止める相談支援体制の充実

【基本目標１－取組２】（計画冊子：P59-62）

取組（中）	取組（小項目）	取組内容（冊子記載）	担当	令和６年度の実施状況（具体的な取組等）※参考	令和７年度の方針・実施予定	令和７年度の実施状況（具体的な取組等）	取組評価	令和８年度の方針・実施予定
(1) 包括的な相談支援体制の構築	2-1 さまざまな相談窓口の周知	あらゆる人がより相談しやすくするため、各種相談窓口の周知・啓発を進めます。また、来庁や電話だけでなく、ＦＡＸ や電子メール、オンライン、訪問などのさまざまな相談環境の充実を図ります。	こども未来部 （こども家庭保健課）	（子家総）広報あげお、ホームページ、チラシ等により周知し、妊娠期から子ども・若者に対する相談窓口まで、子育て世代への切れ目のない支援を実施した。	（こども家庭保健課）妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を強化するため、健康福祉部健康増進課の母子保健に関する業務及び担当する職員を子ども未来部子ども家庭総合支援センターに編入し、令和７年４月から「こども未来部こども家庭保健課」に改称した。これにより、児童福祉と母子保健に関する事務を一体的に執行する体制となり、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭や若者の支援まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく対応できるように努める。	（こ家保） 妊娠から子育て家庭の切れ目のない相談窓口「こども家庭センター」として、 妊娠、出産、子育てに関するさまざまな相談や、ひきこもり、ひとり親、ヤングケアラーなど困難を抱えるこども・若者とその保護者に対する相談を母子保健担当、児童福祉担当による一体的な包括支援を行った。	A	（こ家保） 妊娠から子育て家庭の切れ目のない相談窓口「こども家庭センター」として、 妊娠、出産、子育てに関するさまざまな相談や、ひきこもり、ひとり親、ヤングケアラーなど困難を抱えるこども・若者とその保護者に対する相談を母子保健担当、児童福祉担当による一体的な包括支援を行っていく。
			健康福祉部 （福祉総務課） （障害福祉課） （高齢介護課） （健康増進課） こども未来部 （こども家庭保健課）	（福総）相談窓口の周知・啓発を進めた。 （生支）（生支）くらしサポート相談及び生活保護相談については、引き続き来庁・電話、電子メールやFAXにより相談対応を行った。ふくしの窓口については、チラシ配布やＳＮＳ、行政情報掲示等による周知活動に引き続き注力しつつ、来庁・電話、電子メールによる相談対応を行った。 （障害）障害福祉課だけでなく地域の相談窓口として障害者生活支援センターを委託相談支援事業所として委託し、多様な相談に対応している。また、ホームページや「障害者相談支援のしおり」で相談支援体制についての周知を図った。 （高齢）地域包括支援センターにおいて、関係機関や課題を抱えるケース等の令和6年度相談件数（総数）は、64,551件であった。また、成年後見センターにおける成年後見や権利擁護に関わる令和6年度相談件数（総数）は、1,099件であった。 （健康）健康カレンダー、ホームページ、健康ポイントアプリ「あげお健康ぷらす」等で相談窓口の周知に努めた。いのちのオンライン窓口はWeb相談・LINE相談双方を実施した。 母子の相談事業については、小児科・産婦人科オンライン相談事業を実施した。	（福総）引き続き相談窓口の周知・啓発を進めることに加えて、民生委員に対し各種相談窓口についてさらに情報共有することで、民生委員への相談者にも周知できるようにする。 （生支）くらしサポート相談及び生活保護相談については、引き続き来庁・電話、電子メールやFAXにより相談対応を行う。ふくしの窓口については、チラシ配布やＳＮＳ、行政情報掲示等による周知活動に引き続き注力しつつ、来庁・電話、電子メールによる相談対応を行う。 （障害）障害者生活支援センターと連携し相談支援体制の充実を図り、ホームページなどで周知を行う。 （高齢）引き続き、市民や関係機関に対して地域包括支援センター及び成年後見センターに関する周知・啓発を図っていく。 （健康）健康カレンダー、ホームページ、健康ポイントアプリ「あげお健康ぷらす」等で相談窓口の周知に努めていく。いのちのオンライン窓口についてもWeb相談・LINE相談の双方を実施していく。（母子保健部分はこども家庭保健課へ移管）	（福総）一斉改選後、新たに委嘱した民生委員に対し行った研修の中で、相談窓口の周知・啓発を行った。 （生支）くらしサポート相談及び生活保護相談については、来庁・電話、電子メールやFAXにより相談対応を行った。ふくしの窓口については、チラシ配布やＳＮＳ、行政情報掲示等による周知活動に引き続き注力しつつ、来庁・電話、電子メールによる相談対応を行った。 （障害）障害者生活支援センターと連携し相談支援体制の充実を図ったほか、障害福祉課ホームページ内で、Googleカレンダーを活用し、各種障害者手当等の支給日、イベント情報等の周知を図った。LINEアプリによる各種障害者手帳の更新の手続きを勧奨できるサービスを導入し、周知した。 （高齢）地域包括支援センターにおいて、関係機関や課題を抱えるケース等の令和7年度相談件数（総数）は、64,560件であった。また、成年後見センターにおける成年後見や権利擁護に関わる令和7年度相談件数（総数）は、1,483件であった。 （健康）健康カレンダー、ホームページ、健康ポイントアプリ「あげお健康ぷらす」のプッシュ通知で相談窓口の周知に努めた。また、いのちのオンライン相談ではWeb相談・LINE相談の双方を実施していく。夜間休日等の閉庁時の面接相談を希望する市民向けに、精神保健オンラインカウンセリング事業を新たに創設した。 （こ家保）オンライン子育て支援事業として、「小児科・産婦人科オンライン相談」・「オンライン子育てカウンセリング」を実施。また、アッピー子育て応援ナビにて、予防接種のスケジュール作成や子育て関連の情報発信を行った。	B	（福総）引き続き相談窓口の周知・啓発を進めることに加えて、民生委員に対し各種相談窓口について改めて情報共有することで、民生委員への相談者にもより良い情報を周知できるようにする。 （生支）くらしサポート相談及び生活保護相談については、引き続き来庁・電話、電子メールやFAXにより相談対応を行う。ふくしの窓口については、チラシ配布やＳＮＳ、行政情報掲示等による周知活動に引き続き注力しつつ、来庁・電話、電子メールによる相談対応を行う。 （障害）障害者生活支援センターと連携し相談支援体制の充実を図り、ホームページなどで周知を行う。 （高齢）引き続き、市民や関係機関に対して地域包括支援センター及び成年後見センターに関する周知・啓発を図っていく。 （健康）健康カレンダー、ホームページ、健康ポイントアプリ「あげお健康ぷらす」のプッシュ通知で相談窓口の周知に努めていく。また、いのちのオンライン相談でもWeb相談・LINE相談の双方を実施しながら、夜間休日等の閉庁時の面接相談を希望する市民向けに、精神保健オンラインカウンセリング事業を実施していく。 （こ家保）オンライン子育て支援事業、「小児科・産婦人科オンライン相談」・「オンライン子育てカウンセリング」の実施。また、アッピー子育て応援ナビにて、予防接種のスケジュール作成や子育て関連の情報発信を行っていく。
			市民生活部 （交通防犯課）	（交通）空家相談に関するチラシを作成、地域に回覧し周知を実施した。	（交通）引き続き、チラシ等を使用し周知活動を実施する。	（交通）空家相談に関するチラシを作成、地域に回覧し周知を実施した。	A	（交通）　担当部署が都市計画課へ変更
			学校教育部 （教育センター）	（教育セ）各種相談窓口一覧表を作成し、悩みを抱える児童生徒、保護者が相談しやすいように、学校・保護者に周知した。ケースに応じて電話・来所・訪問による教育相談を行った。年間回数　のべ９５７４回	（教育セ）引き続き、相談窓口一覧について周知するとともに、児童生徒、保護者のニーズやケースに応じた相談が行えるようにする。（電話・来所・訪問・メール・オンラインでの対応等	（教育セ）各種相談窓口一覧表を作成し、悩みを抱える児童生徒、保護者が相談しやすいように、学校・保護者に周知した。ケースに応じて電話・来所・訪問による教育相談を行った。年間回数　のべ８，３１１回	B	（教育セ）引き続き、相談窓口一覧について周知するとともに、児童生徒、保護者のニーズやケースに応じた相談が行えるようにする。（電話・来所・訪問・メール・オンラインでの対応等）
	2-2 ★福祉の総合相談窓口の設置	支援を必要とする人が必要な福祉サービスを適切に利用できるよう、介護や認知症、障害、子育てなど、さまざまな困りごとについて、気軽に相談できる環境を整備します。	生活支援課	チラシ・ポスターを作成し公共機関、市内商業施設等へ設置する。また、ホームページ、広報、SNSでの周知を図った。 令和７年３月末までの初回相談件数２９６件、再相談も含めると年間相談件数３９８件となった。	引き続き公共施設等へのチラシの設置及び、X(旧Twitter)、ブログ、LINE、行政情報掲示を利用し、窓口の周知を図るとともに関係機関との連携を図る。	引き続き公共施設等へのチラシの設置及び、X(旧Twitter)、ブログ、LINE、行政情報掲示を利用し、窓口の周知を図るとともに関係機関との連携を図った。 令和8年３月末までの初回相談件数310件、再相談も含めると年間相談件数403件となった。	B	引き続き公共施設等へのチラシの設置及び、X、ブログ、LINE、行政情報掲示を利用し、窓口の周知を図るとともに関係機関との連携を図る。
	2-3 地域包括支援センターの機能強化	高齢者の総合的な相談に応じる体制を強化するとともに、地域の関係機関との連携により、身近な地域で気軽に相談できる体制を充実します。	高齢介護課	地域包括支援センターにおいて総合相談を受け付けた。多様な相談内容であることから、適切な機関に繋ぐなどの対応をしている。その中で、社会福祉協議会、民生委員や自治会など地域の関係機関との連携強化にも努めた。	引き続き、地域包括支援センターにおいて総合相談を受け、多様な相談内容を適切な機関に繋ぐなどの対応をしていく。その中で、社会福祉協議会、民生委員や自治会など地域の関係機関との連携強化にも努める。	地域包括支援センターにおいて総合相談を受け付けた。多様な相談内容であることから、適切な機関に繋ぐなどの対応をしている。その中で、社会福祉協議会、民生委員や自治会など地域の関係機関との連携強化にも努めた。	B	引き続き、地域包括支援センターにおいて総合相談を受け、多様な相談内容を適切な機関に繋ぐなどの対応をしていく。その中で、社会福祉協議会、民生委員や自治会など地域の関係機関との連携強化にも努める。
	2-4 ★基幹相談支援センターの機能充実	障害者とその家族が抱える問題を解決するため、関係機関の連携を図るほか、基幹相談支援センターの機能充実を図ります。	障害福祉課	基幹相談支援センターと２市１町の行政機関担当者による運営会議を定期的に、業務の進め方に関する連絡会議を毎月実施し、基幹相談支援センターの機能充実を図った。	運営会議や連絡会議に定期的に参画しながら、基幹相談支援センターの機能充実を推進していく。	運営会議や連絡会議に定期的に参画しながら、基幹相談支援センターの機能充実を推進した。	B	運営会議や連絡会議に定期的に参画しながら、基幹相談支援センターの機能充実を推進していく。
	2-5 ★子ども家庭総合支援拠点などの相談体制の構築	育児、家族関係、貧困など、子育てについての複合的な問題を一体的に支援するため、相談体制を構築します。	こども支援課	地域子育て支援拠点及びこども食堂・フードパントリー等に対して運営費の補助を実施し、利用者に子育てに関する相談や食事・居場所の提供を行い、支援が必要な家庭を行政につなぐことができた。	子育てに関する相談や情報提供を行う地域子育て支援拠点や、居場所や食事の提供を行い支援が必要な家庭を行政につなぐ子ども食堂・フードパントリーの運営に対する補助を引き続き実施していく。	地域子育て支援拠点及びこども食堂・フードパントリー等に対して運営費の補助を実施し、利用者に子育てに関する相談や食事・居場所の提供を行い、支援が必要な家庭を行政につなぐことができた。	A	子育てに関する相談や情報提供を行う地域子育て支援拠点や、居場所や食事の提供を行い支援が必要な家庭を行政につなぐこども食堂・フードパントリーの運営に対する補助を引き続き実施していく。
			こども家庭保健課	妊娠期から子ども・若者に対する相談窓口まで、子育て世代への切れ目のない支援を実施した。また、複合的な相談については、関係機関と連携し対応した。	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を強化するため、健康福祉部健康増進課の母子保健に関する業務及び担当する職員を子ども未来部子ども家庭総合支援センターに編入し、令和７年４月から「こども未来部こども家庭保健課」に改称した。これにより、児童福祉と母子保健に関する事務を一体的に執行する体制となり、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭や若者の支援まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく対応できるように努める。また、複合的な相談については、引き続き関係機関と連携して対応する。	妊娠から子育て家庭の切れ目のない相談窓口「こども家庭センター」として、 妊娠、出産、子育てに関するさまざまな相談や、ひきこもり、ひとり親、ヤングケアラーなど困難を抱えるこども・若者とその保護者に対する相談を母子保健担当、児童福祉担当による一体的な包括支援を行った。	A	妊娠から子育て家庭の切れ目のない相談窓口「こども家庭センター」として、 妊娠、出産、子育てに関するさまざまな相談や、ひきこもり、ひとり親、ヤングケアラーなど困難を抱えるこども・若者とその保護者に対する相談を母子保健担当、児童福祉担当による一体的な包括支援を行っていく
			こども発達センター	電話相談　７９８件、面接２２０件、その他１４件、合計１０３２件の相談あり。発達に関する相談が４６９件と最も多く、次いで進路の相談２５２件となっている。（重複あり）	保護者から寄せられる相談ごとに対して真摯に向き合い、多種職連携を図りながら、支援を実施していく。	電話相談　７４２件、面接３０４件、その他１６件、合計１，０６２件の相談あり。発達に関する相談が８７５件と最も多く、次いで進路の相談３０２件となっている。（重複あり）	A	保護者から寄せられる相談ごとに対して真摯に向き合い、多種職連携を図りながら、支援を実施していく。
	2-6 ★ニート・ひきこもりへの相談支援	ニートやひきこもりの子どもや若者、その家族の悩みの軽減を図るため、専門の相談員による相談や相談の内容に対応した関係機関への橋渡しを実施します。	こども家庭保健課	妊娠期から子ども・若者に対する相談窓口まで、子育て世代への切れ目のない支援を実施した。また、複合的な相談については関係機関と連携し対応した。子育て・ひきこもり相談として専門の相談員が相談に対応した。	子育て・ひきこもり相談として専門の相談員が相談に対応する。また、必要に応じて関係機関等と連携し、支援を行う。	子育て・ひきこもり相談として専門の相談員が相談に対応した。また、必要に応じて関係機関等と連携し、支援を行った。	A	子育て・ひきこもり相談として専門の相談員が相談に対応する。また、必要に応じて関係機関等と連携し、支援を行う。
	2-7 生活困窮者への相談支援	生活保護に至る可能性がある人の相談に応じ、仕事やせまいの確保など安定した生活に向けた支援を行います。	生活支援課 （くらしサポート相談窓口）	相談者への聞き取りに応じて、就労支援や住居確保給付金等の給付金制度を活用し、生活の立て直しを図った。※相談件数（R６年度実績５７５件）	引き続き、相談者の安定した生活を目標として就労支援や給付金の支給などを行う。	相談者への聞き取りに応じて、就労支援や住居確保給付金等の給付金制度を活用し、生活の立て直しを図った。※相談件数（R７年度実績５４３件）	B	引き続き、相談者の安定した生活を目標として就労支援や給付金の支給などを行う。
	2-8 こころの健康相談の体制充実	思いつめる前にいつでも気持ちを吐き出せるように、24時間受付可能な相談窓口やオンライン・ＳＮＳ相談などの環境を整備するとともに、適切な支援につなげられる相談体制の充実を図ります。	健康増進課	いのちのオンライン相談事業として「Ｗｅｂ相談」では申し込み受付後に電話・面接等により相談を随時実施した。またもう１つの「ＬＩＮＥ相談」についても前年度同様実施した。	いのちのオンライン相談事業における「Ｗｅｂ相談」では相談申し込み受付後に適宜対応していく。また「ＬＩＮＥ相談」では定例の相談時間枠において引き続き実施していく。	いのちのオンライン相談事業として「Ｗｅｂ相談」では申し込み受付後に電話・面接等により、精神保健相談を適宜実施した。また、「ＬＩＮＥ相談」についても前年度同様、実施した。	B	いのちのオンライン相談事業における「Ｗｅｂ相談」については引き続き、申し込み受付後に適宜対応していく。また「ＬＩＮＥ相談」についても、引き続き実施していく。
	2-9 青少年・児童生徒相談の充実	専門の相談員による電話や面談を通じた少年相談を実施し、青少年の非行・不良行為の抑制に努めます。また、不登校・いじめ・発達 など に課題を抱える児童生徒及び保護者の悩みや心理的負担の軽減を図ります。	青少年課	親身な相談活動に努めるとともに、相談対象者の問題解決まで継続指導を行っている。 電話相談件数：168件/年、面接件数：11件/年	相談電話をフリーダイヤル化し無料で相談できる体制を維持する。 親身な相談活動に努めるとともに、相談対象者の問題解決まで継続指導を行っていく。	親身な相談活動に努めるとともに、相談対象者の問題解決まで継続指導を行っている。 電話相談件数：110件/年、面接件数：22件/年	B	相談電話をフリーダイヤル化し無料で相談できる体制を維持する。 親身な相談活動に努めるとともに、相談対象者の問題解決まで継続指導を行っていく。
			教育センター	不登校、いじめ、発達等に関する児童生徒、保護者の悩みを教育相談員、教育心理専門員が、寄り添って傾聴、受容しながら相談を進めることができた。不登校の保護者を対象とした「不登校について語り合う会」を実施し、保護者支援を進めることができた。 教育相談　年間回数　のべ9.574回（うち、不登校年間のべ7,432回、就学年間のべ660回）	関係部署や関係機関と連携しながら、児童生徒、保護者のニーズに応じた対応を行っていく。学校適応指導教室の運営や不登校の保護者の会を開催し、不登校児童生徒の支援体制の充実を図る。	不登校、いじめ、発達等に関する児童生徒、保護者の悩みを教育相談員、教育心理専門員が、寄り添って傾聴、受容しながら相談を進めることができた。不登校の保護者を対象とした「不登校について語り合う会」を実施し、保護者支援を進めることができた。 教育相談　年間回数　のべ8,311回（うち、不登校年間のべ5,999回、就学年間のべ743回）	B	関係部署や関係機関と連携しながら、児童生徒、保護者のニーズに応じた対応を行っていく。学校適応指導教室の運営や不登校の保護者の会を開催し、不登校児童生徒の支援体制の充実を図る。
	2-10 市民相談室の実施	市民相談・行政相談・弁護士相談など、各種相談を実施します。	市民協働推進課	令和６年度は市民相談が1,264件、特別相談が595件あった。市民の利便性向上のため、市、民相談と弁護士相談はオンライン対応も可能となった。	引き続き各種相談を実施し、必要に応じて特別相談や専門機関に繋ぐ。	令和７年度は市民相談が968件、特別相談が630件であった。市民の利便性向上のため、市民相談と弁護士相談はオンライン対応も可能となっており、市民に利用されている。	B	引き続き各種相談を実施し、より相談を受けやすい環境を整えるとともに、必要に応じて特別相談や専門機関に繋ぐ。
	2-11 人権・女性のための相談推進	さまざまな人権問題についての相談、ＤＶ相談、女性のための相談を実施します。	人権男女共同参画課	＜相談件数＞ 〇女性のための相談／毎週水曜／相談実施１７６件（１日４枠） 〇女性のための法律相談／毎月第３火曜午後／相談実施４７件 〇ＤＶ相談／毎週月～金曜／相談実施３７６件（ＤＶ以外も含む） 〇人権相談所／毎月第４水曜／５１件	令和６年度の困難女性支援法施行に伴い「女性のための悩み電話相談」を開始した。引き続き相談業務を実施していく。	＜相談件数＞ 〇女性のための相談／毎週水曜／相談実施１７２件（１日４枠） 〇女性のための法律相談／毎月第３火曜午後／相談実施４６件 〇ＤＶ相談／毎週月～金曜／相談実施３２２件（ＤＶ以外も含む） 〇人権相談所／毎月第４水曜／３４件	A	令和７年度の困難女性支援法施行に伴い「女性のための悩み電話相談」を開始した。引き続き相談業務を実施していく。
	2-12 地域での相談体制の充実	地域の身近な相談相手として住民の相談に応じ、関係機関につなぐ役割を担う民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援します。	福祉総務課	民生委員・児童委員、主任児童委員に対して、福祉制度に関する研修の実施や情報提供を図り、活動の支援に努めた。	令和７年度は民生委員・児童委員の一斉改選が行われるため、多くの新任委員が委嘱される。委嘱に際しては、活動手引き配布し、「地域の身近な相談相手」である民生委員・児童委員の役割の周知・啓発を図る。	一斉改選に伴い委嘱された新任委員に対して、福祉制度に関する研修の実施や情報提供を図った。また、新任委員を含む委員全体に対し、様々な研修や講演会の情報共有をし、活動の幅を広げるための支援に努めた。	B	引き続き「地域の身近な相談相手」である民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しやすいような周知・啓発を図る。

※取組評価（A：予定以上、B：概ね予定通り、C：予定遅れ、D：大幅遅れ・未実施）

第3次上尾市上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画（取組評価）

基本目標１：誰もが福祉サービスを利用しやすい地域づくり　－　取組（大項目）２：すべての人を受け止める相談支援体制の充実

【基本目標１－取組２】（計画冊子：P59-62）

取組（中）	取組（小項目）	取組内容（冊子記載）	担当	令和６年度の実施状況（具体的な取組等）※参考	令和７年度の方針・実施予定	令和７年度の実施状況（具体的な取組等）	取組評価	令和８年度の方針・実施予定
(2)関係機関との連携	2-13 地域包括ケアシステムの推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関、自治会連合会や民生委員・児童委員協議会連合会などの関係団体との連携を強化し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。	高齢介護課	上尾市地域包括ケアシステム推進協議会の協議内容をホームページで公開し、市民及び庁内に共有するとともに、地域包括支援センター・社会福祉協議会、自治会連合会や民生委員・児童委員協議会連合会などの関係機関に広く周知した。	引き続き、ホームページ等で市民に地域包括ケアシステムについて広く周知するとともに、地域包括支援センター・社会福祉協議会、自治会連合会や民生委員・児童委員協議会連合会などの関係機関にも課題共有及び協力を依頼していく。	上尾市地域包括ケアシステム推進協議会の協議内容をホームページで公開し、市民及び庁内に共有するとともに、地域包括支援センター・社会福祉協議会、自治会連合会や民生委員・児童委員協議会連合会などの関係機関に広く周知した。	B	引き続き、ホームページ等で市民に地域包括ケアシステムについて広く周知するとともに、地域包括支援センター・社会福祉協議会、自治会連合会や民生委員・児童委員協議会連合会などの関係機関にも課題共有及び協力を依頼していく。
	2-14 障害者支援の推進	障害者とその家族が抱える問題を解決するため、障害者生活支援センター、身体障害者・知的障害者相談員などとの連携強化を図ります。	障害福祉課	地域自立支援協議会の活動を通じて、障害者生活支援センターや身体障害者・知的障害者相談員などとの連携を行った。	運営会議や連絡会議に定期的に参画しながら、基幹相談支援センターの機能充実を推進していく。	運営会議や連絡会議に定期的に参画しながら、基幹相談支援センターの機能充実を推進した。	B	運営会議や連絡会議に定期的に参画しながら、基幹相談支援センターの機能充実を推進していく。
	2-15 子育て支援体制の充実	地域子育て支援拠点などの関係機関のネットワークを強化し、地域の子育て支援体制の充実を図ります。また、主任児童委員や家庭児童相談員などの関係機関が連携して子育て支援に取り組めるよう支援を図ります。	こども支援課	地域子育て支援拠点等連絡会を2回以上開催し、ネットワークの強化を図った。また18回開催された子育てサロンにおいて、保健師や家庭児童相談員が出席し、主任児童委員と情報共有等を図った。	地域子育て支援拠点等連絡会を年に2回以上開催し、地域ネットワークの構築や地域コミュニティの育成を推進する。また、子育てサロンに保健師・家庭児童相談員が参加することで、主任児童委員との連携を促す。	地域子育て支援拠点等連絡会を2回以上開催し、ネットワークの強化を図った。また18回開催された子育てサロンにおいて、保健師や家庭児童相談員が出席し、主任児童委員と情報共有等を図った。	A	地域子育て支援拠点等連絡会を年に2回以上開催し、地域ネットワークの構築や地域コミュニティの育成を推進する。また、子育てサロンに保健師・家庭児童相談員が参加することで、主任児童委員との連携を促す。
			子育て支援センター	地域子育て支援拠点施設の職員及び子育てサロンの運営者で構成された連絡会において、子育て支援員等の知識習得の機会としての研修会や情報共有・意見交換等のための会議を開催した。	地域子育て支援拠点、子育てサロン及び関係各所と連携して地域の子育て家庭の支援に努める。	地域子育て支援拠点施設の職員及び子育てサロンの運営者で構成された連絡会の事務局として、情報共有・意見交換等のための会議を年2回開催した。また、子育て支援員等の知識習得の機会としての研修会を開催した。	B	地域子育て支援拠点施設の職員及び子育てサロンの運営者で構成された連絡会の事務局として会議や研修会を開催するとともに、関係各所との連携を強化し、地域の子育て家庭の支援に努める。
	2-16 庁内及び関係機関との連携強化	庁内関係所属との情報共有と連携強化を図ります。また、警察や医療機関など、関係機関との情報共有と連携体制の強化を図ります。	こども支援課	令和6年度はこども計画策定に係る庁内横断会議は設置せず、引き続き「上尾市子どもの貧困対策計画推進庁内会議」のなかで貧困対策計画の進捗状況の報告及び上尾市のこどもの貧困状況（アンケート調査結果）について共有を図った。	こどもに係る政策を全庁的に推進するため、「上尾市こども政策総合推進会議」を設置し、情報共有及び庁内連携強化を図る。	こどもに係る政策を全庁的に推進するため、市長を委員長とし部長級職で構成する「上尾市こどもまんなか会議」を設置し、こども・子育て政策に係る課題や先進事例の共有を行い、各所掌分野での取組の推進を図った。	A	こどもに係る政策を全庁的に推進するため、「上尾市こどもまんなか会議」において、引き続き情報共有及び庁内連携強化を図る。
			こども家庭保健課	上尾市子ども支援ネットワーク代表者会議（１回）・実務者会議（１回）及び上尾市子ども・若者支援地域協議会代表者会議（１回）を開催し、関係機関と情報共有を行った。	上尾市こども支援ネットワーク代表者会議（１回）・実務者会議（１回）及び上尾市こども・若者支援地域協議会代表者会議（１回）を開催し、関係機関との情報共有を図る。	上尾市こども支援ネットワーク代表者会議（３回）・実務者会議（16回）及び上尾市子ども・若者支援地域協議会代表者会議（１回）・実務者会議（１回）を開催し、関係機関との情報共有を図った。	A	上尾市こども支援ネットワーク代表者会議・実務者会議及び上尾市子ども・若者支援地域協議会代表者会議・実務者会議を開催し、関係機関との情報共有を図る。
			福祉総務課	上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議を運営し、庁内連携やふくしの窓口についての情報共有を図った。	引続き上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議を運営し、庁内連携やふくしの窓口についての情報共有を行う。	上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議を運営し、庁内連携やふくしの窓口についての情報共有を図った。	B	引続き上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議を運営し、庁内連携やふくしの窓口についての情報共有を行い、次期計画の策定に向けて取組んでいく。
			障害福祉課	地域自立支援協議会の部会活動を通じて、広く関係機関との連携を図った。	地域自立支援協議会の部会活動を通じて、機関連携を推進していく。	地域自立支援協議会の部会活動を通じて、広く関係機関との連携を図った。	B	地域自立支援協議会の部会活動を通じて、広く関係機関との連携を推進する。
			高齢介護課	市や地域包括支援センター等に寄せられる相談や検討事項について、庁内会議関連部署との連携や全体での情報共有を図り、課題解決に努めた。	市や地域包括支援センター等に寄せられる相談や検討事項について、庁内会議関連部署との連携や全体での情報共有を図り、課題解決に努める。	市や地域包括支援センター等に寄せられる相談や検討事項について、庁内会議関連部署との連携や全体での情報共有を図り、課題解決に努めた。	B	市や地域包括支援センター等に寄せられる相談や検討事項について、庁内会議関連部署との連携や全体での情報共有を図り、課題解決に努める。
			健康増進課	庁内関係課及び各医療機関等との連携を行い、相談支援を行った。	引き続き、庁内関係課及び各医療機関等との連携を行い、相談支援を行っていく。	庁内関係課及び各医療機関等との連携を行い、相談支援を行った。	B	引き続き、庁内関係課及び各医療機関等との連携を行い、相談支援を行っていく。
			人権男女共同参画課	「上尾市困難女性等対策庁内連絡会議（ＤＶ庁内連絡会議より名称変更）」、「男女共同参画庁内推進会議」、「人権啓発推進委員会」を運営し、情報共有を行った。また、令和6年7月に警察他と連携した「上尾市困難女性支援ネットワーク」を発足させた。	引き続き「上尾市困難女性等対策庁内連絡会議」、「男女共同参画庁内推進会議」、「人権啓発推進委員会」、「上尾市困難女性支援ネットワーク」を運営する。	「上尾市困難女性等対策庁内連絡会議（ＤＶ庁内連絡会議より名称変更）」、「男女共同参画庁内推進会議」、「人権啓発推進委員会」を運営し、情報共有を行った。また、令和6年7月に発足させた「上尾市困難女性支援ネットワーク」を運営しており会員の増加を図っている。	A	引き続き「上尾市困難女性等対策庁内連絡会議」、「男女共同参画庁内推進会議」、「人権啓発推進委員会」、「上尾市困難女性支援ネットワーク」を運営する。
(3)困難を抱える人への支援	2-17 生活困窮者への支援	さまざまな理由で生活が困窮した人に対し、関係機関と連携を図りながら、住まいや就労支援、相談支援、子どもの学習支援など、生活困窮者自立支援制度に基づく安定した生活に向けた包括的な支援を行います。	生活支援課（くらしサポート相談窓口）	生活困窮者に対する相談支援の中で、必要に応じてハローワークや学習支援委託事業者、彩の国あんしんセーフティネットなど関係機関との連携・支援プラン作成を行った。	引き続き、必要に応じて関係所属・機関と連携し、生活困窮者への包括的な支援を行う。	生活困窮者に対する相談支援の中で、必要に応じてハローワークや学習支援委託事業者、彩の国あんしんセーフティネットなど関係機関との連携・支援プラン作成を行った。	B	引き続き、必要に応じて関係所属・機関と連携し、生活困窮者への包括的な支援を行う。
	2-18 生活保護受給者への支援	生活保護から脱却して自立した生活を続けられるように、生活保護受給者のそれぞれの実態に応じて、生活支援、就労支援、資格取得支援などを行います。	生活支援課	生活保護受給者のそれぞれの実態に応じ、生活支援、就労支援、資格取得支援、健康管理支援を行った。	引き続き、生活保護受給世帯のそれぞれの実態に応じ、生活支援・健康管理支援を行い、生活の安定を図る。また、増収・自立に向け、就労支援・資格取得支援を行う。	生活保護受給者のそれぞれの実態に応じ、生活支援、就労支援、資格取得支援、健康管理支援を行った。	B	引き続き、生活保護受給世帯のそれぞれの実態に応じ、生活支援・健康管理支援を行い、生活の安定を図る。また、増収・自立に向け、就労支援・資格取得支援を行う。
	2-19 ★子どもの貧困対策の推進	子どもが生まれ育った環境に左右されることがないよう、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないよう、子どもの貧困対策を推進します。【子どもの貧困対策計画】	こども支援課	上尾市子ども・子育て会議で、令和５年度上尾市子どもの貧困対策計画の進捗についての報告を行った。これまで取り組んできた「第２期上尾市子ども・子育て支援事業計画」及び「上尾市子ども貧困対策計画」を包含し、こども基本法及びこども大綱に基づいた各種施策を一体的に取りまとめた「上尾市こども計画」を令和７年３月に策定した。	上尾市子ども・子育て会議において、「上尾市子ども貧困対策計画」の最終評価を行う。また、新たに策定した「上尾市こども計画」の評価方針を定める。	上尾市子ども・子育て会議において、「上尾市子ども貧困対策計画」の最終評価を実施した。学校、幼稚園、保育所など関係機関と連携の上、貧困対策を推進した。	A	上尾市子ども・子育て会議において、令和７年４月に策定した「上尾市こども計画」の進捗評価を実施する。引き続き、学校、幼稚園、保育所など関係機関と連携の上、貧困対策を推進していく。
	2-20 ひとり親家庭への自立支援	児童手当・児童扶養手当の支給や医療費の助成、就業のための教育訓練などへの助成、母子・父子自立支援員による相談など、ひとり親家庭が安定した生活を送るための支援を行います。	こども支援課	教育訓練給付金の支給件数は8件、高等職業訓練促進給付金の支給件数は27件、ふるさとハローワークと連携を希望した人は4件。今後も申請や現況届受付の際には支援内容の周知を図っていく。	児童扶養手当の申請や現況届受付時にひとり親家庭が利用できる制度や相談場所についての周知・案内を積極的に行い、自立への支援を行う。	自立支援教育訓練給付金を12件、高等職業訓練促進給付金を22件支給した。また、ハローワークや東部中央福祉事務所の就労支援担当者を招聘して実施する相談会を7回開催した。今後も申請や現況届受付の際には支援内容の周知を図っていく。	A	児童扶養手当の申請や現況届受付時にひとり親家庭が利用できる制度や相談場所についての周知・案内を積極的に行い、自立への支援を行う。
	2-21 就学・進学などに対する支援	学用品費などの援助や入学準備金、奨学金の貸付などを行い、経済的な理由により就（修）学・進学が困難な児童生徒や学生を支援します。また、外国人児童生徒の就（修）学機会を確保し、日本語の習得や生活文化への適応を支援します。	教育総務課	令和６年実績は、入学準備金については、４件１，６００，０００円の貸し付けを、奨学金については、新規貸付者・継続者ともに対象者はいなかった。	経済的な理由により修学が困難な者やその保護者に入学準備金・奨学金の貸し付けを行い、有用な人材の育成を図る。また、令和７年度に新設した奨学金利子支援制度の周知を含め、奨学金貸付金制度の利用促進を図る。	入学準備金3,000,000円（７件）および奨学金240,000円（１件）の貸し付けを行った。また、奨学金利子支援補助金924,102円（81件）の交付を行った。	B	経済的な理由により就学が困難な者やその保護者に入学準備金・奨学金の貸し付けを行い、有用な人材の育成を図る。また、奨学金利子支援補助金の交付を行い、奨学金返済による経済的負担を軽減し、本市への転入・定住の促進を図る。
			学務課	○令和6年度就学援助制度補助対象者数： 小学校860人（小学校入学前児童・要保護児童含む）／中学校474人（要保護生徒含む） ○令和6年度就学援助費（学用品費等）： 小学校31,263,322円／中学校22,013,327円／ 計53,276,649円	引き続き適正な給付を行っていく。	○令和７年度就学援助制度補助対象者数 小学校：786人（小学校入学前児童・要保護児童含む）/中学校：477人（要保護生徒含む） ○令和７年度就学援助費（学用品費等） 小学校：32,692,145円/中学校：25,317,319円/合計：58,009,464円	A	引き続き適正な給付を行い、経済的な理由により就（修）学・進学が困難な児童生徒を支援します。
	2-22 自殺対策の推進	誰も自殺に追い込まれることのないよう、包括的な支援を推進します。【自殺対策計画】	健康増進課	自殺予防計画に基づき計画の進捗管理を行い、自殺予防推進幹事会及び委員会を開催し、自殺予防の推進を行った。	引き続き、自殺予防計画に基づき計画の進捗管理を行い、自殺予防推進幹事会及び委員会を開催して自殺予防の推進を行うとともに、地域ターゲッティング検索連動広告掲載事業を展開し、自殺予防におけるデジタルアウトリーチについても取り組んでいく。	自殺予防計画に基づき計画の進捗管理を行い、自殺予防推進幹事会及び委員会を開催して自殺予防の推進を行うとともに、地域ターゲッティング検索連動広告掲載事業（「死にたい」という検索ワードから市の相談窓口を広告として表示する機能）に加え、夜間休日等の閉庁時においても対面相談を希望する市民ニーズに対応できるよう、精神保健オンラインカウンセリング事業などのデジタルツールによる相談支援活動を新たに展開した。	A	引き続き、自殺予防計画に基づき計画の進捗管理を行い、自殺予防推進幹事会及び委員会を開催して自殺予防の推進を行うとともに、地域ターゲッティング検索連動広告掲載事業（「死にたい」という検索ワードから市の相談窓口を広告として表示する機能）や夜間休日等の閉庁時においても対面相談を希望する市民ニーズに対応できるよう、精神保健オンラインカウンセリング事業についても継続実施していく。
	2-23 ケアラーへの支援	介護や看護、日常的な世話など、負担が大きくなっているケアラーに対し、ショートステイやデイサービスの活用、子どもの保育・療育サービスの活用を促進するとともに、福祉サービスの充実や情報の周知を進め、関係所属・機関と連携して支援にあたります。	子ども未来部（こども家庭保健課）	(子家総）ヤングケアラー支援に対する理解を深めるため、支援者向けの研修を行った。また、こどもが直接相談できるように学習用ICT端末に当課ホームページの「小中学生のための相談窓口」につながるアイコンを搭載した。	(こども家庭保健課)ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるための支援者向け研修や、ヤングケアラーに対する理解を深め、気づきを促すため、こどもや若者を対象とした出前講座等を実施する。また、こどもが直接相談できるよう、フリーダイヤルを開始する。	(こま保)ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるための支援者向け研修や、ヤングケアラーに対する理解を深め、気づきを促すため、学習用ICT端末を活用したアンケート調査の実施や当課ホームページの「小中学生のための相談窓口」につながるアイコンを搭載した。また、こどもが直接相談できるよう、フリーダイヤルを開始した。	A	(こま保)ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるための支援者向け研修や、ヤングケアラーに対する理解を深め、気づきを促すため、学習用ICT端末を活用したアンケート調査の実施や当課ホームページの「小中学生のための相談窓口」につながるアイコンを引き続き搭載する。
			健康福祉部（高齢介護課）	【家族介護教室】15回開催。参加人数（延）311人 【介護家族会】11回開催。参加人数（延）61人。	家族介護教室については、引き続き実施。 介護家族会は、事前予約制なしで実施を継続。また、引き続き、新規ボランティア募集をおこなっていく。	【家族介護教室】12回開催。参加人数（延）311人。 【介護家族会】12回開催。参加人数（延）64人。	B	家族介護教室については、引き続き実施。 介護家族会では、事前予約制なしで実施を継続。また、引き続き、新規ボランティア募集をおこなっていく。
			市民生活部（市民協働推進課）	(協推)令和６年度中に「学校給食費補助金」「介護保険料」「児童手当制度」などの情報をハローコーナーニュースに多言語で掲載した。	(協推)引き続き各種制度の説明や補助金の申請方法に関する情報を多言語で発信する。	(協推)令和７年度中に「学校給食費補助金」「介護保険料」「児童手当制度」などの情報をハローコーナーニュースやSNS（LINE、X、Facebook）に多言語で掲載した。	B	SNS等を通じて、各種制度の説明や各種補助金の申請方法などを多言語による情報を発信する。
			学校教育部（教育センター）	（教育セ）教育相談の中で関係機関との連携を必要とする場合は情報コーナーを紹介した。	（教育セ）教育相談の中で関係機関との連携を必要とする場合は情報コーナーを紹介する。	(教育セ)教育相談の中で関係機関との連携を必要とする場合は情報コーナーを紹介した。	B	(教育セ)教育相談の中で関係機関との連携を必要とする場合は情報コーナーを紹介する。
社協	S-2-1 生活相談と支援活動の推進	日常生活上の心配ごとを抱える住民の相談を受け止め、必要に応じて関係者へつなぐなどの支援をします。来所が困難な方には、地域に出向き直接相談に応じます。また、社協13支部の拠点において「福祉初期相談の窓口」を開設し、支部のコーディネーターが相談者の困りごとに初期対応したのち、世帯としての課題を把握しながら「要支援」と「その方を取り巻く地域住民」「関係機関」とをつなぎます。	社会福祉協議会	日常生活上の心配ごとを抱える住民の相談を受け止め、必要に応じて関係者へつなぐなどの支援をした。来所が困難な方には、地域に出向き直接相談に応じた。また、社協13支部の拠点において「福祉初期相談の窓口」を開設し、支部のコーディネーターが相談者の困りごとに初期対応したのち、世帯としての課題を把握しながら「要支援」と「その方を取り巻く地域住民」「関係機関」とをつなぎだ。基本、週４日以上（平方支部は週３日）開所し、自治会や各種団体等、支部及び市社協との連絡調整を実施。 Ｒ５年度の支部への相談や問い合わせ（来所：11639件・電話：8630件・FAX：293件・メール：1544件・訪問：181件・その他：54件） ※累計 内訳） 来訪者等対応件数　22,341件うち　心配ごと相談　205件	社会との繋がりを失うことがフレイルの入り口となるため、継続的に支部拠点を開所し、利用者や活動者双方の合意による通常活動を実施していく。また、「顔を合わせる」形での見守り及び「困りごとの相談」を受け、関係機関や関係団体へつないでいく。	日常生活上の心配ごとを抱える住民の相談を受け止め、必要に応じて関係者へつなぐなどの支援をした。来所が困難な方には、地域に出向き直接相談に応じた。また、社協13支部の拠点において「福祉初期相談の窓口」を開設し、支部のコーディネーターが相談者の困りごとに初期対応したのち、世帯としての課題を把握しながら「要支援」と「その方を取り巻く地域住民」「関係機関」とをつなぐ。基本、週４日以上（大石東支部は週３日）開所し、自治会や各種団体等との連絡調整を実施。 R7年度の支部への相談や問い合わせ（来所：11,251件・電話：7825件・FAX：243件・メール：1523件・訪問：160件・その他：73件） ※累計 内訳） 来訪者等対応件数　22,341件うち　心配ごと相談　321件	B	支部拠点を開所することで、来所者が地域社会とのつながりを作るきっかけになるように相談等に応じる。また、「顔を合わせる」形での見守り及び「困りごとの相談」を受け、関係機関や関係団体へつないでいく。
	S-2-2 低所得世帯などに対する貸付相談支援	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、その世帯の安定した生活と経済的自立のため、一時的な資金の貸付と必要な相談支援を行います。また、被（要）保護者及び生活困窮者自立支援事業契約者に対し、世帯の当座の生計の維持のため、資金の範囲内で緊急に必要とする生活資金の貸付を行います。		特例貸付による継続的な貸付施策の終了や長期化するコロナ禍による物価高騰等により、慢性的な困窮世帯からの相談が増加し、最終的なセーフティーネットである生活保護につなぐ等、市と連携しながら対応した。毎月1回、関係機関が集まる支援調整会議に参加し情報共有を図る。慢性的な困窮や急な派遣の契約切り、会社側の都合で給与の未払いなど貸付には至らない相談が多く、関係機関と密に連絡を取り合い対応した。 福祉資金　新規相談件数：4月～3月末　計44件 生活福祉資金（県社協）　新規相談件数：4月～3月（累計）142件	令和６年度も物価高騰等により、慢性的な困窮世帯からの相談が増加することが想定される。最終的なセーフティーネットである生活保護につなぐ等、市と連携しながら対応していく。また、くらしサポート相談窓口とあんしんセーフティネット担当者等の関係機関との連携により、適切な方法を選択しながら支援していく。	特例貸付による継続的な貸付施策の終了や物価高騰等により、慢性的な困窮世帯からの相談が増加し、生活保護につなぐ等、市と連携しながら対応した。毎月1回、関係機関が集まる支援調整会議に参加し情報共有を図っている。慢性的な困窮や生活の見通しが立たないままの転居し生活費が不足した世帯や、若者の鬱・適応障害などによる離職など貸付には至らない相談が多く、関係機関と密に連絡を取り合い対応した。 福祉資金　新規相談件数：4月～3月末　計21件 生活福祉資金（県社協）　新規相談件数：4月～3月（累計）197件	B	令和８年度も物価高騰等により、慢性的な困窮世帯からの相談が増加することが想定される。生活保護につなぐ等、市と連携しながら対応していく。また、くらしサポート相談窓口とあんしんセーフティネット担当者等の関係機関との連携により、適切な支援を検討しながら支援していく。

※取組評価（A：予定以上、B：概ね予定通り、C：予定遅れ、D：大幅遅れ・未実施）

第3次上尾市上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画（取組評価）

基本目標２：誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり　－　取組（大項目）３：外出しやすい環境づくり

【基本目標２－取組３】（計画冊子：P66-67）

取組（中）	取組（小項目）	取組内容（冊子記載）	担当	令和６年度の実施状況（具体的な取組等）※参考	令和７年度の方針・実施予定	令和７年度の実施状況（具体的な取組等）	取組評価	令和８年度の方針・実施予定
(1)バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	3-1 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの環境整備推進	公共施設、公共交通機関などにおいて、バリアフリー化・ユニバーサルデザインを考慮した環境整備を推進します。また、放置自転車対策などにより、快適に生活できる環境整備に努めます。	施設課	消防本部東消防署トイレ改修工事においてユニバーサルデザインを考慮し、バリアフリー化に努めた。	①東消防署伊奈分署及び②西消防署大谷分署のトイレ改修工事において、ユニバーサルデザインを考慮し、バリアフリー化に努める。 ②総合福祉センター大規模改造工事において、ユニバーサルデザインを考慮し、バリアフリー化に努める。	①東消防署伊奈分署及び②西消防署大谷分署のトイレ改修工事において、ユニバーサルデザインを考慮し、バリアフリー化に努めた。 ②総合福祉センター大規模改造工事において、ユニバーサルデザインを考慮し、バリアフリー化に努めた。	A	①東消防署原市分署トイレ改修工事及び平方公民館トイレ改修工事において、ユニバーサルデザインを考慮し、バリアフリー化に努める。
			交通防犯課	バス運行事業者によるノンステップバス導入の予定なし。	バス運行事業者によるノンステップバス導入の予定なし。	バス運行事業者によるノンステップバス導入の予定なし。	A	バス運行事業者によるノンステップバス導入の予定なし。
			都市計画課	バリアフリー基本構想等について、国が示すガイドライン等を確認するとともに、先進事例の紹介や勉強会の開催を国及び県へ要望した。	引き続きバリアフリー基本構想について、調査研究を行う。	・国土交通省主催の全国バリアフリー政策担当者会議に出席し、関連施策の取組内容について理解を深めた。 ・運輸局主催の移動等円滑化評価会議埼玉支局部会に出席し、バリアフリーに関する他自治体の取組事例等について情報収集を行い、理解の向上に努めた。	B	引き続きバリアフリー基本構想について、調査研究を行う。
			みどり公園課	新規整備である６号公園で、バリアフリー化の基準に適合した整備となるような実施設計に努めました。	新規整備である６号公園で、バリアフリー化の基準に適合した整備となるような工事設計・施工に努めます。	実施設計を行い、バリアフリー化の基準に適合した公園を整備した。	A	にらくぼ公園の実施設計に伴い、バリアフリー化の基準に適合した設計・整備を行う。
			道路河川課	上尾駅西口駅前ロータリーリニューアル工事について、バリアフリー化について各関係機関との協議した結果を踏まえ発注を行った。 また、既存の狭あい道路については、順次、解消に向け3路線の整備を実施した。	上尾駅西口駅前ロータリーリニューアル工事について、引き続きバリアフリーに配慮した整備を進める。 また、既存の狭あい道路については、用地取得の進捗状況に合わせ、順次、解消に向けた整備を実施する。	上尾駅西口駅前ロータリーについて、バリアフリーに配慮した歩道整備を実施した。 狭あい道路については、1路線で工事を実施し、1路線は繰越となった。	B	新設する都市計画道路においてはバリアフリーに配慮した歩道を整備する。西宮下中妻線（第1工区）の供用を開始。 また、既存の狭あい道路については、用地取得の進捗状況に合わせ、順次、解消に向けた整備を実施する。
	3-2 バリアフリー化（住宅改修）への支援	介護を必要とする人や重度障害者が住み慣れた家で安心して暮らすことができるよう、住宅改修費用を助成します。また、要件に該当するバリアフリー改修工事を行った住宅に対して、翌年の固定資産税を減額するなどの支援を行います。	資産税課	改修工事による減額制度についてホームページ上で周知を行った。	改修工事による減額制度の期間延長についてホームページ上で周知し、引き続き申告のあった家屋（適用要件を満たしているもの）に対し、減額措置を行っていく。	改修工事による減額制度についてホームページ上で周知し、申告のあった家屋（適用要件を満たしているもの）に対し、減額措置を行った。令和７年度では申告３件に対し、減額を適用した。	A	改修工事による減額制度の期間延長についてホームページ上で周知し、申告のあった家屋（適用要件を満たしているもの）に対し、減額措置を行っていく。
			障害福祉課	在宅の重度障害者が居宅の一部を障害に応じ使いやすく改善するための費用の補助を実施した。	在宅の重度障害者が居宅の一部を障害に応じ使いやすく改善するための費用の補助を継続して実施する。	在宅の重度障害者が居宅の一部を障害に応じ使いやすく改善するための費用の補助を実施した。	B	在宅の重度障害者が居宅の一部を障害に応じ使いやすく改善するための費用の補助を継続して実施する。
			高齢介護課	高齢者が住み慣れた家で安心して暮らすことができるよう、住宅改修等の介護保険サービスを提供した。	高齢者が住み慣れた家で安心して暮らすことができるよう、住宅改修等の介護保険サービスを今後も継続していく。	高齢者が住み慣れた家で安心して暮らすことができるよう、住宅改修等の介護保険サービスを提供した。	B	高齢者が住み慣れた家で安心して暮らすことができるよう、住宅改修等の介護保険サービスを今後も継続していく。
	3-3 コミュニケーションの支援	「声の広報」など、市からの情報発信の工夫を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、コミュニケーション手段の拡充に努めます。	広報広聴課	広報誌においては、15名の視覚障害者にデイジーCDによる「声の広報」を提供したり、図書館でも貸出を行った。また、上尾市Webサイトでは、音声読み上げソフトにより、視覚や聴覚に不安な方にも分かりやすい情報伝達に努めた。	引き続き、希望する視覚障害者へ「声の広報」を提供する。また、上尾市Webサイトによる音声読み上げソフトによる情報発信も継続する。	広報誌においては、15名の視覚障害者にデイジーCDによる「声の広報」を提供したり、図書館でも貸出を行った。また、上尾市Webサイトでは、音声読み上げソフトにより、視覚や聴覚に不安な方にも分かりやすい情報伝達に努めた。	B	引き続き、希望する視覚障害者へ「声の広報」を提供する。また、上尾市Webサイトによる音声読み上げソフトによる情報発信も継続する。
			障害福祉課	意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣及び手話通訳者設置事業を継続するとともに、手話通訳者の充実に努めた。	意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣及び手話通訳者設置事業を継続して実施する。	意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣及び手話通訳者設置事業を継続するとともに、手話通訳者の充実に努めた。	B	意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣及び手話通訳者設置事業を継続して実施する。
	3-4 「心のバリアフリー」の意識啓発	障害者差別解消法や上尾市手話言語条例の普及啓発を図るほか、上尾市人権尊重都市宣言に基づき、男女・犯罪被害者・犯罪を起こした人の社会復帰・感染症など、社会のさまざまな差別意識や偏見の解消を図るため、イベントや研修・講座などによる啓発に取り組みます。	障害福祉課	障害者差別解消法の普及啓発を図るため、市ＨＰによる普及啓発を実施するとともに、職員向けに研修を開催した。	障害者差別解消法の普及啓発を継続して実施する。	障害者差別解消法の普及啓発を図るため、市ＨＰによる普及啓発を実施するとともに、職員向けに研修を開催した。	B	障害者差別解消法の普及啓発を継続して実施する。
			人権男女共同参画課	人権意識の高揚を推進し、差別や偏見の解消を図るため、「あげおヒューマンライツミーティング21」を開催した。令和6年度は、幼時から大人まで幅広い層を対象にした人権啓発イベントとし、市内で活動する人権グループによるワークショップ、市内小中学生の人権標語・作文表彰式を実施した。参加人数：756名	「あげおヒューマンライツミーティング」の実施を予定している。	人権意識の高揚を推進し、差別や偏見の解消を図るため、「あげおヒューマンライツミーティング」を開催した。幼時から大人まで幅広い層を対象にした人権啓発イベントとし、市内で活動する人権グループによるワークショップ、市内小中学生の人権標語・作文表彰式を実施した。参加人数：６２８名	A	「あげおヒューマンライツミーティング」の実施を予定している。
			生涯学習課	集会所で同和問題、ヤングケアラー、ハンセン病のをテーマとする研修を行ったほか、６つの6公民館において人権講座を実施した。	引き続き、集会所や公民館において様々な人権に関する講座や研修を実施する。	集会所で「同和問題」・「聴導犬」・「性の多様性」をテーマとする研修を行ったほか、６つの6公民館において人権講座を実施した。	B	人権意識の高揚を図るため、集会所や公民館において様々な人権に関する講座や研修を実施する。
	3-5 幼児期からの「心のバリアフリー」の推進	障害のある児童と保育園児との交流保育を充実させ、共生を育みます。	こども発達センター	保育所児童とつくし学園児童による交流保育を実施。市立保育所１１か所で２７名のつくし学園児童が参加。子ども子育て支援複合施設AGECOCOで、大谷西保育所とつくし学園双方の児童が、日常的に園庭遊びなどで自然に交流ができている。また、7回の合同行事及び歌集会や合同リズムを各々月1～２回および普段の保育療育の中でクラス間交流を深めている。	市立保育所とつくし学園の交流保育を実施していく。また、AGECOCO内での交流の機会を増やしていく。	保育所とつくし学園児童による交流保育を実施。市立保育所9ヵ所で27名のつくし学園児童が参加。AGECOCO内の大谷西保育所との交流は、日常的な園庭あそびや、季節ごとの行事を合同で行っている。また合同のうた集会やリズムを計画し、月に2～3回行った。年度後半より、お互いの週予定を伝えあうことでクラス間交流の機会を増やしていけるように取り組み始めた。	A	市立保育所とつくし学園の交流保育を実施していく。また、AGECOCO内での交流の実施回数をさらに増やしていけるようにする。
	3-6 インクルーシブ教育の推進	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学べる教育の推進と環境整備を行い、互いの自立や社会参加の促進と啓発を図ります。	指導課	・保護者や関係機関との連携を図りながら、一人一人の教育支援プランをもとに、組織的に計画的な支援を行った。 ・特別支援学校と連携し、情報交換や交流及び共同学習を実施し、児童生徒の障害に対する理解と認識を深めた。	・一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援プランを作成し、計画的な支援を行うための研修を行う。 ・特別支援学校との支援籍学習や巡回相談等を計画的に実施するとともに、児童生徒や教職員の障害に対する理解や認識をより深めるための研修を実施する。	・保護者や関係機関との連携を図りながら、一人一人の教育支援プランをもとに、組織的に計画的な支援を行った。 ・特別支援学校と連携し、情報交換や交流及び共同学習を実施し、児童生徒の障害に対する理解と認識を深めた。	A	・一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援プランを作成し、計画的な支援を行うための研修を行う。 ・特別支援学校との支援籍学習や巡回相談等を計画的に実施するとともに、児童生徒や教職員の障害に対する理解や認識をより深めるための研修を実施する。
(2)移動手段の確保	3-7 市内公共交通網の充実	市内循環バス“ぐるっとくん”は、利用者のサービス向上を図りながら、効率的・効果的な運行に努めます。また、市内の地域公共交通については、路線を維持しつつ、さらなる利便性向上を図れるよう、検討を進めます。	交通防犯課	・免許返納者へのぐるっとくん無料乗車券24回分の交付 ・公共交通マップの作成	・免許返納者へのぐるっとくん無料乗車券24回分の交付 ・公共交通マップの作成	・免許返納者へのぐるっとくん無料乗車券24回分の交付 ・公共交通マップの作成	A	・免許返納者へのぐるっとくん無料乗車券24回分の交付 ・公共交通マップの作成
			障害福祉課	障害者手帳（身体・療育・精神）制度についてのホームページを新規に開設し、公共交通機関の割引等に利用できる、障害者手帳アプリ「ミライロID」についても掲載を行い、周知を図った。	障害者手帳（身体・療育・精神）取得者へのサービス周知を継続して実施する。	障害者手帳（身体・療育・精神）取得者へのサービス周知を継続して実施したほか、ミライロIDについてもホームページで周知を図った。	A	障害者手帳（身体・療育・精神）取得者へのサービス周知を継続して実施する。
			高齢介護課	通院、生活必需品の買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援等のサービスを提供する団体に補助金を支給した。	通院、生活必需品の買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援等のサービスを提供する団体から補助金を支給する。また、移動支援を検討している団体に対しては、立ち上げ支援を行っていく。	通院、生活必需品の買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援等のサービスを提供する団体に補助金を支給した。（サービス活動Ｂ・Ｄ）	B	通院、生活必需品の買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援等のサービスを提供する団体から補助金を支給する。また、移動支援を検討している団体に対しては、立ち上げ支援を行っていく。
	3-8 移動支援の充実	障害のある方の移動を援助するための助成や高齢者の移動支援実施事業者の確保など、移動支援サービスの充実を図ります。	交通防犯課	・障害者への運賃割引 ・敬老月間（高齢介護課の事業実施に併せて実施）	・障害者への運賃割引 ・敬老月間（高齢介護課の事業実施に併せて実施）	・障害者への運賃割引 ・敬老月間（高齢介護課の事業実施に併せて実施）	A	・障害者への運賃割引 ・敬老月間（高齢介護課の事業実施に併せて実施）
社協	S-3-1 外出支援事業の実施	１人での外出が困難な障害のある 方で支援が必要と認められた方に、外出（通院、官公庁、余暇活動など）する際の必要な援助を行います。	社会福祉協議会	感染予防・対策に充分配慮しながら、外出支援を実施。 買い物や通院など外出等の生活及び余暇活動ができるようにヘルパーの派遣調整と支援を実施。 Ｒ３　派遣回数：２，７９０回、派遣時間：　９，５８６時間１９分 Ｒ４　派遣回数：２，８６３回、派遣時間：１０，２１８時間２９分 Ｒ５　派遣回数：２，７２９回、派遣時間：１０，３９４時間５３分 Ｒ５　移動支援：　４６４回　１，５４２時間５分、通院等介助　７回　２５時間３７分 　　同行援護２，２５８回　８，８２７時間１１分 主に、視覚障害の方の同行援護の派遣時間数が増加している。	外出困難な方への支援が安定的に継続して実施できるように、令和６年度は、障害のある方の外出や移動時の支援に関する市民啓発のための研修や講座を検討し、令和７年度は、研修・講習会の開催を行い協力者の増員を図る。（ガイドヘルパーの募集） その他に、移動支援に従事するヘルパーの介護技術の向上のための研修を実施していく。 ※前回の報告では、移動サービスのみの報告となってしまったため、改めて、移動サービス、通院等身体介助、同行援護の外出支援をしたヘルパー稼働回数、時間を事業報告として訂正しています。	視覚障害、身体障害等の障がいにより一人では外出が困難な方の通院、買い物、社会参加等の機会を作るため、市移動支援サービス、障害居宅同行援護事業実施し、ホームヘルパーを派遣・調整を実施。 移動支援　　利用回数・時間・派遣人数：　395回・1,500時間04分 ／ 395人 同行援護　　利用回数・時間・派遣人数：　1,717回・6,494時間27分 ／ 1,756人 　　延べ利用回数・時間・派遣人数　：　2112回・7,994時間31分 ／ 2,151人 介護福祉士等の資格を所有している方向けに、介護に参加してもらえるようホームヘルパー講座を開催し、少数ではあるが、市民の方が参加する機会を実施した。	B	継続して障害のある方の通院、買い物などの日常生活での移動介助や余暇活動への外出支援を行えるよう、ホームヘルパー・ｶﾞｲﾄﾞヘルパーとして活動する方を募集していきます。また、障がい者の方の外出介助についての市民啓発となる講座を継続して実施をしていきます。
	S-3-2 福祉機材の貸し出し（車いす貸出など）	制度を利用できない方や急を要する対応が必要な方などに対して、社協13支部拠点など相談者の身近なところで、 車いすの短期無料貸出（原則２週間以内）を行い、市民の外出機会の増進を図ります。		総合福祉センター、上尾西地域福祉センター、社協13拠点で短期の車いすの無料貸出しを行った。車いす貸出については、頻繁に問い合わせがあり、貸出し件数も前年度より多く、身近なサービスとして定着してきている。	短期車いすの無料貸出しについて広報等で情報発信をし、地域住民の日常生活及び社会生活の便宜を図っていく。	総合福祉センター、上尾西地域福祉センター、社協13支部拠点で短期の車いすの無料貸出しを行った。車いす貸出については、頻繁に問い合わせがあり、貸出し件数も前年度より多く、身近なサービスとして定着してきている。	A	短期車いすの無料貸出しについて広報等で情報発信をし、地域住民の日常生活及び社会生活の便宜を図っていく。
	S-3-3 福祉車両の運行	身体障害者手帳を所持し、常時車いすを使用している方が、通院や公的機関への手続きのため外出する時に、車いすを使用した状態で乗降できる車両「あゆみ号」の運行管理を行い、対象者の外出機会の増進を図ります。		5月から新型コロナウィルス感染症が「2類相当」から季節性インフルエンザなどの「5類」へ移行したが、運転手には引続きアルコール消毒セットを携帯してもらい、感染予防に努めた。　行動制限も全面的に緩和されることにより、利用する方も令和4年度と比べて年間約1.1倍に増えた。しかし1台あたりの運休日が、月に平均3日程度あるため、ふれあい号の利用者登録の拡大と、運行稼働率の向上が必要である。	ふれあい号の運行稼働率を上げるため、リフト付車両運行事業を多くの対象者の方に利用してもらうため、引き続き広報、ホームページを活用しながら周知に努める。不特定多数の方が利用するため、引き続き感染防止に努めていく。	ふれあい号の運休日が増加。月間の稼働率は68%程度。特に令和8年2月は利用者の体調不良等によりキャンセルが相次ぎ運行日数が9日となってしまった。利用者の高齢化により施設入所、入院、死亡により利用者が減少傾向にある。年間利用人数は延べ488人。社協だよりに掲載したことにより問合せはあるが、身体障害者手帳所持者であっても常時車いす使用者ではなく、高齢による歩行困難や生活困窮者からであり、条件が合わず新規利用につながらなかった。	C	身体障害者手帳を所持し、常時車いすを使用している方が、通院や公的機関への手続きのため外出する時に、車いすを使用した状態で乗降できるリフト付車両「ふれあい号」の運行管理を行い、対象者の外出機会の増進を図る。周知方法としてホームページ掲載、パンフレット作成、社協だより掲載をおこなう。
	S-3-4 福祉車両の貸し出し	余暇などの外出に車いすを必要とする方に対して、車いすを使用した状態で乗降できる車両「あゆみ号」の無料貸し出しを行い、対象者の外出機会の増進を図ります。		今年度、新型コロナウィルス感染症が「2類」から「5類」へ移行したが、不特定多数の方が利用するため、利用する運転手には引続きアルコール消毒セットを渡し、感染予防に努めた。　また行動制限も全面的に緩和されたことにより、「あゆみ号」の利用件数は、令和4年度、年間９８件から令和5年度は２３５件と増加した。	現在のあゆみ号は車椅子が2台乗車できる大型車両であることから、女性運転手の利用が少ない。利用の拡大と運行の安全を図る為、一回り小さい車両の確保が必要と考える。以前は車いす1人乗り用のワゴン車(2000ccクラス)を保有していた。利用者拡大には、車両変更の検討など方策を立てる必要がある。	社協ホームページ掲載により新規につながった。新規利用申請は１１件増加。懸念された大型車両により敬遠されることはなかった。R7年度後半は定期的に利用される方が増加し、毎週末に貸出している。通院、旅行、生活などでご利用いただいた。利用人数（介助者含む）は209人。	B	余暇などの外出に車いすを必要とする方に対して、車いすを使用した状態で乗降できる車両「あゆみ号」の無料貸し出しを行い、対象者の外出機会の増進を図ります。
	S-3-5 コミュニケーション支援の実施	聴覚障害者などの社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うために手話通訳者の派遣を行います。また、聴覚障害に対する理解促進と支援者の養成を目的とした手話講習会を実施します。		派遣件数は1,281件で昨年より123件増加した。医療機関への派遣件数は6割を超え795件だった。通訳者派遣述べ人数は専任、登録合わせて1,450名だった。技術勉強会は昼間3回、夜間3回おこなった。手話通訳者養成Ⅱ受講者から令和5年度登録手話通訳者選考試験に1名合格した。令和6年度広域通訳養成Ⅰ開催に向けて、伊奈町と上尾市の関係者による会議が行われた。	聴覚障害者が高齢により医療や介護に関わる通訳依頼の増加が見込まれるが、できる限り依頼に応えていく。通訳者養成Ⅰが伊奈町と広域で開講するが修了は２年後なので、今年度に通訳者増員は見込めない。その間は既存の登録通訳者15名を維持する。	登録手話通訳者数　12名　休暇中2名　新規登録者数　0名 年度当初は、高齢者が施設入所や死亡により依頼件数が減少するかに見えたが、入院手術後のリハビリ通院者が相次ぎ一時的に増加に転じる。1,130件、全ての依頼に対応できた。広域通訳養成講習会Ⅱが終了した。受講者11名中、修了者1名だった。令和7年度登録手話通訳者認定試験により3名が合格した。	B	聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うために手話通訳者の派遣を行います。また、聴覚障害に対する理解促進と支援者の養成を目的とした手話講習会を上尾市聴覚障害者協会へ委託して実施します。

※取組評価（A：予定以上、B：概ね予定通り、C：予定遅れ、D：大幅遅れ・未実施）

第3次上尾市上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画（取組評価）

基本目標２：誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり　－　取組（大項目）４：地域防災・地域防犯の推進

【基本目標２－取組４】（計画冊子：P70-72）

取組（中）	取組（小項目）	取組内容（冊子記載）	担当	令和６年度の実施状況（具体的な取組等）※参考	令和７年度の方針・実施予定	令和７年度の実施状況（具体的な取組等）	取組評価	令和８年度の方針・実施予定
(1) 地域防災力の向上	4-1 的確な情報提供と情報伝達体制の整備	防災・防犯に関する情報提供を充実させ、災害時などの緊急時においても、正確で素早い情報提供に努めるとともに、防災行政無線や河川監視カメラの維持管理、市ホームページやＳＮＳなどの情報伝達手段の整備と体制強化に努めます。	危機管理防災課	令和5年10月から、一斉情報配信システムを導入し、市ホームページをはじめ、危機管理防災課XやLINE、Yahoo!防災アプリなど一括で情報伝達ができるよう取り組んだ。	一斉情報配信システムを用いて、市ホームページをはじめ、危機管理防災課XやLINE、Yahoo!防災アプリなどにより、正確で素早い情報提供に努める。	一斉情報配信システムを用いて、市ホームページをはじめ、危機管理防災課XやLINE、Yahoo!防災アプリなど、一括で情報伝達ができるよう取り組んだ。	A	一斉情報配信システムを用いて、市ホームページをはじめ、危機管理防災課XやLINE、Yahoo!防災アプリなどにより、正確で素早い情報提供に努める。
			交通防犯課	犯罪情報を中心に、安心・安全メールの配信や防災行政無線による放送を実施した。	安心・安全メールの配信を行うと共に、重要事項においては防災行政無線による放送や、市ホームページへの掲載も行う。	安心・安全メールの配信を行うと共に、重要事項においては防災行政無線による放送や、市ホームページへの掲載も行った。	A	安心・安全メールの配信を行うと共に、重要事項においては防災行政無線による放送や、市ホームページへの掲載も行う。
			建設管理課	市内７箇所の河川情報を市ホームページで公開した。 令和６年度河川監視カメラサイトへのアクセス件数　39,557件	適切な維持管理を行い、市ホームページに河川情報を公開する。	市内７箇所の河川情報を市ホームページで公開した。 令和７年度河川監視カメラサイトへのアクセス件数　24,002件	A	適切な維持管理を行い、市ホームページに河川情報を公開する。
	4-2 防災・防火意識の啓発	市広報や市ホームページ、「あげお市政出前講座」などを通じて、市民に広く防災知識を普及し、防災に対する関心を深めるとともに、防災意識の高揚を図り、地域防災力の向上に努めます。また、効果的な防火意識の普及・啓発に向け、火災予防運動や小学生を対象とした体験学習など、啓発の取組を継続的に実施します。	危機管理防災課	あげお市政出前講座を通じて、市民への防災知識啓発に努めた。 【参考】R5実績　講座数：18件　参加人数：782人	あげお市政出前講座を通じて、市民への防災知識啓発に努める。	あげお市政出前講座を通じて、市民への防災知識啓発に努めた。 【参考】R7実績　講座数：8件　参加人数：302人	A	あげお市政出前講座を通じて、市民への防災知識啓発に努める。
			予防課	夏休み一日消防士を予定どおり開催した。消防本部ホームページ、広報あげお等を活用して、市民への周知・情報提供を行ったところ、市内の小学4年生から6年生39名が参加した。参加者に対してアンケートを実施したところ、全員から「消防の仕事がわかった」との回答が得られており、防火意識の普及・啓発につながったものと評価できる。	こどもたちの防火防災意識を高めることを目的に、体験イベント「夏休み一日消防士」を8月6日・7日の2日間開催する予定。市内在住の小学4年生から6年生を対象に毎年開催しており、消防本部ホームページ、広報あげお等を活用するとともに、アンケートで「分かりやすい」との評価を得たＷｅｂフォームによる参加申込みを継続するなど、参加しやすいイベントとなるように取り組んでいく。	夏休み一日消防士を予定どおり開催した。消防本部ホームページ、広報あげお等を活用して、市民への周知・情報提供を行ったところ、市内の小学4年生から6年生49名が参加した。参加者に対してアンケートを実施したところ、全員から「消防の仕事がわかった」との回答が得られており、防火意識の普及・啓発につながったものと評価できる。	A	こどもたちの防火防災意識を高めることを目的に、市内及び伊奈町在住の小学4年生から6年生を対象とした体験イベント「夏休み一日消防士」を8月5日・6日の2日間開催する。
	4-3 適切な避難行動の啓発	市民が適切な避難行動を行えるように、洪水ハザードマップや市ホームページ など により浸水リスクなどの周知・啓発を進めます。また、障害がある人の緊急災害時の対処・避難方法などのマニュアル化、防災パンフレットやヘルプカードの作成・配布、市ホームページを通じた周知・啓発を実施します。	危機管理防災課	ハザードマップの説明会を行い、浸水リスクの周知・啓発に努めた。【参考】R6実績　講座実施数：1回　参加人数：10人。	防災ガイドブック及び水害ハザードマップを使用し、引き続き地域からの求めに応じて説明会の実施に努める。	地域向けの住民避難訓練（全6回）における講座の中で、防災ガイドブックや水害ハザードマップの内容を取りあげ、周知・啓発に努めた。	A	防災ガイドブック及び水害ハザードマップを使用し、引き続き地域からの求めに応じて説明会の実施に努める。 また、内水ハザードマップを作成のうえ全戸配布し、水害のリスクの周知を行う。
			障害福祉課	障害のある人（難病患者を含む）などが、災害時や緊急時、日常生活の中で困ったときに、必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのヘルプカードを配布した。	障害のある人（難病患者を含む）などが、災害時や緊急時、日常生活の中で困ったときに、必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのヘルプカードを配布を継続して実施する。	障害のある人（難病患者を含む）などが、災害時や緊急時、日常生活の中で困ったときに、必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのヘルプカードを配布した。	B	障害のある人（難病患者を含む）などが、災害時や緊急時、日常生活の中で困ったときに、必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのヘルプカードを配布を継続して実施する。
			高齢介護課	ヘルプマークの高齢介護課配布数実績90枚、ヘルプカードおよびヘルプマークについて、市のホームページほか、高齢者福祉事業のあらましに掲載し、周知を図った	ヘルプマークおよびヘルプカードについて、ホームページや高齢者福祉事業のあらまし等の媒体の利用や市政出前講座などで、周知や啓発に努める。	ヘルプマークの高齢介護課配布数実績119枚、ヘルプカードおよびヘルプマークについて、市のホームページほか、高齢者福祉事業のあらましに掲載し、周知を図った	B	ヘルプマークおよびヘルプカードについて、ホームページや高齢者福祉事業のあらまし等の媒体の利用や市政出前講座などで、周知や啓発に努める。
	4-4 防災教育の推進	地域防災を担う次世代の人材育成に向け、防災士協議会と連携し、防災集会やマイ・タイムライン学習会を行うなど、学校における防災教育の取組を進めます。	危機管理防災課	防災士協議会と連携し、学校における防災教育に努めた。 【参考】R6実績　実施校数：16校　参加人数：1340人	防災士協議会と連携し、学校における防災教育に努める。	防災士協議会と連携し、学校における防災教育に努めた。 【参考】R7実績　実施校数：12校　参加人数：989人	A	防災士協議会と連携し、学校における防災教育に努める。
			学校保健課	一斉避難訓練では、学校配信メールシステムやNTT伝言ダイヤルを活用し、保護者による引き取り訓練を市内小中学校３３校で実施した。	一斉避難訓練では、保護者への引き渡し訓練を行うと共に、各小中学校で被害状況を想定した報告訓練を実施する。	一斉避難訓練では、学校配信メールシステムやNTT伝言ダイヤルを活用し、保護者による引き取り訓練を市内小中学校３３校で実施した。	B	一斉避難訓練では、大地震発生時の児童生徒の安全確保・保護者等への引き渡し体制を確認すると共に、各小中学校で被害状況を想定した報告訓練を実施する。
	4-5 防災訓練や避難所開設訓練などの実施	危機管理体制の充実・強化を図るため、防災訓練などを通じ防災意識の高揚と知識の向上に努めるとともに、関係機関などとの連携強化を進めます。	危機管理防災課	多くの指定避難所にいて避難所開設訓練などを行った。 【参考】48カ所/48カ所 ※回答〆切日時点で、全自主防災会から前年度の実績が提出されていないため、自主防災会の訓練の実施状況に関する正確な数字が入力できておりません。 今後、全自主防災会からの実績が揃い次第、再度回答いたします。	各指定避難所や各自主防災会において、防災体制の充実や強化を図るために訓練を実施する。 【参考】指定避難所：48カ所　自主防災会：116団体	多くの指定避難所にいて避難所開設訓練などを行った。 【参考】48カ所/48カ所 ※回答〆切日時点で、全自主防災会から前年度の実績が提出されていないため、自主防災会の訓練の実施状況に関する正確な数字が入力できておりません。 今後、全自主防災会からの実績が揃い次第、再度回答いたします。	A	各指定避難所や各自主防災会において、防災体制の充実や強化を図るために訓練を実施する。 【参考】指定避難所：48カ所　自主防災会：116団体
	4-6 自主防災組織の育成支援	地域防災力の向上に向け、自主防災組織が行う訓練や必要資機材購入の補助など、地域防災組織の活動を支援するとともに、地域防災を担う次世代の人材確保に向け、市広報や市ホームページなどで自主防災組織の必要性や加入に係る啓発を継続的に実施します。また、地域の防災リーダー育成に向け、防災士の資格取得補助や防災士協議会の活動を支援します。	危機管理防災課	116の自主防災組織への補助など、地域防災組織の活動を支援するとともに努めた。 また、防災士の資格取得補助や防災士協議会の活動支援に努めた。 【参考】R6実績　補助を受けて資格取得した人数　15人 ●補足　予算：15人分	自主防災組織への補助や地域防災組織の活動の支援、自主防災組織の必要性や加入に係る啓発、防災士の資格取得補助や防災士協議会の活動支援に努める。	116の自主防災組織への補助など、地域防災組織の活動を支援に努めた。 また、今年度新たに防災士養成講座を実施し、77人の防災士が新たに誕生した。	A	自主防災組織への補助や地域防災組織の活動の支援、自主防災組織の必要性や加入に係る啓発、防災士の資格取得補助や防災士協議会の活動支援に努める。
	4-7 避難行動要支援者の把握・避難支援体制の整備	避難行動要支援者システムの活用などにより、避難行動要支援者の迅速な避難支援に向けた資料の作成及び避難支援などの関係者（自主防災会、民生委員・児童委員）への配布（同意された方のみ）を進めるとともに、避難支援などの関係者への名簿情報・個別避難計画の提供に係る避難行動要支援者の同意や、避難支援などの関係者の拡充に努めます。	危機管理防災課	令和6年度は、勧奨通知を送付できなかったが、年間6回の住民避難訓練で要配慮者の避難訓練を実施し、制度の周知や同意者数の増加に努めた。 R6実績：同意者数：55人	令和7年度は勧奨通知を送付し、引き続き同意者の増加に努める。	市における避難行動要支援者の優先度（①地理的要件：荒川浸水想定区域による想定浸水深1.0m以上、②年齢要件：全年齢、③世帯要件：1名）を設定し、その対象者に対し、委託業者（無償）と連携し勧奨通知を送付した。　R7実績：18人	B	引き続き、新たに避難行動要支援者となった対象者へ勧奨通知の送付を行う。
			福祉総務課	災害時の行動について、民生委員・児童委員へ周知を行った。	引き続き、災害時の行動について、民生委員・児童委員への周知に努める。	災害時の行動について、民生委員・児童委員へ周知を行った。	B	引き続き、災害時の行動について、民生委員・児童委員への周知に努める。
			障害福祉課	障害のある人の避難や安否確認を地域で助け合うことを目的として、避難行動要支援者名簿への登録の周知を継続して実施する。	障害のある人の避難や安否確認を地域で助け合うことを目的として、避難行動要支援者名簿への登録の周知を継続して実施する。	障害のある人の避難や安否確認を地域で助け合うことを目的として、避難行動要支援者名簿への登録の周知を継続して実施した。	B	障害のある人の避難や安否確認を地域で助け合うことを目的として、避難行動要支援者名簿への登録の周知を継続して実施する。
			高齢介護課	避難行動要支援者について、地域住民等から情報提供があった際、危機管理防災課や包括支援センターに情報提供する体制を図った。	避難行動要支援者の把握や避難支援体制の整備に向け、避難行動要支援者の把握がし易くなるよう所管する各種団体等に情報提供を求めていく。	危機管理防災課や包括支援センターに情報提供する体制をとった。	C	民生委員による日常的な見守りにより、緊急時にも備えられるようにする。
	4-8 福祉避難所の拡充	災害時に、他の避難者との共同生活が難しく、介護などが必要な方に対しては、協定を締結している施設の応援協力により福祉避難所への入所を案内するため、引き続き市内の社会福祉施設との協定締結の拡充に努めます。	危機管理防災課	令和６年度は新たに協定を締結した福祉避難所となる施設は無かったが、１箇所の施設と協定締結に向けた協議を実施中。	福祉避難所関連事務所管課（障害福祉課・高齢介護課）と協力しながら協定先拡充に努める。	令和7年度は新たに協定を締結した福祉避難所となる施設は無かったが、福祉避難所関連事務所管課（障害福祉課・高齢介護課および福祉総務課）と協議し、協定先の拡充に努めた。	B	関係課と密に連携しながら、協定未締結の市内福祉施設へ打診をはかる。
(2) 防犯活動の推進	4-9 防犯意識の啓発	防犯キャンペーンなどの実施により、防犯情報の提供と意識啓発に努めます。	交通防犯課	交通防犯課窓口にて、犯罪情報を掲載した広報紙や防犯用品の配布を実施した。	上尾警察署や県央地域振興センターをはじめとした関係機関と連携し、各キャンペーンの実施を検討する。	交通防犯課窓口にて、犯罪情報を掲載した広報紙や防犯用品の配布を実施した。	A	上尾警察署や県央地域振興センターをはじめとした関係機関と連携し、各キャンペーンの実施を検討する。
	4-10 防犯活動の担い手育成	市民の自主的な防犯活動を活性化するため、自主防犯ボランティアを育成、支援します。	交通防犯課	自主防犯ボランティア団体に対し、防犯パトロール用のベスト202着、帽子213個、赤色誘導灯67本を配布した。	資機材の配布を継続実施する。	自主防犯ボランティア団体に対し、防犯パトロール用のベスト150着、帽子150個、赤色誘導灯100本を配布した。	A	資機材の配布を継続実施する。
	4-11 犯罪抑止力の向上	警察などの関係機関や防犯関係団体との連携促進などにより、犯罪抑止力の向上を図ります。	交通防犯課	上尾警察署とは、特殊詐欺被害をはじめとする各種犯罪に関する情報交換を行った。また。埼玉県警察本部からの犯罪情報官ニュースを活用した情報発信を実施した。	上尾警察署及び埼玉県警察本部との連携を強化し、各種犯罪、防犯情報の交換体制を維持する。	上尾警察署とは、特殊詐欺被害をはじめとする各種犯罪に関する情報交換を行った。また。埼玉県警察本部からの犯罪情報官ニュースを活用した情報発信を実施した。	A	上尾警察署及び埼玉県警察本部との連携を強化し、各種犯罪、防犯情報の交換体制を維持する。
	4-12 犯罪防止活動への支援・協力	犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助ける保護司会の活動を支援します。また、保護司会と協力して、市民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を推進します。	人権男女共同参画課	犯罪予防啓発活動の一環として、小中学校に作文コンテストへの応募協力依頼を行った。 また「社会を明るくする運動」として、上尾駅における街頭広報活動および各地区におけるミニ集会を実施した。	令和７年度も小中学校への作文コンテスト応募協力依頼、および「社会を明るくする運動」の上尾駅での街頭広報活動・ミニ集会の実施を予定している。	犯罪予防啓発活動の一環として、小中学校に作文コンテストへの応募協力依頼を行った。 また「社会を明るくする運動」として、上尾駅における街頭広報活動および各地区におけるミニ集会を実施した。	A	令和８年度も小中学校への作文コンテスト応募協力依頼、および「社会を明るくする運動」の上尾駅での街頭広報活動・ミニ集会の実施を予定している。
	4-13 空家等対策の推進	適切な管理が行われていない空き家などの所有者に対する働き掛けを行い、地域住民の生活環境維持に努めます。	交通防犯課	令和6年度は246件の生活環境に関する近隣からの相談があり、適切に管理を促す通知を発送した。	相談の繁忙期に合わせ効率的な相談記録の作成に努め、適正管理を促す。	令和7年度は201件の生活環境に関する近隣からの相談があり、適切に管理を促す通知を発送した。	A	相談の繁忙期に合わせ効率的な相談記録の作成に努め、適正管理を促す。
	4-14 地域の防犯体制の強化	メールなどによる防犯情報の提供、学校安全パトロールなどの見守り活動により、地域や保護者と協力し防犯活動を推進します。	交通防犯課	市職員によるパトロールカーを使用した登下校時の学校防犯パトロール（対象日数205日）と、夕刻の青色防犯パトロール（同93日）を実施した。	パトロール体制を維持し、事業を継続する。	市職員によるパトロールカーを使用した登下校時の学校防犯パトロール（対象日数83日）と、夕刻の青色防犯パトロール（同66日）を実施した。	A	パトロール体制を維持し、事業を継続する。
			学校保健課	防犯情報に関して迅速に対応し、メールで防犯情報の提供を行ったり、緊急性の高いものについては学校に直接連絡するなど防犯に努めた。また、関係団体、保護者、地域等に協力をあおぎ、青色防犯パトロールなどを活用し、児童生徒の安心安全な登下校になるよう努めた。	防犯情報に関して迅速に対応し、メール等で防犯情報の提供を行う。また、関係団体、保護者、地域等に協力をあおぎ、防犯活動も継続していくとともに、持続可能な活動になるように検討していく。	防犯情報に関して迅速に対応し、メールで防犯情報の提供を行ったり、緊急性の高いものについては学校に直接連絡するなど防犯に努めた。また、関係団体、保護者、地域等に協力を仰ぐと共に、青色防犯パトロールなどを活用し、児童生徒の安心安全な登下校になるよう努めた。	B	防犯情報に関して迅速に対応し、メール等で防犯情報の提供を行うと共に、関係団体、保護者、地域等に協力を仰ぎ、防犯活動を継続していく。また、時代の変化に対応した持続可能な活動となるように検討していく。
	4-15 消費者相談体制の充実	関係機関や消費者団体と連携し、多様で幅広い年代に拡大した消費者トラブルについて啓発するとともに、市広報や市ホームページ、ＳＮＳなどによる情報提供に努めます。また、福祉団体などと連携した見守り活動を展開します。	消費生活センター	令和6年度の相談件数は1812件。自治会に消費者トラブルについて回覧用資料配布（10月）、市ホームページに随時情報を掲載.見守り活動の一助となるよう消費者団体や福祉団体向けに啓発資料や情報提供を行った。	市内関係団体とはひき続き連携し、消費者被害防止に係る情報を提供し、幅広く地域にむけて啓発・注意喚起を行う。	令和7年度の相談件数は2009件。自治会に消費者トラブルについて回覧用資料配布（9月）、市ホームページに随時情報を掲載.見守り活動の一助となるよう消費者団体や福祉団体向けに啓発資料配布など情報提供を行った。	B	市内関係団体とはひき続き連携し、消費者被害防止に係る情報を提供し、幅広く地域にむけて啓発・注意喚起を行う。
	4-16 青少年の非行など の抑制	青少年の非行・不良行為の抑制のため、補導活動や啓発活動などを推進します。	青少年課	街頭補導活動(関係団体との協力・夜間補導・教員補導・地区補導等)、啓発活動(啓発品・チラシの配布活動、デジタルサイネージで情報発信)を実施した。 補導件数：2,209人/年、補導回数：173回/年、参加延べ人数：848人/年 啓発活動：7月3日・11月6日に上尾駅周辺で啓発品配布活動、7月・11月にデジタルサイネージで情報発信	街頭補導活動を通年で実施。また年２回、啓発品・チラシ等の配布活動とデジタルサイネージを活用して市民への啓発活動を行う。	街頭補導活動(関係団体との協力・夜間補導・教員補導・地区補導等)、啓発活動(啓発品・チラシの配布活動、デジタルサイネージで情報発信)を実施した。 補導件数：3,067人/年、補導回数：227回/年、参加延べ人数：787人/年 啓発活動：7月2日・11月5日に上尾駅周辺で啓発品配布活動、7月・11月にデジタルサイネージで情報発信	B	街頭補導活動を通年で実施。また年２回、啓発品・チラシ等の配布活動とデジタルサイネージを活用して市民への啓発活動を行う。
社協	S-4-1 災害時に対応するボランティア体制の整備	災害時において、被災状況の把握やボランティアの受け入れ、調整などを行う災害ボランティアセンターが機能するように、立ち上げ訓練を行うとともに、被災者の生活復旧を支援するボランティアを養成する講座の開催など、体制を整備します。また、災害時におけるボランティア団体などとの連携を図るため、日頃から情報共有に努めます。	社会福祉協議会	４０代～５０代の年齢層が中心に参加し、災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティア活動としての基本・装備・心構えや埼玉県内の災害の様子、床下の泥出し等など、講義と実技を行った。 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練は未実施。	地震や風水害などの災害時において、被災者に対する気持ちに寄り添った対応方法等の生活復旧を支援する災害ボランティア養成講座を開催する。また、災害時におけるボランティア団体等との連携を図るため、日頃から情報共有を行っていく。 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練については、実施に向け訓練内容の検討が必要。	災害ボランティア養成講座を、３月１５日（日）に実施。１３名の方が参加し、講義（災害ボランティア活動としての基本・装備・心構えや能登半島や埼玉県内の災害の様子）と実技（南京縛り・写真洗浄）の体験を行った。災害ボランティア登録者：12名。 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練は未実施。	C	地震や風水害などの災害時において、被災者に対する気持ちに寄り添った対応方法等の生活復旧を支援する災害ボランティア養成講座を開催する。また、災害時におけるボランティア団体等との連携を図るため、日頃から情報共有を行っていく。 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練については、平時より、災害が起こったことを想定して、立ち上げ訓練を実施する。また、災害ボランティアセンター運営システム導入するにあたり、職員向けに全体研修を実施する。

※取組評価（A：予定以上、B：概ね予定通り、C：予定遅れ、D：大幅遅れ・未実施）

第3次上尾市上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画（取組評価）

基本目標２：誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり　－　取組（大項目）５：見守り・声かけによるつながりの確保

【基本目標２－取組５】（計画冊子：P75-77）

取組（中）	取組（小項目）	取組内容（冊子記載）	担当	令和６年度の実施状況（具体的な取組等）※参考	令和７年度の方針・実施予定	令和７年度の実施状況（具体的な取組等）	取組評価	令和８年度の方針・実施予定
(1) 見守り支援の推進	5-1 地域における見守り活動の促進	自治会・町内会・区会、民生委員・児童委員などと連携し、地域住民による高齢者世帯 などの見守り活動の充実が図れるよう、活動を支援します。	高齢介護課	民生委員の協力を得て単身高齢者調査、75歳以上高齢者のみ世帯調査をそれぞれ年１回実施。この調査では任意で緊急連絡先を伺っている。調査過程で民生委員による見守りに活用いただくとともに、集約した情報は安否確認などの緊急時に使用している。	地域における高齢者見守りの活動が継続されるよう、情報の更新を図るなどにより、その活動を支援する。	民生委員の協力を得て単身高齢者調査、75歳以上高齢者のみ世帯調査をそれぞれ年１回実施。この調査では任意で緊急連絡先を伺っている。調査過程で民生委員による見守りに活用いただくとともに、集約した情報は安否確認などの緊急時に使用している。	B	地域における高齢者見守りの活動が継続されるよう、情報の更新を図るなどにより、その活動を支援する。
	5-2 上尾市見守りネットワークの推進	地域全体で互いに助け合い、支え合うことで、誰もが地域で安心して生活を送ることができるよう、企業との協定や連携・協力による、「上尾市見守りネットワーク」の体制整備を推進します。	福祉総務課	民生委員・児童委員、自治会、加入事業所等に対し、全体研修会を開催し、ネットワークの活性化に務めた。また、実務者会議を通じて「互助」重要性について関係所属に情報展開を図った。	昨年度に引続き、実務者会議及び全体研修会を開催し、ネットワークの活性化に務める。	民生委員・児童委員、自治会、加入事業所等に対し、全体研修会を開催し、ネットワークの活性化に務めた。また、実務者会議を通じて「互助」重要性について関係所属に情報展開を図った。	B	昨年度に引続き、実務者会議及び全体研修会を開催し、ネットワークの活性化に務める。また、未加入の事業所に積極的にネットワーク加入を呼びかけ、加入事業所数を増やすことで、体制整備を強化する。
			高齢介護課	上尾市見守りネットワーク加入事業者等からの相談に対応し、事業者からの情報提供に基づき、地域包括支援センターと共に、高齢者の安否確認等に迅速に対応した。	上尾市見守りネットワーク加入事業者等からの相談に対応し、事業者からの情報提供に基づき、高齢者の安否確認に迅速に対応する。	上尾市見守りネットワーク加入事業者等からの相談に対応し、事業者からの情報提供に基づき、地域包括支援センターと共に、高齢者の安否確認等に迅速に対応した。	B	上尾市見守りネットワーク加入事業者等からの相談に対応し、事業者からの情報提供に基づき、高齢者の安否確認に迅速に対応する。
	5-3 見守り支援サービスの充実	安否確認が必要な在宅の高齢者や重度障害者に、緊急通報するための機器の貸出や、徘徊する高齢者を在宅介護している人に、居場所を確認できる端末機の貸出を行います。	高齢介護課	安否確認が必要な在宅の高齢者や重度障害者に、人感センサーや駆け付けサービスを選択できる緊急通報するための機器の貸出を行った。（貸出件数：344件　R7.3末時点） また、徘徊する高齢者を在宅介護している人に、居場所を確認できる端末機の貸出を行った（貸出件数：27件　R7.3末時点）	人感センサーや駆け付けサービスを選択できる緊急通報システムや徘徊する高齢者の居場所を確認できる端末機を貸し出すことで、見守り手段の充実を図る。また、包括支援センターと連携し、市の広報誌やホームページで周知を行っていく。	安否確認が必要な在宅の高齢者や重度障害者に、人感センサーや駆け付けサービスを選択できる緊急通報するための機器の貸出を行った。（貸出件数：333件　R8.3末時点） また、徘徊する高齢者を在宅介護している人に、居場所を確認できる端末機の貸出を行った（貸出件数：24件　R8.3末時点）	B	人感センサーや駆け付けサービスを選択できる緊急通報システムや徘徊する高齢者の居場所を確認できる端末機を貸し出すことで、見守り手段の充実を図る。R8年7月から徘徊高齢者等見守りシールを配布し、見守りの広域化、地域での見守りの強化を図る。包括支援センターと連携し、市の広報誌やホームページで周知を行っていく。
	5-4 配食サービスの推進	高齢者や障害者に対して、協力店が安否確認の見守りを兼ねて食事を提供するとともに、さまざまなサービスの周知を図ります。	高齢介護課	配食時及び回収時に安否確認を行ったほか、配食サービスのパンフレットに低栄養予防の啓発文を掲載した。（配食サービス利用者数28,679件、安否確認29件）	高齢者や障害者に対して、協力店が食事の提供とともに安否確認を行う。また、店舗の情報や栄養に関するパンフレットを高齢者が見やすいよう工夫し、さらなる周知を図る。	配食時及び回収時に安否確認を行ったほか、配食サービスのパンフレットに低栄養予防の啓発文を掲載した。（配食サービス利用者数29,096件、安否確認で警察や消防等への通報に至った件数0件、パンフレット配布枚数1,697枚）	B	高齢者や障害者に対して、協力店が食事の提供とともに安否確認を行う。また、店舗の情報や栄養に関するパンフレットを高齢者が見やすいよう工夫し、さらなる周知を図る。
	5-5 ふれあい収集の推進	ごみを集積所まで運ぶことが困難で、身近な人の協力を得ることができない高齢者や障害者を対象に、戸別収集と同時に安否確認を実施します。	西貝塚環境センター	ごみを集積所まで持ち出すことが著しく困難で、身近な人の協力を得ることができない高齢者や障害者を対象に、週1回戸別に訪問してごみを収集し、併せて安否確認を行う「ふれあい収集事業」を実施した。なお、ふれあい収集事業の利用者数は、令和6年度末で474世帯となっている。（令和5年度末440世帯 令和4年度末432世帯 令和3年度末450世帯）	「ふれあい収集事業」を継続する。	ごみを集積所まで持ち出すことが著しく困難で、身近な人の協力を得ることができない高齢者や障害者を対象に、週1回戸別に訪問してごみを収集し、併せて安否確認を行う「ふれあい収集事業」を実施した。なお、ふれあい収集事業の利用者数は、令和7年度末で447世帯となっている。（令和6年度末434世帯、令和5年度末441世帯）	B	「ふれあい収集事業」を継続する。
(2) 孤立化の防止	5-6 高齢者世帯の把握と支援	民生委員・児童委員の協力を得て、65歳以上ひとり暮らし高齢者世帯又は75歳以上高齢者のみ世帯を対象に実態把握のための訪問調査を実施し、地域包括支援センターを中心に安否確認・見守りなどの支援体制を進めます。	高齢介護課	民生委員・児童委員の協力を得て、65歳以上ひとり暮らし高齢者世帯又は75歳以上高齢者のみ世帯を対象に実態把握のための訪問調査を実施し、地域包括支援センターを中心に安否確認・見守りなどの支援体制の整備に努めた。	民生委員・児童委員の協力を得て、65歳以上ひとり暮らし高齢者世帯又は75歳以上高齢者のみ世帯を対象に実態把握のための訪問調査を実施予定であり、地域包括支援センターを中心に安否確認・見守りなどの支援体制の整備に努める。	民生委員・児童委員の協力を得て、65歳以上ひとり暮らし高齢者世帯又は75歳以上高齢者のみ世帯を対象に実態把握のための訪問調査を実施し、地域包括支援センターを中心に安否確認・見守りなどの支援体制の整備に努めた。	B	民生委員・児童委員の協力を得て、65歳以上ひとり暮らし高齢者世帯又は75歳以上高齢者のみ世帯を対象に実態把握のための訪問調査を実施予定であり、地域包括支援センターを中心に安否確認・見守りなどの支援体制の整備に努める。
	5-7 認知症の人や介護家族への支援	オレンジカフェ（認知症カフェ）などにおいて、認知症の人や家族の地域とのつながりをつくるほか、家族の負担軽減を図り、一人で問題を抱え込むことを防止します。また、介護家族会や介護サロンなど、在宅で介護している家族の悩みや心配ごとを解消できる場を通じて、孤立化の防止を図ります。	高齢介護課	オレンジカフェ(認知症カフェ)を集合型で実施した。介護家族会も集合型で開催。介護をする家族同士が集まり悩み等を共有できる場であり、周知にも努めた。	オレンジカフェ(認知症カフェ)を集合型で実施する。介護家族会も集合型で開催予定。介護をする家族同士が集まり悩み等を共有できる場であり、周知にも努める。	オレンジカフェ(認知症カフェ)を集合型で実施した。介護家族会も集合型で開催。介護をする家族同士が集まり悩み等を共有できる場であり、周知にも努めた。	B	オレンジカフェ(認知症カフェ)を集合型で実施する。介護家族会も集合型で開催予定。介護をする家族同士が集まり悩み等を共有できる場であり、周知にも努める。
	5-8 障害者・障害児と家族への支援	発達障害の親子同士の交流の場である発達障害児家族サロンや親子教室などの開催を通じて、子育てにおける悩みや不安の軽減を図ります。また、障害者がお互いに助け合う場であるピアサポート体制の充実を図ります。	こども発達センター	１８歳（高校生）までの発達障害がある子の家族（保護者）が集まり、当事者同士が悩みの相談やさまざまな情報交換を行い、互いに支え合う交流の場を提供する発達障害児家族サロンを年１２回（毎月１回）開催した。参加延べ人数は１０人。	令和６年度同様、発達障害の子の家族を対象に年１２回（毎月１回）の発達障害児家族サロンを実施する。家族同士が互いに助け合うピアサポートの場を提供する。	令和７年度は、「発達障害児家族サロン」の名称を、発達が気になる子がいる幅広い家族層が来られるように、「発達が気になる子の家族サロン」に変更した。１８歳（高校生）までの発達が気になる子の家族（保護者）が集まり、当事者同士が悩みの相談やさまざまな情報交換を行い、互いに支え合う交流の場を、年１２回（毎月１回）提供した。参加延べ人数は１７人。	A	月１回開催は同様だが、令和８年度は、曜日、時間帯、対象児童の年齢で、開催の色々なパターンを用意し、対象者が参加したい日を選べるよう工夫して実施する。
			障害福祉課	地域におけるピアサポート体制の充実を図るため、精神障害の方を対象としたピアサポート講座を実施した。	地域におけるピアサポート体制の充実を図るため、精神障害の方を対象としたピアサポート講座の実施を行う。	地域におけるピアサポート体制の充実を図るため、精神障害の方を対象としたピアサポート講座の実施を３日間行った。	B	地域におけるピアサポート体制の充実を図るため、精神障害の方を対象としたピアサポート講座の実施を行う。
	5-9 子育て訪問支援の充実	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれがある家庭などの支援に努めるとともに、親族から支援が得られない家庭、子育て支援施設に出向くことが困難な家庭に専門職員が訪問し、子育てに関する相談などの支援を行います。	子育て支援センター	様々な理由により積極的に支援を求めることが困難なご家庭等を保育士が訪問し、子育てに関する情報の提供や地域子育て支援拠点等の利用につなげ、相談の場・友人の輪を広げるなど、それぞれの家庭に応じた支援を実施した。 訪問件数：35件　訪問回数：延べ116回	子育てに不安感・負担感を抱えた家庭に寄り添い、必要に応じて関係各所と連携しながら、訪問によりきめ細やかに支援する。	様々な理由により積極的に支援を求めることが困難なご家庭等を保育士が訪問し、子育てに関する情報の提供や地域子育て支援拠点等の利用につなげ、相談の場・友人の輪を広げるなど、それぞれの家庭に応じた支援を実施した。 訪問件数：22件　訪問回数：延べ93回	B	子育てに不安感・負担感を抱えた家庭に寄り添い、必要に応じて関係各所と連携しながら、訪問によりきめ細やかに支援する。
			こども家庭保健課	上尾市子ども支援ネットワークの構成機関と連携を図り、子育てに関する相談などの支援を行った。また、ヤングケアラー支援に関する支援者向け研修を行い、周囲が気づいて相談窓口につなげることができるように啓発に努めた。	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれがある家庭等について、上尾市子ども支援ネットワークの構成機関と連携を図り、必要に応じて家庭訪問を行うなど相談等の支援を行う。	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれがある家庭等について、上尾市子ども支援ネットワークの構成機関と連携を図り、必要に応じて家庭訪問を行うなど相談等の支援を行った。	A	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれがある家庭等について、上尾市子ども支援ネットワークの構成機関と連携を図り、必要に応じて家庭訪問を行うなど相談等の支援を行う。また、新たに地域の身近な相談機関として、地域子育て相談機関を設置し、孤立の恐れがある子育て家庭等について、必要に応じて訪問等による支援を実施する。
			こども家庭保健課	こんにちは赤ちゃん事業として、生後４か月までの乳児がいる家庭全戸に、こんにちは赤ちゃん訪問員が訪問し、子育て支援サービスの情報提供及び育児に関する母親の相談に応じ、孤立の防止に努めた。訪問割合99.2%	前年度に引き続き、訪問件数の増加、訪問率の向上に努め、早期に支援が必要な家庭を把握し支援につなげ、子育ての孤立防止に努めていく。（令和7年度～こども家庭保健課）	訪問件数　令和7年度：1,322件　面会率98.8% 乳児のいる全ての家庭を訪問し、こどもの発育、健康状態等の確認をしながら、子育ての相談に応じ支援が必要な家庭に対しては適切な支援につなげ、子育ての孤立防止に努めた。	A	乳児のいる全ての家庭を訪問し、こどもの発育、健康状態等の確認をしながら、子育ての相談に応じ支援が必要な家庭に対しては適切な支援につなげ、子育ての孤立防止に努める。
	5-10 ★ニート・ひきこもりへの支援	ニートやひきこもりの状態にある人とその家族が社会から孤立しないように、アウトリーチ支援を実施します。また、ニートやひきこもりの長期化を防ぐため、子どもと若者のための気軽に相談できる居場所づくりを進め、自立に向けた支援を行います。	こども家庭保健課	妊娠期から子ども・若者に対する相談窓口まで、子育て世代への切れ目のない支援を実施した。また、子育て・ひきこもり相談として専門の相談員が相談に対応した他、自立に向けた若者の居場所「ルームここから」において、支援を継続した。	子育て・ひきこもり相談として専門の相談員が相談に対応するとともに、自立に向けた若者の居場所「ルームここから」の活動日数を週３日に増やし、個々の状況に応じた支援の充実に努める。	子育て・ひきこもり相談として専門の相談員が相談に対応するとともに、自立に向けた若者の居場所「ルームここから」の活動日数を週３日に増やし、個々の状況に応じた支援を行った。	A	子育て・ひきこもり相談として専門の相談員が相談に対応するとともに、自立に向けた若者の居場所「ルームここから」の活動について、新たに駅前サテライトとして週1回開始し、個々の状況に応じた支援を行う。
	5-11 こころの不調を抱えた人と家族への支援	こころの不調を抱えた人のための相談事業のほか、その家族などが支え合うことができる交流の場を提供し、孤立して悩みを抱え込まないように支援を行います。	健康増進課	精神科医師によるこころの健康相談、臨床心理士によるこころの悩み相談を実施。ピアサロン（セルフヘルプグループ）として、気分障がい・依存症・自死遺族・統合失調症のテーマごとに家族等の場を開催した。	精神科医師によるこころの健康相談、臨床心理士によるこころの悩み相談を実施していく。ピアサロン（セルフヘルプグループ）として、気分障がい・依存症・自死遺族・統合失調症のテーマごとに家族等の場を開催していく。自死遺族の回については、昨年度の３回から６回に増やす。	精神科医によるこころの健康相談、心理士によるこころの悩み相談を実施。ピアサロン（セルフヘルプグループ）では、気分障がい・依存症・自死遺族・統合失調症のテーマごとに家族等の場を開催した。自死遺族の回については６回開催した。	A	精神科医によるこころの健康相談、心理士によるこころの悩み相談を実施。ピアサロン（セルフヘルプグループ）については、気分障がい・依存症・統合失調症のテーマごとに疾病教育の場も追加して家族教室として実施していく。また、自死遺族支援については、サロン形式は参加者が集まりにくいため、自死遺族個別相談事業として展開していく。
	5-12 児童生徒と保護者への支援	不登校・いじめ・発達などに課題を抱える児童生徒及び保護者の悩みや心理的負担の軽減を図るため、スクール・ソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援の充実など、社会的自立に向けた支援を行います。	教育センター	８名のスクールソーシャルワーカーが、孤立しがちな家庭を訪問し、様々な背景のあるケースに対して、柔軟に相談ができるように関係機関と連携しながら組織的に対応した。 SSW対応３０人、年間回数　のべ３，６５２回	教育センターでの来所相談が困難なケースでは、定期的な電話連絡、家庭訪問を行ったりするなど、課題解決に向けたアウトリーチ支援をすることで、社会的自立に向けた関わりを継続していく。	８名のスクールソーシャルワーカーが、孤立しがちな家庭を訪問し、様々な背景のあるケースに対して、柔軟に相談ができるように関係機関と連携しながら組織的に対応した。 SSW対応３１人、年間回数　のべ３，２０２回	B	教育センターでの来所相談が困難なケースでは、定期的な電話連絡、家庭訪問を行ったりするなど、課題解決に向けたアウトリーチ支援をすることで、社会的自立に向けた関わりを継続していく。

※取組評価（A：予定以上、B：概ね予定通り、C：予定遅れ、D：大幅遅れ・未実施）

第3次上尾市上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画（取組評価）

基本目標２：誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり　－　取組（大項目）５：見守り・声かけによるつながりの確保

【基本目標２－取組５】（計画冊子：P75-77）

取組（中）	取組（小項目）	取組内容（冊子記載）	担当	令和６年度の実施状況（具体的な取組等）※参考	令和７年度の方針・実施予定	令和７年度の実施状況（具体的な取組等）	取組評価	令和８年度の方針・実施予定
(3) 虐待の防止	5-13 ＤＶの防止	ＤＶ防止のため、成人及び児童生徒向けに意識啓発を実施するとともに、ＤＶに関する相談・情報提供を推進します。また、国や県のほか、関係機関と連携し、ＤＶ被害者の安全確保と生活安定に努めるとともに、被害者の保護と支援を推進します。	人権男女共同参画課	＜啓発講座＞ 市民を対象としたＤＶ防止セミナー・ＤＶ防止啓発講座のほかに、市内小・中学校１７校でデートＤＶ防止出張講座を実施した。 ＜ＤＶ・デートＤＶに関する相談＞ ○男女共同参画推進センター事業における総相談件数／３７６件	啓発講座および相談事業を実施する。	＜啓発講座＞ 市民を対象としたＤＶ防止セミナー・ＤＶ防止啓発講座のほかに、市内小・中学校２１校でデートＤＶ防止出張講座を実施した。 ＜ＤＶ・デートＤＶに関する相談＞ ○男女共同参画推進センター事業における総相談件数／３２２件	A	啓発講座および相談事業を実施する。
	5-14 虐待防止の周知・啓発	さまざまな情報媒体や「あげお市政出前講座」などを通じ、児童・障害者・高齢者の虐待防止に向けた周知・啓発を図ります。	こども家庭保健課	11月の児童虐待防止推進月間には、広報あげお、市HPなどにより、周知・啓発を行った。また、上尾市子ども支援ネットワーク実務者会議では、「警察におけるDV・児童虐待の現状」についての講演のほか、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンについて情報共有を行った。	11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの期間に、広報あげお等により、周知・啓発を強化して行う。	11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの期間に、広報あげお等により、周知・啓発を強化して行った。	A	11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの期間に、広報あげお等により、周知・啓発を強化して行う。
			障害福祉課	ホームページやしおりの配布を通じて、相談窓口の周知を行うとともに、障害者の虐待防止にむけた普及啓発を実施した。	障害者の虐待防止にむけた普及啓発を実施していく。	ホームページやしおりの配布を通じて、相談窓口の周知を行うとともに、障害者の虐待防止にむけた普及啓発を実施した。	B	障害者の虐待防止にむけた普及啓発を実施していく。
			高齢介護課	主にポスター掲示やチラシ配架などの様々な情報媒体を通じ、高齢者の虐待防止に向けた周知・啓発を図った。	主にポスター掲示やチラシ配架などの様々な情報媒体を通じ、高齢者の虐待防止に向けた周知・啓発を図る。	主にポスター掲示やチラシ配架などの様々な情報媒体を通じ、高齢者の虐待防止に向けた周知・啓発を図った。	B	主にポスター掲示やチラシ配架などの様々な情報媒体を通じ、高齢者の虐待防止に向けた周知・啓発を図る。
	5-15 児童虐待の防止	児童虐待の予防、早期発見、早期対応のために、相談窓口の充実、見守りの周知を進めます。また、主任児童委員や家庭児童相談員をはじめとする関係機関と連携して、虐待予防を含めた子育て支援を図ります。	こども家庭保健課	上尾市子ども支援ネットワークにおける連携により、児童虐待防止の円滑迅速な対応、支援を行った。（子ども支援ネットワーク代表者会議1回、実務者会議13回、その他個別支援会議を適時開催）また、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンについて、広報あげお等により周知・啓発を行った。	上尾市こども支援ネットワークにおける連携により、児童虐待防止の円滑迅速な対応、支援を行う。（こども支援ネットワーク代表者会議1回、実務者会議13回、その他個別支援会議を適時開催）また、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンについて、広報あげお等により周知・啓発を強化する。	上尾市こども支援ネットワークにおける連携により、児童虐待防止の円滑迅速な対応、支援を行った。（こども支援ネットワーク代表者会議3回、実務者会議16回、その他個別支援会議を適時開催）また、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンについて、広報あげお等により周知・啓発を強化した。	A	上尾市こども支援ネットワークにおける連携により、児童虐待防止の円滑迅速な対応、支援を行う。（こども支援ネットワーク代表者会議1回、実務者会議13回、その他個別支援会議を適時開催）また、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンについて、広報あげお等により周知・啓発を強化する。
			こども家庭保健課	母子健康手帳交付時からこども家庭センターの母子保健コーディネーターがすべての妊婦に対し面接を行い、また妊娠34週を目途に電話連絡を行い妊娠の経過、出産準備、産後の支援等について確認を行った。 窓口相談　2,569件　　電話相談　2,722件	前年度に引き続き、児童虐待の予防、早期発見、早期対応のために、関係機関と連携し、相談窓口の充実、見守りの周知を進めていく。（令和7年度～こども家庭保健課）	母子保健分野と児童福祉分野の組織を一体化し、児童虐待の予防、早期発見、早期対応のために、関係機関と連携し、相談窓口の充実に努めた。	A	母子保健分野と児童福祉分野で連携し、児童虐待の予防、早期発見、早期対応のために、関係機関と連携し、相談窓口の充実に努める。また、新たに地域の身近な相談機関として、地域子育て相談機関を設置する。
	5-16 障害者虐待の防止	障害者虐待防止センターにおいて、障害者の虐待通報や虐待に関する相談に応じ、障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応に努めるほか、権利擁護や虐待防止に関する啓発を行います。	障害福祉課	障害者虐待防止センターにおける相談力強化のため、基幹相談支援センターを事務局とした市内の障害者虐待防止センター連絡会議を年３回実施するとともに、地域の障害者虐待防止の取り組み強化を目的とし、上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターと連携し、2市1町の事業所職員を対象とした虐待防止研修会を開催した。	障害者虐待防止センターにおける相談力強化のため、基幹相談支援センターを事務局とした市内の障害者虐待防止センターの職員研修を実施し、職員の力量を高めていくとともに、普及啓発も実施していく。	障害者虐待防止センターにおける相談力強化のため、基幹相談支援センターを事務局とした市内の障害者虐待防止センターの職員研修を実施したほか、圏域内施設職員を対象とした虐待防止研修も新たに実施し、職員の力量を高めた。	A	障害者虐待防止センターにおける相談力強化のため、基幹相談支援センターを事務局とした市内の障害者虐待防止センターの職員研修を実施し、職員の力量を高めていくとともに、普及啓発も実施していく。
	5-17 高齢者虐待の防止	地域包括支援センターを含めた専門職による虐待事例の検討・情報共有を行い、対応力の向上を図ります。	高齢介護課	高齢者虐待防止専門職会議を2か月に1回（年間6回）開催。高齢者虐待防止の中核を担う専門職（地域包括支援センター・弁護士会・社会福祉士会）で構成し、事例検討や情報共有を行うことで現場実践の蓄積と対応力の向上を図った。	引き続き高齢者虐待防止専門職会議を2か月に1回（年間6回）開催し、現場実践の蓄積と対応力の向上を図る。	高齢者虐待防止専門職会議を2か月に1回（年間6回）開催。高齢者虐待防止の中核を担う専門職（地域包括支援センター・弁護士会・社会福祉士会）で構成し、事例検討や情報共有を行うことで現場実践の蓄積と対応力の向上を図った。	B	引き続き高齢者虐待防止専門職会議を2か月に1回（年間6回）開催し、現場実践の蓄積と対応力の向上を図る。
	5-18 ＤＶ・虐待防止の連携強化	ＤＶ対策連絡会議や子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）など、庁内関係所属や関係機関との連携協力体制を強化し、ＤＶ・虐待の防止と支援に努めます。	こども家庭保健課	上尾市子ども支援ネットワークの連携により、児童虐待防止の円滑迅速な対応、支援を行った。（子ども支援ネットワーク代表者会議1回、実務者会議13回、その他個別支援会議を適時開催）11月の児童虐待防止推進月間には、広報あげお、市HPなどにより、周知・啓発を行った。また、上尾市子ども支援ネットワーク実務者会議では、「警察におけるDV・児童虐待の現状」についての講演のほか、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンについて情報共有を行った。	上尾市こども支援ネットワークにおける連携により、児童虐待防止の円滑迅速な対応、支援を行う。（こども支援ネットワーク代表者会議1回、実務者会議13回、その他個別支援会議を適時開催）また、必要に応じて関係機関と個別支援会議を開催し、支援体制の調整を行う。	上尾市こども支援ネットワークにおける連携により、児童虐待防止の円滑迅速な対応、支援を行う。（こども支援ネットワーク代表者会議3回、実務者会議16回、その他個別支援会議を適時開催）また、必要に応じて関係機関と個別支援会議を開催し、支援体制の調整を行った。	A	上尾市こども支援ネットワークにおける連携により、児童虐待防止の円滑迅速な対応、支援を行う。（こども支援ネットワーク代表者会議1回、実務者会議13回、その他個別支援会議を適時開催）また、必要に応じて関係機関と個別支援会議を開催し、支援体制の調整を行う。
			障害福祉課	DV対策連絡会議等に出席し、関係所属等との連携に努めた。	関連する会議等への参加を通じて関係機関との連携を深めていく。	DV対策連絡会議等に出席し、関係所属等との連携に努めた。	B	関連する会議等への参加を通じて関係機関との連携を深めていく。
			高齢介護課	地域包括支援センターや警察、庁内関係所属やその他関係機関との連携協力体制を強化し、庁内ＤＶ対策連絡会議等を活用してＤＶ・虐待の防止と支援に努めた。	引き続き、地域包括支援センターや警察、庁内関係所属やその他関係機関との連携協力体制を強化し、庁内ＤＶ対策連絡会議等を活用してＤＶ・虐待の防止と支援に努める。	地域包括支援センターや警察、庁内関係所属やその他関係機関との連携協力体制を強化し、庁内ＤＶ対策連絡会議等を活用してＤＶ・虐待の防止と支援に努めた。	B	引き続き、地域包括支援センターや警察、庁内関係所属やその他関係機関との連携協力体制を強化し、庁内ＤＶ対策連絡会議等を活用してＤＶ・虐待の防止と支援に努める。
			人権男女共同参画課	上尾市困難女性等対策庁内連絡会議（ＤＶ庁内連絡会議より名称変更）を２回を実施した。	上尾市困難女性等対策庁内連絡会議を実施し、庁内における連携の強化を図る。	上尾市困難女性等対策庁内連絡会議を２回を実施した。	A	上尾市困難女性等対策庁内連絡会議を実施し、庁内における連携の強化を図る。
			教育センター	虐待が危惧されるケースについては、関係部署、関係機関との継続的な連携を行うとともに、課内でも密に関係職員間での情報共有を行うことで虐待防止強化に取り組んだ。	虐待が疑われるケースについては、上尾市子ども支援ネットワークを活用して関係部署、関係機関との連携すると共に、課内でも密に情報共有を行うことで虐待防止に取り組む。	虐待が危惧されるケースについては、関係部署、関係機関との継続的な連携を行うとともに、課内でも密に関係職員間での情報共有を行うことで虐待防止強化に取り組んだ。	B	虐待が疑われるケースについては、上尾市子ども支援ネットワークを活用して関係部署、関係機関との連携すると共に、課内でも密に情報共有を行うことで虐待防止に取り組む。
社協	S-5-1 多様な見守りによる孤立化防止	社協13支部による「あったか見守りサービス」を実施し、高齢者や障害者、その他見守りの必要な方及び世帯に対して、見守り協力員が「訪問による見守り」のほか、「電話による見守り」「外からの見守り」など、多様な方法で安否確認を行うとともに、必要に応じて日常生活の支援を行い、在宅福祉の向上を図ります。	社会福祉協議会	孤立しがちで継続的な見守りが必要な人や世帯を訪問、または、電話等多様な方法による安否確認を行い、必要に応じて民生委員や、関係機関等との連絡調整及び連携を図った。協力員会議の開催数を再検討し、適切な回数と必要な内容を提示していくことが必要である。各支部の実情に応じ顔と顔がつながることで相談や連携が図れるように地域包括支援センター職員及び、担当地区民生委員の参加を促した。利用人数については、新規利用の申し込みがあっても、利用者が入所や入院等で減少することもり、数としては横ばいとなっている。 ４月～3月（累計）　訪問回数　4,266回	協力員会議の開催数を再検討し、適切な回数と必要な内容を提示していくことが必要である。各支部の実情に応じ顔と顔がつながることで相談や連携が図れるように地域包括支援センター職員及び、担当地区民生委員の参加を促す。	孤立しがちで継続的な見守りが必要な人及び世帯を対象に多様な見守りの方法で安否確認を行い必要に応じて民生委員や関係機関等との連絡調整及び連携を図った。協力員会議の開催数を再検討し、適切な回数と必要な内容を提示していくことが必要である。各支部の実情に応じ顔と顔がつながることで相談や連携が図れるように地域包括支援センター職員及び、担当地区民生委員の参加を促した。利用者数は、新規の利用希望者数より施設入所やお亡くなりになるなどの理由で、廃止となる方の人数が上回り、登録利用者数の推移は、年々減少している。 ４月～3月（累計）　訪問回数　3,352回	B	協力員会議の開催数を再検討し、適切な回数と必要な内容を提示していくことが必要である。各支部の実情に応じ顔と顔がつながることで相談や連携が図れるように地域包括支援センター職員及び、担当地区民生委員の参加を促す。毎年、気温上昇による夏場の見守りについては、協力員及び利用者等へ理解をいただき無理のない範囲での活動とした。また、高齢化や単身世帯が増加しており、地域とつながりのない方へのアプローチ方法を検討していく。

※取組評価（A：予定以上、B：概ね予定通り、C：予定遅れ、D：大幅遅れ・未実施）

第3次上尾市上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画（取組評価）

基本目標３：誰もが役割を持つことができる地域づくり　－　取組（大項目）６：支え合いの意識づくり

【基本目標３－取組６】（計画冊子：P81-83）

取組（中）	取組（小項目）	取組内容（冊子記載）	担当	令和６年度の実施状況（具体的な取組等）※参考	令和７年度の方針・実施予定	令和７年度の実施状況（具体的な取組等）	取組評価	令和８年度の方針・実施予定
(1) 地域福祉への意識の醸成	6-1 啓発活動の充実	市広報や市ホームページ、「あげお市政出前講座」や公民館と連携した講座などにより、地域福祉やボランティア、子育て支援、多文化共生などについて啓発を図ります。また、「認知症サポーター」や「健康長寿サポーター」など、各種サポーターやボランティアの養成講座を通じて、地域福祉の意識が高まることを目指します。	こども支援課	こども・子育てに関する各種制度・取組等を全庁的に集約した「こども・子育て応援ページ」の内容を四半期ごとに見直し・更新作業を実施した。 また「from AGE-0ページ」を公開し、新たな子育て施策等の積極的な情報発信も行い子育て支援の啓発を図った。	市ホームページなどを通して、こどもの居場所に関するわかりやすい情報発信を実施し、子育て支援の啓発を図る。	こども・子育てに関する各種制度・取組等を全庁的に集約した「こども・子育て応援ページ」の内容を四半期ごとに見直し・更新作業を実施した。	A	市ホームページなどを通して、こどもの居場所に関するわかりやすい情報発信を実施し、子育て支援の啓発を図る。
			福祉総務課	上尾市見守りネットワーク全体会（令和7年3月11日開催）にて地域福祉計画における見守り活動についての資料を配布し、地域福祉の周知・啓発に努めた。また、上尾市地域福祉推進と連携し、地域福祉の啓発用パンフットを作成した。	上尾市地域福祉推進と連携し、地域福祉の周知・啓発を進めると共に、出前講座においても地域福祉の周知・啓発に努めていく。	地域福祉についての出前講座を行い、地域福祉の周知・啓発に努めた。また、上尾市見守りネットワーク全体会（令和8年3月18日開催）にて地域福祉計画における見守り活動についての資料を配布した。	B	上尾市地域福祉推進員と連携し、地域福祉の周知・啓発を進めると共に、出前講座においても地域福祉の周知・啓発に努めていく。
			高齢介護課	認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を市主催で開催した。また、市ホームページでは認知症サポーター養成講座開催の募集を定例で行なった。	認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を市主催でも開催する。また、市ホームページでは認知症サポーター養成講座開催の募集を定例で行なうなどし、認知症に関する情報の普及・啓発に努める。	認知症サポーター養成講座を、認知症サポーターステップアップ講座を市主催で開催した。また、市ホームページでは認知症サポーター養成講座開催の募集を定例で行なった。	B	認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を市主催でも開催する。また、市ホームページでは認知症サポーター養成講座開催の募集を定例で行なうなどし、認知症に関する情報の普及・啓発に努める。
			健康増進課	健康長寿サポーター養成講座 実施回数：10回　受講者数：207名	健康長寿サポーターは埼玉県事業であり、令和６年度をもって終了。	令和７年度より健康長寿サポーター事業の取組を継承した「みんなで健康マイスター事業」が開始となり、市政出前講座として８回（167人受講）実施した。	B	引き続き、市政出前講座の一環として実施して「健康マイスター」の養成を実施していく。
			市民協働推進課	令和7年1月25日に多文化共生ボランティア講習会を開催し、その翌週2月1日に災害時多言語支援センター運営訓練を実施した。日本人と外国人ボランティア延べ名36の方が参加した。災害時の外国人支援に必要とされるスキルを習得した。その他、外国人向け生活オリエンテーション動画を多言語で作成し、必要とする生活情報等のサポートを行った。	引き続き災害時外国人支援に係る講習会や運営訓練を実施するとともに、SNSなど多様なツールを通じて、多言語による情報発信に努めます。	令和8年1月24日に多文化共生ボランティア講習会を開催し、その翌週1月31日に災害時多言語支援センター運営訓練を実施した。日本人と外国人ボランティア延べ36名の方が参加した。災害時の外国人支援に必要とされるスキルを習得した。その他、SNSを通じて多言語情報発信などを行い、必要とする生活情報等を周知した。	B	災害時外国人支援に係る講習会や運営訓練を実施するとともに、ICT技術を活用した多言語による情報発信に努めます。
			市民活動支援センター	令和６年度は市民活動体験教室を４回開催した。公開講座を１回開催した。	令和７年度に市民活動体験教室は４回の開催を予定している。公開講座は１回の開催を予定している。	令和7年度は市民活動体験教室を４回開催した。公開講座を１回開催した。	B	令和8年度に市民活動体験教室は４回の開催を予定している。公開講座は１回の開催を予定している。
			生涯学習課	あげお市政出前講座として、「地域福祉」「子ども子育て支援」「ヤングケアラー」「介護予防」「認知症」「高齢者の権利擁護」などの学習機会を提供した。	引き続き、「あげお市政出前講座」を周知・啓発に努め、市民の学びに応える。	上平・原市公民排煙窓改修や大石公民館空調設備の更新など、各館の維持管理のために必要な修繕を行った。	B	各公民館施設の環境整備・維持管理に努める。
	6-2 ボランティア・福祉教育の推進	社会福祉施設などとの連携を図り、地域のつながりを一層強めるボランティア・福祉教育を推進します。また、福祉体験や社会体験活動を通じて、社会奉仕や思いやりの心を育みます。	指導課	・ボランティア・福祉教育について、上尾市社会福祉協議会等と連携して教育活動を実施できた。 ・中学校において、「ふれあい講演会」や「職場体験学習」を実施し、福祉への関心やボランティア意識を高められた。	・市内全ての小・中学校の教育課程に、ボランティア・福祉教育を位置付けて、上尾市社会福祉協議会等と連携して教育活動を実施する。 ・引き続き「ふれあい講演会」や「職場体験学習」を実施し、福祉への関心やボランティア意識の高揚を図る。	・ボランティア・福祉教育について、上尾市社会福祉協議会等と連携して教育活動を実施できた。 ・中学校において、「ふれあい講演会」や「職場体験学習」を実施し、福祉への関心やボランティア意識を高められた。	A	・市内全ての小・中学校の教育課程に、ボランティア・福祉教育を位置付けて、上尾市社会福祉協議会等と連携して教育活動を実施する。 ・引き続き「ふれあい講演会」や「職場体験学習」を実施し、福祉への関心やボランティア意識の高揚を図る。
(2) 交流の場・居場所によるつながりづくり	6-3 交流の場の充実（高齢者）	高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりのため、「いきいきクラブ」や、「老人だんらんの家」など、気軽に集まることのできる通いの場を確保します。	高齢介護課	高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりのため、「いきいきクラブ」では、レクリエーション活動等を充実させるため、芸能大会など発表の場を支援する他、「だんらんの家」では環境整備のための補助金を交付した。	高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりのため、「いきいきクラブ」では、レクリエーション活動等を充実させるため、芸能大会など発表の場を支援する他、「だんらんの家」では環境整備のための補助金を交付する。	高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりのため、「いきいきクラブ」では、レクリエーション活動等を充実させるため、芸能大会など発表の場を支援する他、「だんらんの家」では環境整備のための補助金を交付した。	B	高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりのため、「いきいきクラブ」では、レクリエーション活動等を充実させるため、芸能大会など発表の場を支援する他、「だんらんの家」では環境整備のための補助金を交付する。
	6-4 交流の場の充実（障害者）	障害者施設や関係団体によるイベントを通じて障害者と市民の交流を図り、障害への理解を深めます。	障害福祉課	イオンモール上尾で元気あっぷフェスタ、上尾駅で障害者手づくり市を3回開催し、毎週水曜日には１階ロビーで市民向けに授産品の販売を行った。	元気あっぷフェスタ、障害者手づくり市（年３回）、水曜手づくり市（毎週水曜日）を実施予定。	イオンモール上尾で元気あっぷフェスタ、上尾駅で障害者手づくり市を3回開催し、毎週水曜日には１階ロビーで市民向けに授産品の販売を行った。	B	元気あっぷフェスタ、障害者手づくり市（年３回）、水曜手づくり市（毎週水曜日）を実施予定。
	6-5 交流の場の充実（子ども・子育て）	子育ての不安を軽減できるよう、親子が遊びながら交流することができる親子教室などの場の充実を図ります。また、「放課後児童クラブ」や「放課後子供教室」を整備し、地域にある子ども食堂などの活動を支援することで、子どもの居場所づくりに取り組みます。	こども支援課	こどもの居場所づくり応援事業を実施し、令和６年度は新たなこども食堂とフードパントリーを含む計１１団体に補助金を交付した。 また、補助対象事業を拡大し、こどもの生活に必要な物品の提供を行う団体に対しても補助金を交付した。	こどもの居場所づくり応援事業を実施するほか、国が示す「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づいた「こども・若者の居場所」の整備を推進する。	こどもの居場所づくり応援事業を実施し、令和７年度はこども食堂やフードパントリーの他に、新たにプレーパークやこども用品の提供を行う団体を含む計１２団体に補助金を交付した。また、市ホームページに「こどもの居場所特設ページ」を開設し、市内のこどもの居場所を４６か所設置した。	A	こどもの居場所づくり応援事業に取り組む団体への支援を実施していくことに加えて、市内のこどもの居場所の設置数を増やしていく。
			子育て支援センター	参加者同士の交流を図る講座や子育てのノウハウを学ぶ講座、親子で身体を動かすことや親子で過ごす時間を楽しむ講座などを開催するほか、利用者が相談しやすく安心して過ごせる環境づくりに努めた。	講座内容の充実を図ると共に、利用者が相談しやすく安心して過ごせる環境づくりを意識し、保護者の不安感・負担感の軽減に努める。	参加者同士の交流を図る講座や子育てのノウハウを学ぶ講座、親子で身体を動かすことや親子で過ごす時間を楽しむ講座などを開催するほか、利用者が相談しやすく安心して過ごせる環境づくりに努めた。	B	講座内容の充実を図ると共に、利用者が相談しやすく安心して過ごせる環境づくりを意識し、保護者の不安感・負担感の軽減に努める。
			こども発達センター	親子教室利用者１３７名（令和５年度より継続５９名、新規利用者７８名）子どもの発達の特性に合わせた親子で取り組める課業を実施している。保護者の不安に寄り添いながら支援を行っている。	令和６年度同様、子どもの発達の特性を考慮した支援を行っていくとともに保護者に寄り添った支援を実施していく。また教室児の在籍する園と連携を深め教室児と保護者へのサポート体制を強化するため、新たに在籍先への訪問支援を開始する。	親子教室利用者１１３名（令和６年度より継続５６名、新規利用者５７名）子どもの発達の特性に合わせた親子で取り組める課業を実施している。保護者の不安に寄り添いながら支援を行っている。また教室児の在籍する園と連携を深め教室児と保護者へのサポート体制を強化するため、支援員とともに在籍先への訪問支援をのべ５７回（利用者数３３名）実施した。	A	令和７年度同様、子どもの発達の特性を考慮した支援を行っていくとともに保護者に寄り添った支援を実施していく。また教室児の在籍する園と連携を深め教室児と保護者へのサポート体制を強化するため、在籍先への訪問支援に取り組む。
			青少年課	令和6年度は放課後児童クラブ43カ所50クラスにおいて放課後児童健全育成事業を実施した。また、大石北第三学童保育所と西小第二学童保育所を新たに整備した。	引き続き、放課後児童クラブにおいて放課後児童健全育成事業を実施する。	令和7年度は放課後児童クラブ47カ所54クラスにおいて放課後児童健全育成事業を実施した。また、中央小三学童保育所と中央小第四学童保育所を新たに整備した。	B	放課後児童クラブにおいて放課後児童健全育成事業を実施することで、放課後親が家にいない小学生の居場所を作ると共に、保護者の就労を支援する。
			こども家庭保健課	親子のつどい開催回数：32回　　参加者：385名 地域の子育て支援センターと共同開催による親子のつどい開催回数：196回　参加者：5561名	地域での居場所づくり、子育て世代の交流、育児の不安解消のため、引き続き、地域で母子愛育班による「親子のつどい」を開催していく。	愛育班による親子のつどい開催回数：26回　　参加者：567組 原市愛育班と地域子育て支援拠点による親子のつどい開催回数：195回　参加者：2,444組	A	地域での居場所づくり、子育て世代の交流、育児の不安解消のため、引き続き、地域で母子愛育班による「親子のつどい」を開催していく。
			生涯学習課	本年度も夏休み期間等に、各公民館・集会室において親子で一緒に学ぶ講座を実施した。 また、原市公民館と大石公民館では、引き続き放課後子供教室を開催した。	引き続き公民館・集会所で親子の学びの場として親子教室を実施するとともに、原市公民館・大石公民館で放課後子供教室を開催し、子どもの居場所づくりに取り組む。	かがやキッズDAYや夏休み期間を中心に、各公民館・集会室において親子で一緒に学ぶ講座を実施した。また、過年度に引き続き放課後子ども教室を原市公民館と大石公民館でを開催した。	B	放課後子ども教室においては、本年度から既存校２校（原市、大石）に加えて、学校で開催する２校（富士見、芝川）を加えて計４校で開催する。
	6-6 多文化交流の充実	外国人市民との共生を図るため、意識啓発を行うとともに、「あげおワールドフェア」の開催などを支援し、外国人市民との交流や相互理解を深めます。	市民協働推進課	令和6年度に、AGAサロン（3回）、日本文化体験（浴衣着付け教室）、日本語教室、あげおワールドフェアなど多文化共生の促進に係る事業の開催などを支援した。	引き続き外国人市民と日本人市民とが交流できるイベントの開催を支援する。	令和7年度に、AGAサロン（3回）、ウィンターパーティー、日本語教室、あげおワールドフェアなど多文化共生の促進に係る事業の開催などを支援した。	B	外国人市民と日本人市民のニーズを踏まえ、相互理解を深める交流るイベントの開催を支援する。
	6-7 世代間交流の充実	青少年育成連合会や子ども会の事業を通じて、地域活動における多世代交流を図ります。また、学校応援団の活動や授業における昔遊び・交流給食などにより、交流機会の充実を図ります。	青少年課	青少年育成連合会や子ども会育成連合会の活動補助を通じて、地域活動における多世代交流を図った。	引き続き、青少年育成連合会や子ども会の事業を通じて、地域活動における多世代交流を図る。	青少年育成連合会や子ども会育成連合会の活動補助を通じて、地域活動における多世代交流を図った。	B	青少年育成連合会や子ども会の事業を通じて、地域活動における多世代交流を図る。
			指導課	・各校において、学習支援や児童生徒の安全確保、環境整備等で学校応援団の活用を図った。	各校の活動において、学校・家庭・地域が一体となり、より良い教育の実現のため、学習支援や児童生徒の安全確保、環境整備等でより多くの学校応援団の活用が図れるようにする。	・各校において、学習支援や児童生徒の安全確保、環境整備等で学校応援団の活用を図った。	A	各校の活動において、学校・家庭・地域が一体となり、より良い教育の実現のため、学習支援や児童生徒の安全確保、環境整備等でより多くの学校応援団の活用が図れるようにする。

※取組評価（A：予定以上、B：概ね予定通り、C：予定遅れ、D：大幅遅れ・未実施）

第3次上尾市上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画（取組評価）

基本目標３：誰もが役割を持つことができる地域づくり　－　取組（大項目）６：支え合いの意識づくり

【基本目標３－取組６】（計画冊子：P81-83）

取組（中）	取組（小項目）	取組内容（冊子記載）	担当	令和６年度の実施状況（具体的な取組等）※参考	令和７年度の方針・実施予定	令和７年度の実施状況（具体的な取組等）	取組評価	令和８年度の方針・実施予定
(2) 交流の場・居場所によるつながりづくり	6-8 スポーツ・レクリエーションの充実	幼児期から高齢期まで、性別、障害の有無を問わず、誰もがスポーツやレクリエーションに親しめるよう、スポーツ関連施設の維持管理、活動の活性化、関係団体への支援など、環境づくりに努めます。	障害福祉課	県障害者スポーツ大会参加者のとりまとめや周知事務を実施した。	スポーツ大会等への関わりを通じ、障害者スポーツの推進に努めていく。	県障害者スポーツ大会参加者のとりまとめや周知事務を実施した。	B	スポーツ大会等への関わりを通じ、障害者スポーツの推進に努めていく。
			高齢介護課	高齢者が継続的にスポーツに親しめるよう、「いきいきクラブ連合会」の「ゲートボール大会」を支援した。	「いきいきクラブ連合会」の「ゲートボール大会」は、年々競技参加者が少なくなり、大会の開催が難しくなっているが、今年度も開催できるよう支援していく。	「いきいきクラブ連合会」の「ゲートボール大会」は、年々競技参加チーム数が少なくなっている現状であるが、今年度も開催の支援をした。	B	「いきいきクラブ連合会」の「グラウンドゴルフ大会」は、参加者が少なくなっている現状ではあるが、依然として人気が高い。その大会開催の支援をする。
			みどり公園課	戸崎公園北側未利用地の基本設計業務で、アーバンスポーツ施設の実現の可能性について検討し反映させた。	戸崎公園北側未利用地の実施設計業務で、アーバンスポーツ施設の実現の可能性について検討し反映させていく。	戸崎公園北側未利用地の実施設計業務でアーバンスポーツ施設について検討し反映させていく。	A	引き続き戸崎公園北側未利用地の実施設計を行いアーバンスポーツ施設について検討し反映させていく。
			スポーツ振興課	市民体育館及び平塚サッカー場の施設管理は指定管理者へ委託し、平方スポーツ広場、平方野球場などの屋外スポーツ施設については定期的に清掃やグラウンド整備、除草などを行った。学校開放施設については、運営委員会から要望のあった備品の購入や設備の修繕等を行い、より使いやすい環境づくりに取り組んでいる。また、スポーツ推進委員の資質向上のため、７月には東京都北区のナショナルトレーニングセンターへ先進地視察を行い、アスリート育成のノウハウを学んだ。８月にはスペシャルオリンピクス日本・埼玉からアスリートを招き、「フロアボール体験会」を行い、新たなユニバーサルスポーツへの見識を深めるとともに、知的障碍者との交流を図った。	市民体育館や平方スポーツ広場、学校開放施設の効果的な運用を図るとともに、地域スポーツの発展に寄与するスポーツ推進委員の能力向上やスポーツ協会などの関連団体への支援に努めていく。	市民体育館及び平塚サッカー場の施設管理は指定管理者へ委託し、平方スポーツ広場、平方野球場などの屋外スポーツ施設については定期的に清掃やグラウンド整備、除草などを行った。学校開放施設については、運営委員会から要望のあった備品の購入や設備の修繕等を行い、より使いやすい環境づくりに取り組んでいる。また、スポーツ推進委員の資質向上のため、東京都の辰巳の森海浜公園へ先進地視察を行い、ニュースポーツの体験をした。さらに「ディスクドッヂ体験会」や「ミニバレー大会」など、幅広い年齢層が楽しみながら交流できるスポーツを行う機会を図った。	B	誰もがスポーツやレクリエーションを楽しめる環境の充実を図り、市民体育館や平方スポーツ広場、学校開放施設の効果的な運用を図るとともに、地域スポーツの発展に寄与するスポーツ推進委員の能力向上やスポーツ協会などの関連団体への支援に努めていく。
	6-9 交流の場の環境整備	公民館の活用、集いや憩いの場となる集会所や公園の整備のほか、地元団体と公園管理協定の締結を図るなど、地域福祉活動の拠点となる場の提供や環境整備、維持管理に努めます。	福祉総務課	上尾市総合福祉センター、上尾西地域福祉センター、向山サポートセンター、尾山台みんなのひろば等、地域福祉拠点の維持管理・運営支援に努めた。	引き続き、地域福祉拠点の維持管理・運営支援に努める。	上尾市総合福祉センター、上尾西地域福祉センター、向山サポートセンター、尾山台みんなのひろば等、地域福祉拠点の維持管理・運営支援に努めた。	B	引き続き、地域福祉拠点の維持管理・運営支援に努める。
			市民協働推進課	市内の各自治会の集会所にAEDを設置することにより、地域福祉活動の拠点となる集会所の安全性を高めている。また、集会所の修繕や備品の購入についての補助を行っており、集会所の環境整備における地域の負担を軽減している。	AEDのリース契約及び集会所の整備についての補助を行う。またAEDは契約更新のため、引き続き集会所の安全のため確実な集会所への設置につなげる。	集会所等整備事業補助金5件交付。AEDの契約の更新を行った。	B	引き続き集会所等整備の補助を実施する。各自治会の掲示板の整備を行う。
			みどり公園課	６号公園の実施設計を行った。 公園の適切な維持管理に努めた。	６号公園の工事設計・施工を行う。 公園の適切な維持管理に努めていく。	工事設計を行い適切に施工した。今後は維持管理に努めていく。	A	６号公園の整備が終了し、にらくぼ公園の実施設計を行う。
			生涯学習課	原市公民館外壁改修や上平公民館和室空調設備の更新など、各館の維持管理のために必要な修繕を行った。	引き続き、各公民館施設の環境整備・維持管理に努める。	・３つの市立公民館（上平、原市、大石）での排煙窓改修工事の実施 ・大谷公民館体育室電動カーテン修繕等各公民館から受ける修繕依頼に対して緊急度や予算等を考慮して適宜対応した。	B	・４つの市立公民館（上平、平方、原市、大谷）での照明器具LED化を実施する予定 ・平方公民館トイレ改修工事等の施設老朽化に伴う、修繕および工事を予定
	6-10 社会福祉法人が行う「地域における公益的な取組」の推進	市内の社会福祉法人が、地域団体や住民と連携して地域福祉の推進につながる取組を実施するよう、提案や働きかけを行います。	福祉総務課	令和６年度に実施した指導監査（９法人）において、「地域における公益的な取組」を実施していない社会福祉法人に対しては、具体的な事例を紹介し、実施に向けた働きかけを行った。	引き続き、適正な法人運営が行われるよう、指導監査を継続し実施する。	令和７年度に実施した指導監査（６法人）において、「地域における公益的な取組」を実施していない社会福祉法人に対しては、具体的な事例を紹介し、実施に向けた働きかけを行った。	B	引き続き、適正な法人運営が行われるよう、指導監査を継続し実施する。
社協	S-6-1 ボランティア活動の広報・周知	ボランティア活動に関する理解と関心を深める活動を通じて、ボランティアへの理解と興味を高めるとともに、地域住民の福祉への意識の醸成を図ります。	社会福祉協議会	ポスティングによる全戸配布で、広報紙「あげお社協だより」を年3回（6月、10月、2月）、ボランティアセンター通信を年4回（5月、9月、12月、2月）発行し、夏休みボランティア体験、子どもの居場所作りセミナー等、情報発信を行った。また、ホームページやX（旧ツイッター）で積極的な発信を行った。	ボランティア活動に関する理解と関心を深めるため、ボランティアへの理解と興味を高めるとともに、地域住民の福祉への意識の醸成を図る。 興味をひく講座の開催やボランティア情報を積極的に発信をする。	ポスティングによる全戸配布で、広報紙「あげお社協だより」を年3回（6月、10月、2月）行い、夏休みボランティア体験等の周知を行った。また、ボランティアセンター通信を年4回（5月、9月、12月、2月）発行し、ボランティア活動に対する理解と協力を得るために、関係各所に配架及び登録個人ボランティア等へ情報提供を行った。 ホームページやX（旧ツイッター）で積極的な発信を行った。	A	ボランティア活動に関する理解と関心を深めるため、ボランティアへの理解と興味を高めるとともに、地域住民の福祉への意識の醸成を図る。 ボランティア活動につながる興味をひく講座の開催やボランティア活動等に関する様々な情報を積極的に発信をする。
	S-6-2 福祉教育の推進	ふだんの暮らしの中の生活課題から福祉課題に気づき、そのことをさまざまな人と共に考え、実際に行動するための力を育むために、小中学校をはじめ、学校・企業・地域住民に対する福祉教育を推進します。		普段の暮らしの中の生活から福祉課題に気づき、そのことを様々な人と共に考えながら、自分ごととして捉え、福祉について考えるきっかけづくりの活動として取り組んだ。 市内小学校14校、中学校4校　総勢1711人 教職員向けに「福祉教育の手引き」を作成し、福祉体験や当事者のお話や交流など効果的な取り組みについて理解を深めながら行った。 R4年度開催したミニ講座の参加者を対象に、話し合いや小学校での福祉教育現場の見学を行ったが、社協と参加者の考えにずれが生じてしまい白紙になってしまった。	福祉教育は、普段の生活から福祉問題に気づき、我が事にするきっかけづくりでもあり、教職員と連携を図りながら取り組んでいく。また、福祉教育に協力してもらえる当事者や団体等の人材を確保するため、福祉教育を推進するための講座等開催していく。	普段の暮らしの中の生活から福祉課題に気づき、そのことを様々な人と共に考えながら、自分ごととして捉え、福祉について考えるきっかけづくりの活動として取り組んだ。 市内小学校11校、中学校2校　総勢1,225人 教職員向けに「福祉教育の手引き」を作成し、福祉体験や当事者のお話や交流など効果的な取り組みについて理解を深めながら行った。 R7年度は、福祉教育をサポートしていただく人材育成については、行うことが出来なかった。	B	福祉教育は、普段の生活から福祉問題に気づき、我が事にするきっかけづくりでもあり、教職員と連携を図りながら取り組んでいく。また、福祉教育に協力してもらえる当事者や団体等の人材を確保と福祉教育を推進するために人材育成の講座等開催していく。
	S-6-3 募金活動の推進及び社協会員加入の促進	寄付文化の醸成を推進し、福祉の財源を確保するために募金活動を進めます。また、自治会や町内会の会合などに参加し説明を行うことや、広報紙・社協ホームページ・ＳＮＳなどを活用して住民に各募金や社協活動の理解と周知を図り、募金や会員加入という形で地域福祉への参加を推進します。		市民の方々や関係機関へ会員募集を行うとともに、上尾市内の企業・施設へ特別団体会員及び施設会員募集について訪問し、協力をいただいた。社協のPR（活動及び会費の使途）を目的とした自治会の集会・班長会への参加は１地区のみであった。 社協の活動について分かりやすく伝えられるよう、写真を多用して回覧を作成したり、ホームページの掲載内容の見直し等行った。 【加入状況】※令和6年3月31日現在 世帯・個人会員　13,255件 7,780,640円	世帯・個人会員募集については、モデル地区を設定し、自治会と一緒に加入率を上げるための方法を検討・確認していく。また募集用回覧について、どのような事業に活用しどのような効果が得られたか、何に対して会費を活用したいか等、より一層会費の使途（社協の活動）を具体的にイメージしやすく明確に示すことで市民からの理解を得られるよう務める。X（旧Twitter）やYouTubuを通して積極的に情報発信し、社協のPRをしていく。	市民の方々や関係機関への会員募集を行うとともに、上尾市内の企業・施設へ特別団体会費及び施設会員会費募集について訪問し協力をいただいた。世帯・個人会員用のチラシの内容を見直し、会費の使途を詳細に500円の内訳を具体的に示したチラシを作成した。 7月の強化月間開始に合わせ、会員会費の趣旨と使途についてホームページに記事を掲載し周知を図った。社協や会費についての説明を目的とした自治会の集会や班長会への参加は7地区となった。 【加入状況】※令和8年3月31日現在 世帯・個人会員会費：12,245件　7,176,602円	C	自治会以外への協力の方法や、キャッシュレス決済や税控除のしくみについての確認をし、検討をすることが必要である。税控除については申請をすすめていく。 会員の申し込み時に、名前と住所を記載しなければならないことへの抵抗感に対する対策等が必要がある。匿名等での申し込みについてどう対応していくか課題となっている。継続課題としていく。 社協のPRを積極的に発信し、会費をどのように事業に活用し、どのような効果等が得られているのかを具体的に示していく。
	S-6-4 ふれあい・いきいきサロンなどへ活動の支援	地域の住民同士が交流する場である地域交流サロンの立ち上げ、運営を支援します。また、サロンをはじめとする、地域の集いの場の情報を把握し、関係機関及び市民に対して発信し、つながりづくりの促進に努めます。		令和５年度より、各団体では感染症対策に留意しながら、人と人とつながるためにサロン活動を再開した。継続的に住民の孤立やフレイル予防のために継続して実施した。令和５年度末、上尾市集いの場活動団体補助金及び市社協地域交流サロン事業補助金申請団体を対象に「つどいの場マップ」を作成した。 R5年度　サロン申請団体数：　56団体　　つどいの場マップに載せた団体数　133団体	人と人とつながるために、また、住民の孤立やフレイル予防のために地域交流サロン事業実施団体に対して助成金の交付を支援する。上尾市集いの場活動団体補助金及び市社協地域交流サロン事業補助金申請団体の他、新たに支部が助成している団体も対象とし「つどいの場マップ」の更新をしていく。生活支援体制整備第2層00として、地域情報の周知に向けて、関係機関、支部拠点、民生委員・児童委員、その他必要とする方へ広く配布するとともに、社会資源の把握に努める。	人と人とのつながるためにサロン活動を、継続的に行い、閉じこもりや孤立化を防止するため、茶話会やレクリエーション活動等を実施することにより、仲間作り、集い、相談及び見守りにつなげられるよう実施した。 上尾市集いの場活動団体補助金及び市社協地域交流サロン事業補助金申請団体を対象に「つどいの場マップ」更新し作成した。 R7年度　サロン申請団体数：　58団体　　つどいの場マップに載せた団体数　140団体	B	人と人とつながるために、また、住民の孤立やフレイル予防のために地域交流サロン事業実施団体に対して助成金の交付を支援する。上尾市集いの場活動団体補助金及び市社協地域交流サロン事業補助金申請団体の他、新たに支部が助成している団体も対象とし「つどいの場マップ」の更新をする。新たに、グーグルマップを活用するなど新たな視点で取り組む。生活支援体制整備第2層00として、地域情報の周知に向けて、関係機関、支部拠点、民生委員・児童委員、その他必要とする方へ広く配布するとともに、社会資源の把握に努める。
	S-6-5 「地域福祉懇談会」の開催	地域福祉活動は、「すべての住民にとって望ましい地域づくりを、みんなが一体となって進めること」であり、生活福祉課題を協議し合い集約するための「地域福祉懇談会」を支部及び自治会などで開催します。		地域福祉懇談会を自治会単位で開催することを市社協としては推奨している。地域で関係者が集まり地域の実情や課題などに触れ話し合えることは利点である。地域福祉懇談会を自治会単位で開催する方向性を提案して来たが、一部の支部を除き、積極的な開催には至っていない。（支部関係者の負担感だけが増す方向を危惧）開催事務区48/114　　支部開催4/13　　参加者数790人	地域で関係者が集まり地域の実情や課題などに触れ、話し合い、その課題解決のために取り組めることが利点であり、その地域に特色を出すことが出来る。半面、社協支部の活動は全地区（自治会）が同じ方向性をもって取り組めるような目標を掲げている為、支部圏域内において自治会ごとに活動の差が生じてしまっている所もある。今後の地域福祉懇談会の在り方について検討する必要性がある	地域福祉懇談会を自治会単位で開催することを市社協としては推奨している。地域で関係者が集まり地域の実情に合わせた課題などを協議しあえることは利点である。地域福祉懇談会を自治会単位で開催する方向性を提案して来たが、一部の支部を除き、積極的な開催には現在も至っていない。（支部関係者の負担感だけが増す方向を危惧）開催事務区31/114　　支部開催9/13　　参加者数873人	C	小地域（自治会単位）で関係者が集まり地域の実情に合わせた課題などを話し合い、その課題解決のために取り組めることが利点であり、その地域に特色を出すことが出来る。半面、社協支部の活動は全地区（自治会）が同じ方向性をもって取り組めるような目標を掲げている為、支部圏域内において自治会ごとに活動の差が生じてしまっている所もある。 今後の地域福祉懇談会の在り方について検討する必要性がある
	S-6-6 「地域福祉を考える集い」の開催	地域の課題を共有し、今後の地域福祉について考える機会とするために、「地域福祉を考える集い」を開催します。		5月から新型コロナウィルス感染症が「2類相当」から季節性インフルエンザなどの「5類」へ移行したことから感染対策に留意しながら、集合型による地域福祉を考える集いを開催した。 日　　時：令和５年１１月１８日（土）１３時～１５時 場　　所：上尾市文化センター中ホールにて 講演内容：「災害に備える２」～私たちにできること～ 参加人数：２０３名 効　　果：災害を切り口に、普段からの備えや福祉活動について考えてもらう機会とした。また、当日会場に来られなかった方や、講演を見直したい方のために講演を録画し、上尾市公式チャンネルあげTubeにて配信を行った。	地域の課題を共有し、今後の地域福祉について考える機会として「地域福祉を考える集い」は令和５年度に３３回を迎えた。地域福祉懇談会等を通じて、住民のニーズを把握し、そのニーズに立脚し多ニーズを進めるために、住民一人のニーズから地域全体の課題を捉え住民と一緒に問題解決に取り組むためのヒントとなるよう講演会として開催してきた。この結果から、見守り活動、サロン活動、自治会の互助活動、地域での助け合いの団体等が立ち上がり、地域住民とのつながり作りに発展し大きな評価となった思われる。 この功績を一区切りとし、今後の地域福祉を考える集いの在り方について検討する必要性がある。	高齢者にとって必ずしも容易ではないデジタル機器の活用を通じて、年齢、性別、障害等の垣根を越えた健康増進や認知症・フレイル予防、社会参加促進の可能性と効能について、事例を交えた内容で理解を深める。また、デジタル技術を活用したこれからの地域福祉のあり方を参加者とともに考える機会とすることを目的に開催した。 日　　時：令和８年２月２７日（金）１３時３０分～１５時 場　　所：イコス上尾　ホール 講演内容：「いつからでも始められる現代遊び～ゲームから広がる交流の輪～」 参加人数：１６１名 効　　果：ゲームは若者がするイメージであったが、講演や実際に同じ世代の方々がゲームを行う姿も見て、シルバー世代の私たちにもできそうだと、ゲームを身近に感じることができた。シルバーゲームが、シルバー世代と若い世代をつなぐ１つのアイテムとしても、期待ができることを発信することができた。	B	令和7年度をもって事業は一区切りをつけ、令和8年度は実施しない。社協13支部による住民向け講座の開催など、顔の見えるエリアにおいて、地区の実情に即した関心ごとを支部関係者とともに実践してく。

※取組評価（A：予定以上、B：概ね予定通り、C：予定遅れ、D：大幅遅れ・未実施）

第3次上尾市上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画（取組評価）

基本目標３：誰もが役割を持つことができる地域づくり　－　取組（大項目）７：地域福祉活動の活性化と担い手の育成

【基本目標３－取組７】（計画冊子：P86-88）

取組（中）	取組（小項目）	取組内容（冊子記載）	担当	令和６年度の実施状況（具体的な取組等）※参考	令和７年度の方針・実施予定	令和７年度の実施状況（具体的な取組等）	取組評価	令和８年度の方針・実施予定
(1) 健康・生きがいづくりの推進	7-1 健康づくりの推進	各種健診の受診を促進するための周知や啓発活動を推進するとともに、健康・食事・運動に関する講座の開催や情報発信、定期予防接種による感染症のまん延防止など、市民の健康を守るための情報提供や啓発、迅速な対応に努めます。また、地域の集会所などで体操を行いながら高齢者の健康維持と交流を図ったり、ポイントを貯めながら楽しく健康づくりを行うことができる健康マイレージの普及啓発に努めます。	高齢介護課	地域住民が主体となって体操などを行う団体に対して、補助金や講座、地域包括支援センターを通じた運営支援などを行った。	引き続き、地域住民が主体となって体操などを行う団体に対して、補助金や講座、地域包括支援センターを通じた運営支援などを行っていく。	地域住民が主体となって体操などを行う団体に対して、補助金や講座、地域包括支援センターを通じた運営支援などを行った。	B	引き続き、地域住民が主体となって体操などを行う団体に対して、補助金や講座、地域包括支援センターを通じた運営支援などを行っていく。
			健康増進課	がん検診等は健康カレンダー、市ホームページ、広報あげお、さらに年度途中から開始した健康ポイントアプリ「あげお健康ぶらす」のプッシュ通知機能を利用し、広く周知を行った。	引き続き、健康カレンダー、市ホームページ、広報あげお、健康ポイントアプリ「あげお健康ぶらす」、さらに市のLINEを用いて健康増進に関する事業の周知に努めていく。	健康カレンダー、市ホームページ、広報あげお、年度末に登録者15,000人に到達した健康ポイントアプリ「あげお健康ぶらす」のプッシュ通知機能、さらには、市のLINEを用いて運動教室などの健康増進関連事業の申込み受付についても新たに実施した。	A	引き続き、健康カレンダー、市ホームページ、広報あげお、健康ポイントアプリ「あげお健康ぶらす」のプッシュ通知機能、市のLINEを用いた申込み受付等について実施していく。
			保険年金課	年金保険料や給付に関すること、特定健康診査や後期高齢者健康診査等について、情報提供や周知に努めた。高齢者のフレイル予防について、市内２圏域においてフレイル予防講座を実施し、周知した。	年金保険料や給付に関すること、特定健康診査や後期高齢者健康診査等について、情報提供や周知を図っていく。高齢者のフレイル予防について、市内２圏域においてフレイル予防講座を実施し、周知していく。	国保の給付に関すること、特定健康診査や後期高齢者健康診査等について、情報提供や周知に努めた。高齢者のフレイル予防について、市内２圏域においてフレイル予防講座を実施し、周知した。	B	国保の給付に関すること、特定健康診査や後期高齢者健康診査等について、情報提供や周知を図っていく。高齢者のフレイル予防について、市内２圏域においてフレイル予防講座を実施し、周知していく。
			スポーツ振興課	６月には「あげおdeからだ元気フェスタ」を開催し、子どもから高齢者まで誰もが気軽に楽しめるようなスポーツ体験や健康測定会を行った。１０月には「上尾市民体育祭」を開催し、ユニバーサルスポーツ体験、アーバンスポーツ体験のほか、ショッピングモールにて速歩体験会を行い、市民が健康・体力づくりに親しむ場を設けた。１１月、翌年２月には、「シティハーフマラソン」「市民駅伝競走大会」を開催し、市内外から多くの人が参加し、走る楽しさや体力の向上、参加者の交流を深めた。また、スポーツ健康都市宣言を踏まえ、年間を通して高齢者又は親子を対象に各公民館でスポーツ体験教室を開催した。	生涯スポーツの推進や健康意識の醸成を目的として、少人数制のスポーツ体験教室をより充実させていく。将来にわたり生き生きと健康的に暮らすことができるよう、スポーツに親しむ情報の提供を行い、スポーツを行うきっかけ作りを推進していく。また、スポーツを通して健康・体力づくりに親しむ場を設けるため、昨年同様に「あげおdeからだ元気フェスタ」「上尾市民体育祭」「シティハーフマラソン」「市民駅伝競走大会」を開催する。	６月には「あげおdeからだ元気フェスタ」を開催し、子どもから高齢者まで誰もが気軽に楽しめるようなスポーツ体験や健康測定会を行った。１０月には「上尾市民体育祭」を開催し、ユニバーサルスポーツ体験のほか、ショッピングモールにて親子ファンランを行い、市民が健康・体力づくりに親しむ場を設けた。１１月には、「シティハーフマラソン」を開催し、市内外から多くの人が参加し、走る楽しさや体力の向上、参加者の交流を深めた。また、スポーツ健康都市宣言を踏まえ、年間を通して高齢者又は親子を対象に各公民館で「スポ健Day」を開催し、さまざまなスポーツ体験教室を開催した。	B	生涯スポーツの推進や健康意識の醸成を目的とし、将来にわたり生き生きと健康的に暮らすことができるよう、スポーツに親しむ情報の提供を行い、スポーツを行うきっかけ作りを推進していく。また、スポーツを通して健康・体力づくりに親しむ場を設けるため、「あげおdeからだ元気フェスタ」「上尾市民体育祭」「シティハーフマラソン」「市民駅伝競走大会」「スポレクひろば」「スポ健Day」を開催する。
	7-2 ★フレイル予防・介護予防の充実	フレイルなど、地域の健康課題を把握・分析して、高齢者の健康づくりを支えます。また、高齢者が地域で健康に暮らし続けられるよう、アッピー元気体操などの介護予防を推進します。	高齢介護課	アッピー元気体操をはじめとした、様々な介護予防活動を推進し、地域の介護予防活動の活性化を図るため、団体の立ち上げ支援やステップアップ情報交換会を開催した。また、あげお健康プラスを活用し、参加者のモチベーション向上を図った。	引き続き、アッピー元気体操をはじめとした、様々な介護予防活動を推進し、地域の介護予防活動の活性化を図る。具体的には、団体の立ち上げ支援やステップアップ情報交換会の開催などを予定している。また、様々な媒体を活用して、アッピー元気体操の周知を図っていく。	アッピー元気体操をはじめとした、様々な介護予防活動を推進し、地域の介護予防活動の活性化を図るため、団体の立ち上げ支援やステップアップ情報交換会を開催した。また、あげお健康プラスを活用し、参加者のモチベーション向上を図った。	B	引き続き、アッピー元気体操をはじめとした、様々な介護予防活動を推進し、地域の介護予防活動の活性化を図る。具体的には、団体の立ち上げ支援やステップアップ情報交換会の開催などを予定している。また、様々な媒体を活用して、アッピー元気体操の周知を図っていく。
			健康増進課	フレイルリスクの高い高齢者を対象とし、低栄養に対する個別栄養相談を実施した。（対象72名、実施14名）	フレイルリスクの高い高齢者を対象とし、低栄養に対する個別面接相談を実施する。	フレイルリスクの高い高齢者を対象とし、低栄養に対する個別栄養相談を実施した。（対象87名、実施18名）	B	引き続き、フレイルリスクの高い高齢者を対象とし、低栄養に対する個別栄養相談を実施していく。
			保険年金課	市内２圏域において、低栄養やオーラルフレイルのリスクがある方を対象とした面接等の栄養・口腔相談や、通いの場でのフレイル予防講座、健診や医療・介護サービス等につなげっておらず、健康状態が把握できない方を対象とした訪問等支援を実施し、高齢者の健康づくりを支援した。	市内２圏域において、低栄養やオーラルフレイルのリスクがある方を対象とした面接等の栄養・口腔相談や、通いの場でのフレイル予防講座、健診や医療・介護サービス等につなげっておらず、健康状態が把握できない方を対象とした訪問等支援を実施し、高齢者の健康づくりを支援していく。	市内２圏域において、低栄養やオーラルフレイルのリスクがある方を対象とした面接等の栄養・口腔相談や、通いの場でのフレイル予防講座、健診や医療・介護サービス等につなげっておらず、健康状態が把握できない方を対象とした訪問等支援を実施し、高齢者の健康づくりを支援した。	B	市内２圏域において、低栄養やオーラルフレイルのリスクがある方を対象とした面接等の栄養・口腔相談や、通いの場でのフレイル予防講座、健診や医療・介護サービス等につなげっておらず、健康状態が把握できない方を対象とした訪問等支援を実施し、高齢者の健康づくりを支援していく。
	7-3 きっかけづくりの支援	定年を迎える人々が地域活動を始めるきっかけづくりとなるイベントや、市民活動団体を紹介する講座などを開催したり、市民活動・生涯学習の活動団体や情報について、市ホームページや情報紙、ガイドブックなどで提供し、きっかけづくりを支援します。	市民活動支援センター	市内で活動している団体を紹介する「市民活動ガイドブック」をセンター窓口等に配置した。センターHP、X（旧：Twitter）、上尾市LINEを活用し、イベント情報やセンター空室情報などを発信した。情報紙「むすびん」を年４回発行した。	市内で活動している団体を紹介する「市民活動ガイドブック」をセンター窓口等に配置する。センターのHP、X（旧：Twitter）、上尾市LINEを活用し、イベント情報やセンター空室情報などを発信する。情報紙「むすびん」を年４回発行する。	市内で活動している団体を紹介する「市民活動ガイドブック」をセンター窓口等に配置した。センターHP、X（旧：Twitter）、上尾市LINEを活用し、イベント情報やセンター空室情報などを発信した。情報紙「むすびん」を年４回発行した。	B	市内で活動している団体を紹介する「市民活動ガイドブック」をセンター窓口等に配置する。センターのHP、X（旧：Twitter）、上尾市LINEを活用し、イベント情報やセンター空室情報などを発信する。情報紙「むすびん」を年４回発行する。
			生涯学習課	人生100年時代を意識したマネープランや相続・生前贈与といった資産に関するものほか、睡眠やストレス、口腔フレイルといった健康で暮らすための講座を実施した。	引き続き公民館や集会所で様々な講座を実施し、市民に学びのきっかけを提供する。	相続や遺産整理といったシニアにフォーカスした「お金の話」を実施したほか、麻雀や脳活など楽しみながら心身を活性化できる講座も実施した。	B	公民館や集会所で様々な講座を実施し、市民に学びのきっかけを提供する。
	7-4 就労支援による社会参加の推進	シルバー人材センター、障害者就労支援センター、ハローワークなどと連携し、就労を希望する高齢者や障害者の社会参加を支援します。	障害福祉課	障害者就労支援センターの持つ機能を活かせる段階にある個別相談については、センターの紹介を行い就労の促進に努めた。	障害者就労支援センターの持つ機能を活かせる段階にある個別相談については、紹介を行い就労支援を実施していく。	障害者就労支援センターの持つ機能を活かせる段階にある個別相談については、センターの紹介を行い就労の促進に努めた。	B	障害者就労支援センターの持つ機能を活かせる段階にある個別相談については、紹介を行い就労支援を実施していく。
			高齢介護課	シルバー人材センターについて周知を行うため、窓口や市の施設にチラシの配架を行った。	希望に応じた就業機会や社会奉仕等の活動機会を確保するためのシルバー人材センターについて周知を行うため、窓口や市の施設にチラシの配架の協力に努める。	希望に応じた就業機会や社会奉仕等の活動機会を確保するためのシルバー人材センターについて周知を行うため、窓口や市の施設にチラシの配架の協力に努める。	B	引き続き、高齢者が就業を通じて生きがいを得るため及び社会奉仕等の活動機会を確保するためのシルバー人材センターについて周知を行うため、窓口や市の施設にチラシの配架の協力に努める。
			商工課	・上尾市ふるさとハローワークでは、職業相談・職業紹介・求人情報の提供等を行い、求職者（高齢者や障害者含む）に対して就労支援を実施している。 毎週月から金曜日（祝日除く）10時から17時まで実施 窓口）求職相談：9,581件　求人相談：88件　合計：9,669件 電話）求職相談：2,394件　求人相談：8件　合計：2,402件 就職件数）上尾市内：511名　市外：222名　合計：733名	高齢者や障害者への就労支援を図りつつ、相談窓口・相談内容及び支援制度等に関する周知を行う。	・上尾市ふるさとハローワークでは、職業相談・職業紹介・求人情報の提供等を行い、求職者（高齢者や障害者含む）に対して就労支援を実施している。 毎週月から金曜日（祝日除く）10時から17時まで実施 窓口）求職相談：9,424件　求人相談：48件　合計：9,472件 電話）求職相談：2,359件　求人相談：61件　合計：2,420件 就職件数）上尾市内：359名　市外：321名　合計：680名	B	高齢者や障害者への就労支援を図りつつ、相談窓口・相談内容及び支援制度等に関する周知を行う。
(2) 地域福祉活動への支援	7-5 自治会活動への支援	地域コミュニティの中核を担い、自主防災活動、環境美化運動の推進、市や地域の情報提供のほか、高齢者が楽しみながら参加できるイベントの開催や地域の見守り活動など、高齢者と地域社会のつながりを維持し、社会参加を促進する自治会・町内会・区会の活動を支援します。	市民協働推進課	地域コミュニティの中核を担う市内の各自治会に対して自治会活動運営交付金を交付し、その活動を支援している。	自治会活動運営交付金を市内の各自治会に対して交付し、その活動を支援する。	辞t会活動運営交付金を交付し、各自治会の運営活動を一定程度サポートすることができた。	B	配布資料の電子化やデジタル化など、自治会活動の運営サポート。
	7-6 民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員、主任児童委員が地域福祉活動の中核として活動できるよう、活動紹介や周知を行うなど、活動を支援します。	福祉総務課	民生委員の活動について、広報あげお及び市ホームページに掲載し、より多くの市民に対して周知を図った。	引き続き、民生委員の活動について、広報あげお、市ホームページに掲載し、より多くの市民に対して周知を図る。	民生委員の活動について、広報あげお及び市ホームページに掲載し、より多くの市民に対して周知を図った。	B	引き続き、民生委員の活動について、広報あげお、市ホームページに掲載し、より多くの市民に対して周知を図る。
	7-7 通いの場への支援	地域で行われている「いきいきクラブ」や「老人だんらんの家」、サロン活動などの活動拡大や認知度向上を図り、活動を支援します。	高齢介護課	高齢者が地域での活動に参加するきっかけになるよう広報誌に活動の紹介や募集記事を掲載した。また。安定した活動の運営ができるよう「いきいきクラブ運営費補助金」「だんらんの家運営費交付金」「通いの場づくり支援補助金」を交付した。	高齢者が地域での活動に参加するきっかけになるよう広報誌に活動の紹介や募集記事を掲載するほか、地域で行われている「いきいきクラブ」の活動や「だんらんの家」の運営、サロン活動などの運営を安定して行えるよう補助金を交付する。	高齢者が地域での活動に参加するきっかけになるよう広報誌に活動の紹介や募集記事を掲載するほか、地域で行われている「いきいきクラブ」の活動や「だんらんの家」の運営、サロン活動などの運営を安定して行えるよう補助金を交付した。	B	高齢者が地域での活動に参加するきっかけになるよう広報誌に活動の紹介や募集記事を掲載するほか、地域で行われている「いきいきクラブ」の活動や「だんらんの家」の運営、サロン活動などの運営を安定して行えるよう補助金を交付する。
	7-8 市民活動団体への支援	活動団体が自立するための支援や、相談・拠点探しの支援、交流会によるネットワークつくりなど、活動団体の活性化や継続した活動を図る支援を行います。また、地域課題を解決するため、市民活動団体と行政が協働して取り組む「協働のまちづくり推進事業」を推進します。	市民活動支援センター	協働のまちづくり推進事業として、令和６年度は上尾市市民活動推進協議会において選考の結果、５団体の協働事業（補助事業）が採択された。	協働のまちづくり推進事業として提案書の募集を行い、引き続き協働のまちづくり事業を推進していく。	協働のまちづくり推進事業として、令和7年度は上尾市市民活動推進協議会において選考の結果、５団体の協働事業（補助事業）が採択された。	C	協働のまちづくり推進事業として提案書の募集を行い、引き続き協働のまちづくり事業を推進していく。
	7-9 生涯学習団体への支援	学習拠点である公民館、人権教育集会所、学校開放施設などの環境整備に努めます。また、市民の学びの質の向上のため、情報提供や学習相談支援体制の充実を図ります。	生涯学習課	上尾公民館を除く5公民館に思いやり駐車場を整備し、来館者の利便性を向上させたほか、大石公民館照明器具LEDの更新など各施設の環境整備を行った。	引き続き、各施設の環境整備に努める。	上平・原市公民館図書室照明器具交換や大石公民館駐車場舗装修繕、その他各施設の環境整備を行い、来館者の利便性を向上させた。	B	各施設の環境整備に努める。
	7-10 大学や事業者との連携促進	地域の課題解決、知的好奇心の向上や多様な学習機会の提供を図るため、大学や事業者との連携を促進します。	市民活動支援センター	令和６年度は、上尾市市民活動推進協議会委員を聖学院大学に依頼し、１名の委員を委嘱している。	引き続き、令和７年度も上尾市市民活動推進協議会委員を聖学院大学に依頼し、委嘱する予定である。	令和7年度は、上尾市市民活動推進協議会委員を聖学院大学に依頼し、１名の委員を委嘱している。	B	引き続き、令和７年度も上尾市市民活動推進協議会委員を聖学院大学に依頼し、委嘱する予定である。
			生涯学習課	聖学院大学と連携し公開講座を実施したほか、日本薬科大学や人間科学大学、民間事業者と連携した講座を実施した。	引き続き、大学や民間事業者と連携した事業を推進する。	聖学院大学と連携し公開講座を実施したほか、日本薬科大学や人間総合科学大学、民間事業者と連携した講座を実施した。	B	大学や民間事業者と連携した事業を推進する。
	7-11 多文化共生活動への支援	上尾市国際交流協会（ＡＧＡ）などの活動を支援し、「あげおワールドフェア」などの交流イベントの開催、日本語を母国語としない子どもへの日本語教室や学習支援を行う活動を支援します。	市民協働推進課	10月に「あげおワールドフェア2024」を開催した。子ども教室の再開については、昨年度実施したアンケート調査結果を踏まえ、検討した。	「あげおワールドフェア」は引き続き開催を支援する。 子ども教室については、引き続き再開の時期や開催方法等を検討する。	10月に「あげおワールドフェア2025」を開催した。日本語教室の開催場所の確保などの学習支援を行った。	B	「あげおワールドフェア」などの交際交流イベントを支援するとともに、地域日本語教室の充実に努める。
	7-12 感染症に対する活動支援	正確な情報提供に努めるとともに、国のガイドラインに基づいた感染予防策や情報について、介護事業所や市民団体など が開催する通いの場などに周知し 、運営を支援します 。	高齢介護課	新型コロナウイルス感染症の5類移行後、通いの場における感染症対策はそれぞれの団体の考えに基づいた対応となっている。	国や県等から新しい情報があった場合、随時改訂し、周知を図る。	新型コロナウイルス感染症の5類移行後、通いの場における感染症対策はそれぞれの団体の考えに基づいた対応となっている。	B	国や県等から新しい情報があった場合、随時改訂し、周知を図る。
			健康増進課	インフルエンザを始めとする感染症の情報提供について、広報あげお、上尾市ホームページ等を通して行った。また、こどもの予防接種及び高齢者の予防接種を行った。	感染症に関する情報提供及び予防接種については、適宜実施していく。特に接種希望者が接種機会を逃すことのないよう、適切なタイミングで行うこととする。	インフルエンザを始めとする感染症の情報提供について、広報あげお、上尾市ホームページ等を通して行った。また、こどもの予防接種及び高齢者の予防接種を行った。また、必要に応じて対象者へ個別はがきを発出し、接種機会を逃すことのないように努めた。	A	感染症に関する情報提供及び予防接種については、適宜実施していく。特に接種希望者が接種機会を逃すことのないよう、適切なタイミングで行っていく。
	7-13 基金を活用した活動団体への支援	市民や法人・団体からの寄付金を積み立てた社会福祉基金を活用し、福祉に関する活動を行っている団体などに助成することで活動を支援します。	福祉総務課	令和６年度は、社協１３支部５団体に対し助成を行った。	社会福祉基金活用事業について、より多くの団体に社会福祉基金を活用してもらうよう、広報あげお、市ホームページ及びチラシの設置等を通じて周知を図っていく。	令和７年度は、社協１３支部５団体に対し助成を行った。	B	社会福祉基金活用事業について、より多くの団体に社会福祉基金を活用してもらうよう、広報あげお、市ホームページ及びチラシの設置等を通じて周知を図っていく。

※取組評価（A：予定以上、B：概ね予定通り、C：予定遅れ、D：大幅遅れ・未実施）

第3次上尾市上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画（取組評価）

基本目標３：誰もが役割を持つことができる地域づくり　－　取組（大項目）７：地域福祉活動の活性化と担い手の育成

【基本目標３－取組７】（計画冊子：P86-88）

取組（中）	取組（小項目）	取組内容（冊子記載）	担当	令和６年度の実施状況（具体的な取組等）※参考	令和７年度の方針・実施予定	令和７年度の実施状況（具体的な取組等）	取組評価	令和８年度の方針・実施予定
(3)　人材の育成・活用	7-14 自治会活動への参加促進	地域活動の新たな担い手を育成するため、自治会・町内会・区会と連携しながら情報発信・共有を図ることによりネットワークの活性化に努めます。	市民協働推進課	広報あげお、市ホームページに自治会への加入促進についての記事を掲載するほか、自治会への加入促進チラシを転入者向けの配布資料に同封するなどして、市民の自治会への加入及び地域活動への参加促進に向けて取り組んだ。	広報活動に取り組み、自治会活動への参加促進を行う。	市ホームページで自治会活動の実施報告を行い、非会員世帯への周知を図った。	B	自治会活動の情報発信の特集を組む。
	7-15 民生委員・児童委員の育成	民生委員・児童委員、主任児童委員が地域福祉活動の中核として活動できるよう、研修などを通じて、各種制度や福祉サービス、関係機関との連携などへの理解を深め、資質向上に努めます。	福祉総務課	全体会や各連絡会において研修を実施し、各種制度や福祉サービス、関係機関との連携について理解を深めた。また、各地区民協における研修開催の支援を行った。	引き続き、全体会や各連絡会において研修を実施し、各種制度や福祉サービス、関係機関との連携について理解を深める。また、各地区民協における研修開催の支援を行う。	全体会や各連絡会において研修を実施し、各種制度や福祉サービス、関係機関との連携について理解を深めた。また、各地区民協における研修開催の支援を行った。	B	引き続き、全体会や各連絡会において研修を実施し、各種制度や福祉サービス、関係機関との連携について理解を深める。また、各地区民協における研修開催の支援を行う。
	7-16 活動する人材の確保	地域福祉活動やボランティア活動、市民活動への参加を促進するため、周知啓発及び関係機関と連携した担い手の育成を図ります。また、活動を通じて社会貢献や社会参加したい人に対して、相談会や団体とのマッチングを行うなど、人材の確保に努めます。	福祉総務課	社会福祉協議会のボランティアセンター運営を補助し、ボランティアの育成を支援した。民生委員・児童委員については、民生委員の日にあわせて、周知活動を行った。また、広報	引きつづき社会福祉協議会のボランティアセンター運営を補助し、ボランティアの育成を支援する。また民生委員についても引き続き周知・啓発を行うが、さらに広報あげおに記事を掲載し、より多くの市民に対し民生委員の活動を周知する。	社会福祉協議会のボランティアセンター運営を補助し、ボランティアの育成を支援した。民生委員・児童委員については、民生委員の日にあわせて、周知活動を行った。また、各地区民協における研修開催の支援を行った。	B	引きつづき社会福祉協議会のボランティアセンター運営を補助し、ボランティアの育成を支援する。また民生委員についても引き続き周知・啓発を行うが、さらに広報あげおに記事を掲載し、より多くの市民に対し民生委員の活動を周知する。
			市民活動支援センター	「市民活動ガイドブック」をセンター窓口等に配置した。センターのHP、X（旧：Twitter）、上尾市LINEを活用し、市民活動団体の情報やボランティア情報などを発信した。	「市民活動ガイドブック」をセンター窓口等に配置する。センターのHP、X（旧：Twitter）、上尾市LINEを活用し、市民活動団体の情報やボランティア情報などを発信する。	「市民活動ガイドブック」をセンター窓口等に配置した。センターのHP、X（旧：Twitter）、上尾市LINEを活用し、市民活動団体の情報やボランティア情報などを発信した。	B	「市民活動ガイドブック」をセンター窓口等に配置する。センターのHP、X（旧：Twitter）、上尾市LINEを活用し、市民活動団体の情報やボランティア情報などを発信する。
	7-17 生涯学習ボランティアの育成	生涯学習の成果を地域で活かしたい人にまなびすと指導者として登録してもらい、講師として活躍できる場を増やし、その資質向上を支援します。	生涯学習課	まなびすと指導者バンクに延べ９６名の登録があり、指導者の情報誌を発行することにより活躍のきっかけつくりを提供するとともに、公民館講座で講師として活躍してもらった。	まなびすと指導者として登録してもらい、講師として活躍できる場を増やすとともに、その資質向上を支援する。	令和７年度は新たに１５人の登録があり、年度末時点の登録者数は延べ９５人。情報誌およびホームページで情報提供を行ったほか、今後の活動に寄与するため生涯学習ボランティア指導者養成講座を実施した。	B	まなびすと指導者としての活動を支援する。
	7-18 サポーター・ボランティアの養成	「認知症サポーター」や「健康長寿サポーター」「ゲートキーパー」など、サポーターやボランティアを養成し、人材の育成に努めます。	高齢介護課	開催希望のあった団体等に対して、計39回の開催をし、参加者は計858名（うち3回は市主催の講座開催、参加者77名）であった。また、認知症サポーターを受講した住民に対して認知症サポーターステップアップ講座を開催し、計5回(うち市主催1回)106名（うち市主催の参加者は18名）参加した。	高齢者が地域での活動に参加するきっかけになるよう広報誌に活動の紹介や募集記事を掲載するほか、地域で行われている「いきいきクラブ」の活動や「だんらんの家」の運営、サロン活動などの運営を安定して行えるよう補助金を交付する。	開催希望のあった団体等に対して、計24回の開催をし、参加者は計742名（うち3回は市主催の講座開催、参加者50名）であった。また、認知症サポーターを受講した住民に対して認知症サポーターステップアップ講座を開催し、計4回(うち市主催1回)72名（うち市主催の参加者は14名）参加した。	B	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する人材を養成するために、住民に対して認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を開催する。小・中学校等でも講座の開催を検討し、幅広い世代に対して認知症に関する普及啓発を進めていく。
			健康増進課	健康長寿サポーターの養成講座（10回　207名）	健康長寿サポーターは埼玉県事業であり、令和６年度をもって終了。	令和７年度より健康長寿サポーター事業の取組を継承した「みんなで健康マイスター事業」が開始となり、市政出前講座として８回（167人受講）実施した。	B	引き続き、市政出前講座の一環として実施して「健康マイスター」の養成を実施していく。
社協	S-7-1 高齢者に対する健康の増進、教養の向上	老人福祉センター「ことぶき荘」の管理運営を行い、地域の高齢者に対して、健康相談などに応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどにより、健康で明るい生活を送っていただくため、利用者に親しまれるサービスの向上に努めます。	社会福祉協議会	令和５年５月８日から第５類に移行に伴い、利用者への周知期間を設けたうえで５月１５日（月）より入浴入場制限等を撤廃し売店販売を開始した。飲食や施設利用においてはコロナ前の状況に戻したが七夕飾りクリスマス飾りは感染伝播防止のため中止とした。また昌蒲湯、ゆず湯は昌蒲やゆずの提供者不在のため中止、また、芸能発表会は実行委員経験者の利用者が一人しか来なくなってしまったため中止とした。警察による交通安全講習会は２回開催し好評であった。利用者の日々の増減はあるが平均７０～８０人の利用者が楽しんで過ごしていた。	移転に伴いことぶき荘は休館となるが、週２回の健康相談と月２回以上の講座や交流会を企画し、新ことぶき荘に繋げていける事業を展開していく。また、様々な講座やイベントの参加もしていきことぶき荘を周知していく。特に６０代～７０代の新規利用者の獲得を目指していく。	総合福祉センターの大規模改造工事に伴い、老人福祉センターことぶき荘は休館中ではあったが、健康相談（毎週火・金曜日）、講座（月２回）、交流会（毎週水曜日）に実施してきた。老人福祉センターことぶき荘の会員とのつながりを絶やさないことを目的に、広報紙「げんきだより」を公共施設、ドラッグストアに配架したところ、新規利用者の獲得をすることができた。	B	老人福祉センターことぶき荘は施設を利用される方が「気軽に利用し、楽しく通う」をもっとうに「健康づくりゾーン」、「憩いの場ゾーン」の２つのコンセプトのエリアに分け、利用する方が安心して過ごすことのできる拠点としていく。 健康づくりゾーンは、カラオケ、健康麻雀、マシーンジム、シルバーゲームスポーツなど、身体の維持向上に繋げていく。 憩いの場ゾーンは、講座、休憩、心配ごとなど、ゆっくりと過ごせる場所の提供をしていく。
	S-7-2 ボランティアセンターによるボランティアの参加促進	ボランティア活動を始めるきっかけづくりとして、夏休みボランティア体験やフードドライブなど、ボランティア養成講座を開催し、ボランティア人口の増加を図ります。また、市民からのボランティアに関する相談に応じ、積極的に活動機会へのマッチングを図ります。		夏休みボランティア体験：昨年度は、コロナ禍で体験メニューを減らして行ったが、今年度は、新型コロナウィルスが５類感染症に引き下げられたことで、メニュー数を増やし、事前説明会も対面で実施することが出来た。197名の参加があった。 フードドライブ：秋に県下一斉フードドライブを１０月２５日～２８日の４日間で実施。 生活共同組合コープみらい市内２店舗、毎月１回回収。 ボランティアビューローに常設。 多くの　食材を必要な世帯や団体につないだ。 傾聴ボランティア養成講座：3日間コースで、基礎的な知識と演習を行った。 子どもの居場所づくりセミナー：子どもの居場所や団体の活動について周知を行った。	夏休みボランティア体験は、期間を7月から8月までとし、ボランティア活動を始めるきっかけづくりの場を増やせるように行っていく。 傾聴ボランティア養成講座を実施し、活動者の裾野を広げ団体として継続的に活動できるように支援していく。	夏休みボランティア体験：ボランティア活動を始めるきっかけづくりの場になるように、 メニュー数を３０作成し、303名の参加があった。 フードドライブ：秋に県下一斉フードドライブを９月２０日～２１日の２日間で実施。 生活共同組合コープみらい市内２店舗、毎月１回回収。 ボランティアビューローに常設。 多くの食材を必要な世帯や団体につないだ。 傾聴ステップアップ講座：傾聴ボランティア活動をされている方や実践として傾聴をされている方を対象に、さらに”聞き上手”になるために講義と演習を行った。	A	夏休みボランティア体験は、期間を8月中とし、ボランティア活動を始めるきっかけづくりの場を増やせるように行っていく。 傾聴ボランティア養成講座を実施し、活動者の裾野を広げ団体として継続的に活動できるように支援していく。
	S-7-3 地域の担い手育成の促進	生活支援体制整備事業（市委託事業）として、第１層（市内全域）・第２層（社協支部圏域）において、講座などの開催により、活動者の参加促進に努めます。		傾聴ボランティア養成講座を実施（全３日（６月２１日、２８日、７月５日）。受講者３０人。その中でグループ化に向けて３回の立ち上げ準備会議を経て、９月から傾聴ボランティアグループ「ダンボ」として、新たにボランティアセンターに登録し施設での傾聴ボランティア活動をスタートした。また、災害ボランティア養成講座をＲ５年１２月２日にＲｅＶＡ復興ボランティアチーム・上尾の協力のもと実施。参加者　１１人受講したが、養成後の活動に結び付けられていないのが継続課題となっている。	令和６年度においても傾聴ボランティア養成講座の実施計画をしている。住民のニーズに合ったボランティアの人材育成に向けた研修内容や養成の活動に結び付けていけるよう検証し計画立てをしていく。	傾聴ステップアップ講座をR7年7月24日、R8年2月16日に2回実施。受講者延べ23人。今回の対象が日頃傾聴活動をしている方等を対象にステップアップするための講座として開催。参加者も傾聴ボランティアグループの方、個人として施設で傾聴活動をしている方が主であった。また、災害ボランティア養成講座をR8年3月15日にＲｅＶＡ復興ボランティアチーム・上尾の協力のもと実施。参加者13人受講した。養成後の活動に結び付けられるよう災害ボランティアに登録してもらい、今後、情報提供を行っていく。	B	令和8年度においても傾聴ボランティア養成講座の実施計画をしている。地域の担い手の育成を、住民のニーズに合ったボランティア人材育成に向けた養成講座を実施し活動に結び付けていけるよう検証し計画立てをしていく。
	S-7-4 ボランティアセンター登録団体の運営費補助と活動促進	ボランティアグループに対して、必要な資金の助成を行うことで、継続的なボランティア活動の維持及び活性化を図ります。また、ボランティアグループとの連携に努め、福祉施設や団体などからのボランティア依頼に対するマッチングを適切に行い、活動促進を図ります。		上尾市ボランティアセンターに登録し、申請のあった25団体と、地域住民や他団体と連携の目的に申請のあった１団体に対して、活動に必要な資金の助成を行った。また、ボランティア依頼に対して団体等と調整し、活動促進を図った	ボランティアグループに対して、必要な資金の助成を行い、ボランティア活動の維持及び活性化を図っていく。またボランティアグループとの連携に努め、福祉施設や団体などからのボランティア依頼に対するマッチングを適切に行い、活動促進を図る。	上尾市ボランティアセンターに登録し、申請のあった29団体に対して、活動に必要な資金の助成を行った。また、ボランティア依頼に対して団体等と調整し、活動促進を図った。	B	ボランティアグループに対して、必要な資金の助成を行い、ボランティア活動の維持及び活性化を図っていく。またボランティアグループとの連携に努め、福祉施設や団体などからのボランティア依頼に対するマッチングを適切に行い、活動促進を図る。
	S-7-5 社協支部活動の推進及び支援	地区内の住民が主体となり、地区における地域福祉活動の増進を図るため、社会福祉関係者が参加・協力し、住民福祉の増進及び小地域福祉活動への啓発・支援を行います。		13支部拠点では、コーディネーターが常駐しながら、あったか見守りサービス事業の実施継続および新規利用者の調整をするとともに、初期相談窓口及び地域の連絡所の機能を担い、地域住民や支部関係者、自治会関係者等との連絡調整を行えた。各支部で広報紙を発行し、地域活動情報の発信をするとともに、見守り協力員の募集や支部拠点のＰＲ強化に努めた。	令和６年度も13支部拠点で、コーディネーターが常駐しながら、あったか見守りサービス事業の実施継続および新規利用者の調整をするとともに、初期相談窓口及び地域の連絡所の機能を担い、地域住民や支部関係者、自治会関係者等との連絡調整を行う。各支部で広報紙を発行し、地域活動情報の発信をするとともに、見守り協力員の募集や支部拠点のＰＲ強化に努める。社協１３支部圏域にて住民向け講座やアンケートなどの調査を実施していく。	13支部拠点では、コーディネーターが常駐しながら、住民に対して身近な困りごとを相談できる場所を定着させるため、各支部で広報紙を発行し、地域活動情報の発信をするとともに、見守り協力員の募集や支部拠点のPR強化に務めた。また、あったか見守りサービス事業の実施継続および新規利用者の調整をするとともに、地域の連絡所の機能を担い、地域住民や支部関係者、自治会関係者等との連絡調整を行えた。	B	13支部拠点で、コーディネーターが常駐しながら、あったか見守りサービス事業の実施継続および新規利用者の調整をするとともに、初期相談窓口及び地域の連絡所の機能を担い、地域住民や支部関係者、自治会関係者等との連絡調整を行う。各支部で広報紙を発行し、地域活動情報の発信をするとともに、見守り協力員の募集や支部拠点のＰＲ強化に努める。住民にとって来所しやすい環境や相談者のプライバシーへの配慮を意識し、年間を通じたPRをしていく。

※取組評価（A：予定以上、B：概ね予定通り、C：予定遅れ、D：大幅遅れ・未実施）